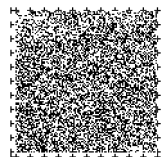


宇部市障害福祉プラン

第五次宇部市障害者福祉計画

第7期宇部市障害福祉計画・第3期宇部市障害児福祉計画

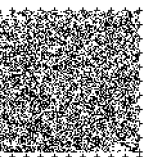
令和6年（2024年）3月
宇部市



宇部市障害福祉プラン

発行年月：令和6年（2024年）3月
宇部市健康福祉部障害福祉課
TEL：0836-34-8314 FAX：0836-22-6052
MAIL：syoun-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

令和6年（2024年）3月
宇部市



はじめに

障害のある人もない人も自分らしく暮らし、地域の一員としてともに生きていくため、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することは、すべての人の願いです。

近年、国においては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定、また障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正、さらに県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定など、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。



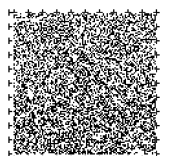
このような中、本市では、障害のある人を取り巻く環境の変化や本市の現状、これまでの取組などを踏まえ、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を基本理念とする「宇部市障害福祉プラン(第五次宇部市障害者福祉計画)」を策定しました。

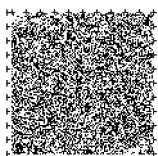
今後は、本計画に掲げた「障害についての理解促進」「発達障害に関する支援体制の充実」の重点施策を中心に、福祉・医療・教育・就労などの幅広い分野の関係機関や当事者団体、市民の皆様と共創のもと、市民にとってやさしいまちづくりを進めていきます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や多大なるご尽力をいただきました宇部市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました団体や事業所、市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年(2024年)3月

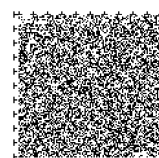
宇部市長 篠崎 圭二





目次

第1章 プラン策定の概要	1
1 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の趣旨	1
2 計画の策定体制	2
3 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置付けと計画期間	3
4 障害者をめぐる法制度の動向	5
第2章 本市の障害者等の状況	8
1 本市の人口・世帯数の状況	8
2 身体障害者の状況	9
3 知的障害者の状況	12
4 精神障害者の状況	13
5 障害支援区分の状況	14
6 障害福祉サービス事業所の状況	15
7 事業所調査からわかる状況	16
8 障害者関係団体からの意見	19
9 前計画の実践と評価	20
第3章 宇部市障害者福祉計画	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
3 重点施策	28
4 施策体系	29
5 施策分野別の展開	30
基本目標1 互いを理解し、共生するまちづくり	30
基本目標2 とともに学び育つ	42
基本目標3 とともに自立し安心して暮らす	52
基本目標4 とともに働き楽しむ	71
6 計画推進のために	79
第4章 第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画	80
1 計画の基本理念と基本目標	80
2 成果目標と達成状況	82
3 基本目標を実現するための施策	85
4 障害福祉サービス量の見込みと方策	95
5 計画の推進体制	109
資料編	110
1 計画策定体制	110
2 策定過程	111
3 宇部市地域自立支援協議会について	112
4 宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例	115
用語解説	119



第1章 プラン策定の概要

1 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定の趣旨

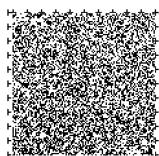
宇部市障害者福祉計画は、本市の障害者施策の方向性を示す総合的計画であり、その中のサービス分野の取組について、具体的な数値目標等を定めた実施計画が宇部市障害福祉計画及び宇部市障害児福祉計画です。

平成30年(2018年)3月に「第四次宇部市障害者福祉計画」(計画期間:平成30年度(2018年度)～令和5年度(2023年度)(令和3年(2021年)3月に一部改訂))を策定、「障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を基本理念として、保健・医療・福祉や教育、就労などの幅広い分野での連携を行い、様々な障害者施策を推進してきました。また、障害福祉計画については、令和3年(2021年)に第6期宇部市障害福祉計画及び第2期宇部市障害児福祉計画(計画期間:令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))を策定し、障害者が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供と提供体制の整備に努めてきました。

このような中、平成30年(2018年)には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の改正、令和3年(2021年)には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の改正が行われ、障害者の望む地域生活の実現に向けてより一層の支援の充実が求められています。

このたび、これらの計画が改定時期を迎えたことから、障害者を取り巻く課題を整理し、第五次障害者福祉計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定しました。本市の障害福祉のさらなる向上を図るためには、これらの計画を一体的に進める必要があること、そして、目指す方向性を、行政、関係機関、障害当事者、支援者などが共有するため、これらの計画を「宇部市障害福祉プラン」として一冊にまとめました。

この計画において障害者とは、障害者基本法及びその関連法の趣旨を踏まえ、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。



2 計画の策定体制

(1) 宇部市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたって、学識経験者や当事者の代表者、福祉関係者等から構成された「宇部市地域自立支援協議会」において、計画に関する協議を行いました。

(2) 障害福祉に関するアンケート調査の実施

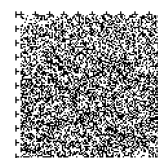
障害福祉施策へ反映させるため、宇部市在住の障害者手帳をお持ちの方などに、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

調査対象者	宇部市内にお住まいの障害者手帳所持者等から無作為抽出				
調査数	1,200 名				
調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収				
調査票回収数	郵送	461 件	計 488 件	回収率	40.6%
	WEB	27 件			

(3) 障害者関係団体等意見聴取

宇部市内の障害福祉サービス事業所や障害福祉に関する活動を行っている団体へ、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

事業所調査			
調査対象者	宇部市内の障害福祉事業所		
調査数	132 件		
調査方法	メール又は郵送による配布・回収		
調査票回収数	61 件	回収率	46.2%
障害者関係団体調査			
調査対象者	宇部市内で障害者に関する活動を行う団体		
調査数	30 件		
調査方法	メール又は郵送による配布・回収		
調査票回収数	26 件	回収率	86.7%



3 障害者福祉計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画として、本市の障害者施策の基本的な考え方や施策展開の方向性を示すものであり、国の「障害者基本計画」(計画期間:令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」(計画期間:令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))との整合性を踏まえ策定しています。

また、本市では障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、「宇部市障害福祉計画」(第7期:令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))及び、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき「宇部市障害児福祉計画」(第3期:令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))を策定し、「宇部市障害者福祉計画」の中の、障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置付けます。

■図1ー1 「障害者福祉計画」と「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の位置付け

障害者福祉計画（根拠法：障害者基本法第11条第3項）

障害者施策全般にかかわる理念、基本的な方針を定める計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」に位置付けられています。

障害福祉計画（根拠法：

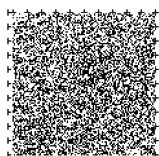
障害者総合支援法第88条第1項）

障害福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業、障害者支援施設などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組を示すものです。

障害児福祉計画（根拠法：

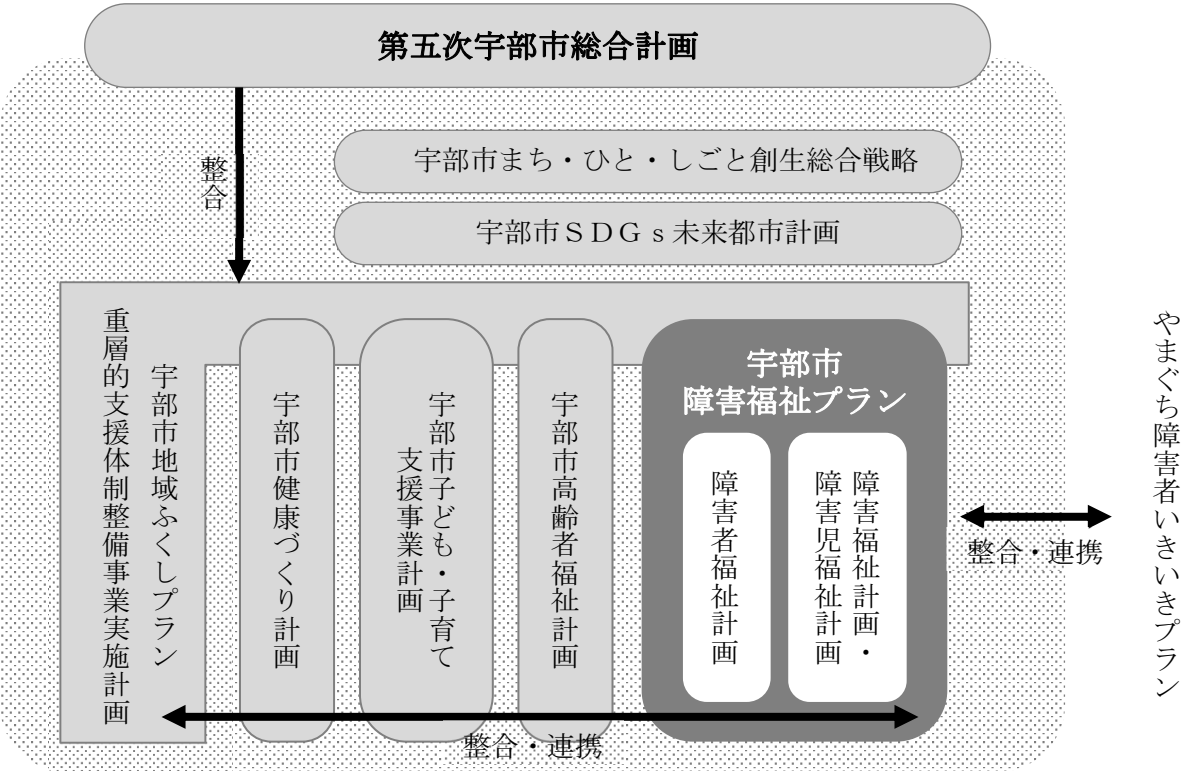
児童福祉法第33条の20第1項）

障害児福祉サービスなどの提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策などを定める計画です。障害児通所支援、障害児相談支援などについての数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組を示すものです。



また、策定にあたっては、「第五次宇部市総合計画」を最上位計画と位置付け、「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市SDGs未来都市計画」、「宇部市地域ふくしプラン」等の関係計画及び県が策定する「やまぐち障害者いきいきプラン」と整合を図ります。

■図1ー2 他計画との関連



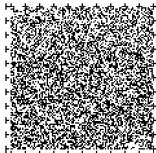
(2)計画の期間

	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障害者福祉計画	第四次計画						第五次計画					
障害福祉計画	第5期		第6期			第7期		第8期				
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期		第4期				

第五次宇部市障害者福祉計画の期間は、県の「やまぐち障害者いきいきプラン」にあわせ、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

また、第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画は、国の基本指針で原則3年と規定されていることから、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、これらの計画については、社会状況の変化、法や関連制度の改正などを踏まえ、計画期間中であっても、必要な見直しを行うこととします。



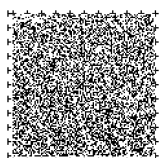
4 障害者をめぐる法制度の動向

平成28年(2016年)に改正された「障害者総合支援法」が令和4年(2022年)に再度改正され、地域生活支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応など、障害者の希望にあった生活ができるようこれまで以上の取組が求められています。令和3年(2021年)には「障害者差別解消法」の改正によって、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務付けられており、共生社会の実現に向けて法制度の整備が進んでいます。

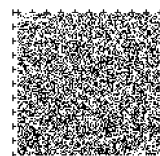
障害者の福祉、生活を支援するための法制度の動向は次の表のとおりです。

■図1—3 主な法制度等の動き

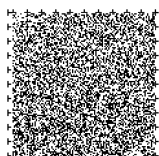
年	法制度などの動き	内容
平成15年 (2003年)	【第二次宇部市障害者福祉計画策定】	・「措置制度」から「支援費制度」への移行
平成16年 (2004年)	障害者基本法の一部改正	・障害を理由とする差別の禁止 ・障害者計画の策定義務化
平成17年 (2005年)	発達障害者支援法の施行	・発達障害の定義と法的な位置付けの確立
平成18年 (2006年)	障害者自立支援法の施行	・3障害に係る福祉サービスについて、市町村が一元的に提供する仕組みの導入 ・サービス体系の再編 ・就労支援の強化
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行(バリアフリー新法)	・公共交通機関、道路、建築物などの施設やその間の一体的なバリアフリー化の推進
	障害者雇用促進法の一部改正 【第1期宇部市障害福祉計画策定】	・精神障害者に対する雇用対策の強化
平成19年 (2007年)	学校教育法の一部改正	・盲、聾、養護学校を特別支援学校へ一本化 ・小、中学校において、学習障害(LD)や、注意欠陥多動性障害(AD/HD)などへの支援
平成20年 (2008年)	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の発効	・障害者が社会のあらゆる側面で平等な権利を享受することを目的とする ・障害者の権利保護を国際的な視点で促進する
平成21年 (2009年)	【第2期宇部市障害福祉計画策定】	
平成22年 (2010年)	障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の公布	・利用者負担の見直し ・発達障害が障害者の対象となることの明確化 ・相談支援の充実 ・障害児支援の強化 ・地域における自立した生活のための支援の充実
平成23年 (2011年)	障害者基本法の一部改正 【第三次宇部市障害者福祉計画策定】	・目的規定の見直し ・障害者の定義の見直し ・地域社会における共生等 ・差別の禁止



年	法制度などの動き	内容
平成24年 (2012年)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行	・通報の義務付け ・自治体などによる調査や保護
	児童福祉法の一部改正 【第3期宇部市障害福祉計画策定】	・対応窓口の設置 ・障害児施設の見直し ・障害児通所支援・相談支援の創設 ・障害児通所支援給付費等の給付
平成25年 (2013年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の一部施行	・障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正 ・障害者福祉サービス範囲に難病を追加
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の施行(障害者優先調達推進法)	・障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進 ・障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定
平成26年 (2014年)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行	・障害程度区分を障害支援区分に改正 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	・精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ・保護者制度の廃止 ・医療保護入院の見直し
	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)へ批准	・国内において障害者に関する様々な制度が充実してきたことを踏まえて批准
平成27年 (2015年)	【第4期宇部市障害福祉計画策定】	
平成28年 (2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行	・国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別の解消の推進
	発達障害者支援法の改正施行	・発達障害者の教育、就労、地域における生活等における支援の充実
平成29年 (2017年)	宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例の施行	・行政、会社、店舗、地域など市全体でのコミュニケーション支援の取組の推進
平成30年 (2018年)	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正(改正障害者総合支援法)施行	・障害者の望む地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者雇用促進法の改正施行	・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正(改正バリアフリー法)	・公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進と地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進(バリアフリー化マスタープラン制度の創設) ・心のバリアフリーの推進
	【第四次宇部市障害者福祉計画策定】 【第5期宇部市障害福祉計画策定】 【第1期宇部市障害児福祉計画策定】	
令和元年 (2019年)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進



年	法制度などの動き	内容
令和2年 (2020年)	障害者雇用促進法の改正施行	・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置
令和3年 (2021年)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の施行	・こどもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置付け、国や自治体に支援の責務を明記
	障害者差別解消法の改正(2024年(R6)施行)	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針が閣議決定	・障害や発達に課題のあるこども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた特別支援教育との連携の促進 ・一般就労や障害者施策への円滑な移行などの切れ目のない支援の充実
	【第6期宇部市障害福祉計画策定】 【第2期宇部市障害児福祉計画策定】	・医療的ケア児や発達に課題のあるこども等に対する環境整備の推進
令和4年 (2022年)	障害者総合支援法の改正(2024年(R6)施行)	・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズへの対応(「就労選択支援」の創設) ・障害者等の希望する生活の実現
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の施行	・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
	障害のある人ない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の施行	・共生社会の実現に向けて、障害についての理解促進や障害を理由とする差別の解消を推進
令和5年 (2023年)	障害者雇用促進法の改正	・週20時間未満で働く精神障害者等について、法定雇用率の算定対象に加える ・障害者雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化



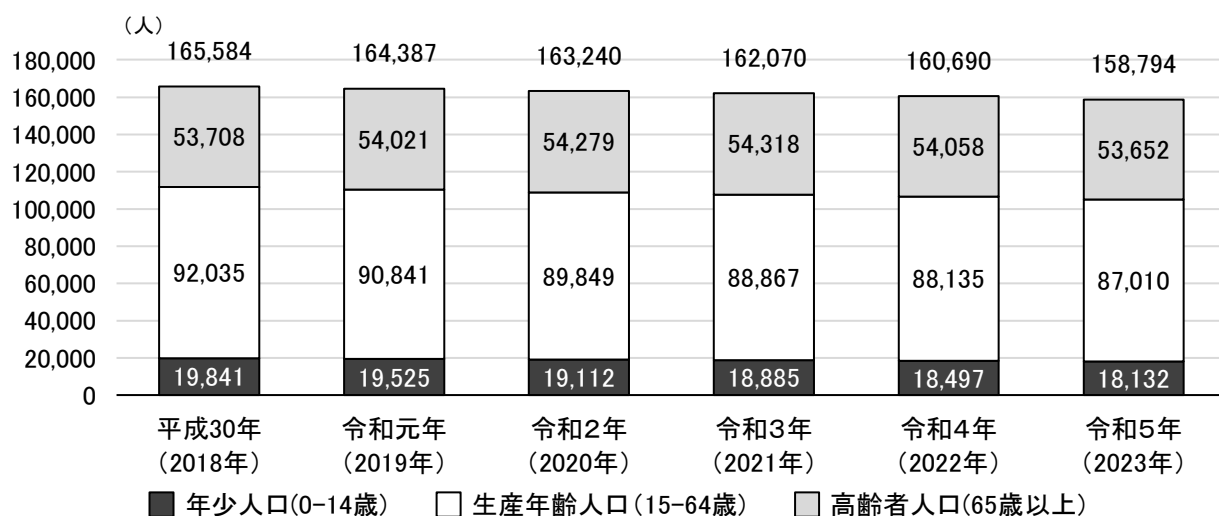
第2章 本市の障害者等の状況

1 本市の人口・世帯数の状況

(1)人口の推移

令和5年(2023年)の総人口は158,794人となっており、減少傾向で推移しています。年齢別にみると、年少人口、生産年齢人口は平成30年(2018年)以降減少傾向で推移しており、高齢者人口は令和3年(2021年)までは増加傾向で推移してきましたが、令和4年(2022年)以降は減少に転じています。

■図2-1 年齢別人口の推移

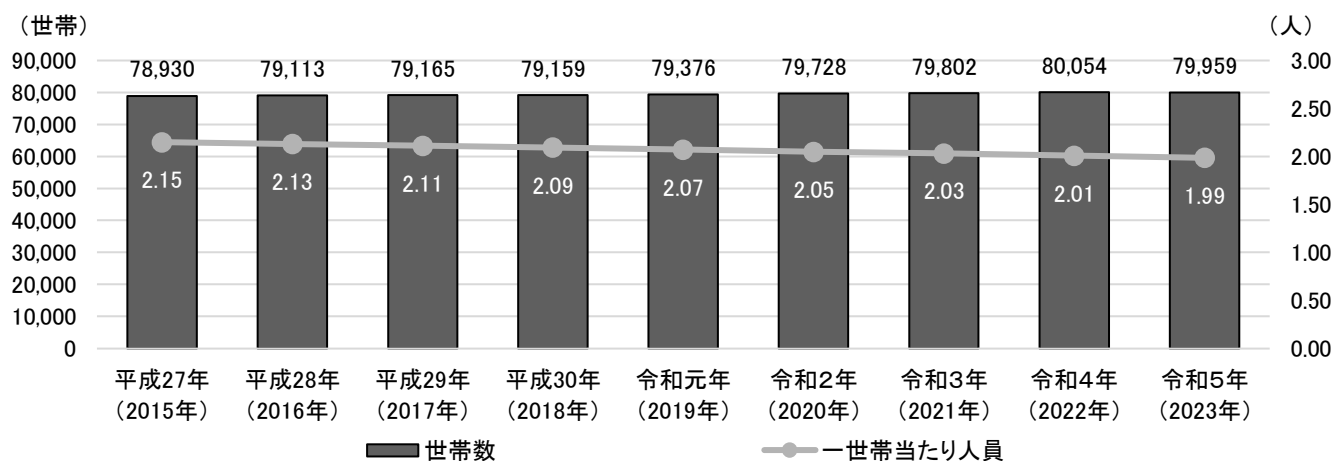


資料:住民基本台帳(各年10月1日)

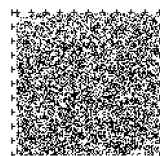
(2)世帯数の推移

世帯数は概ね横ばいで推移しており、令和5年(2023年)では79,959世帯となっています。

■図2-2 世帯数の推移



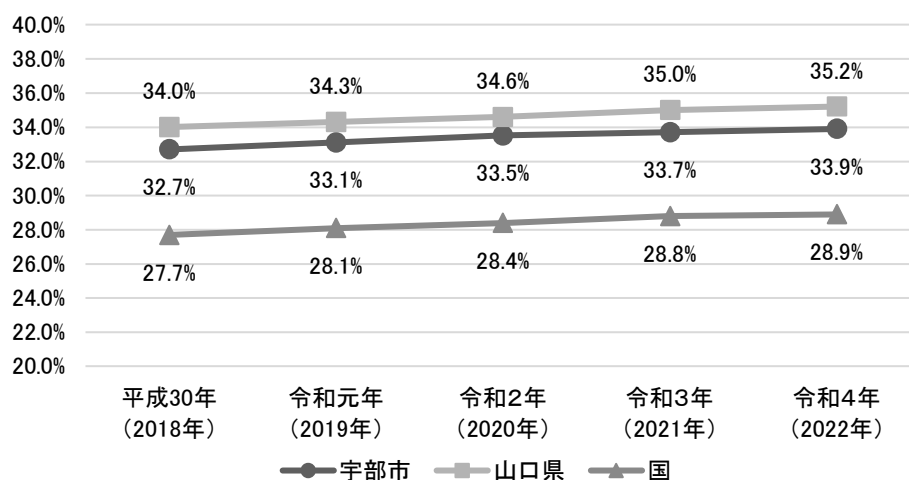
資料:住民基本台帳(各年10月1日)



(3)高齢化率の推移

令和4年(2022年)には本市の高齢化率は33.9%となっており、平成30年(2018年)と比較して1.2ポイント上昇しています。また、国に比べ5ポイント高くなっています。

■図2-3 高齢化率の推移



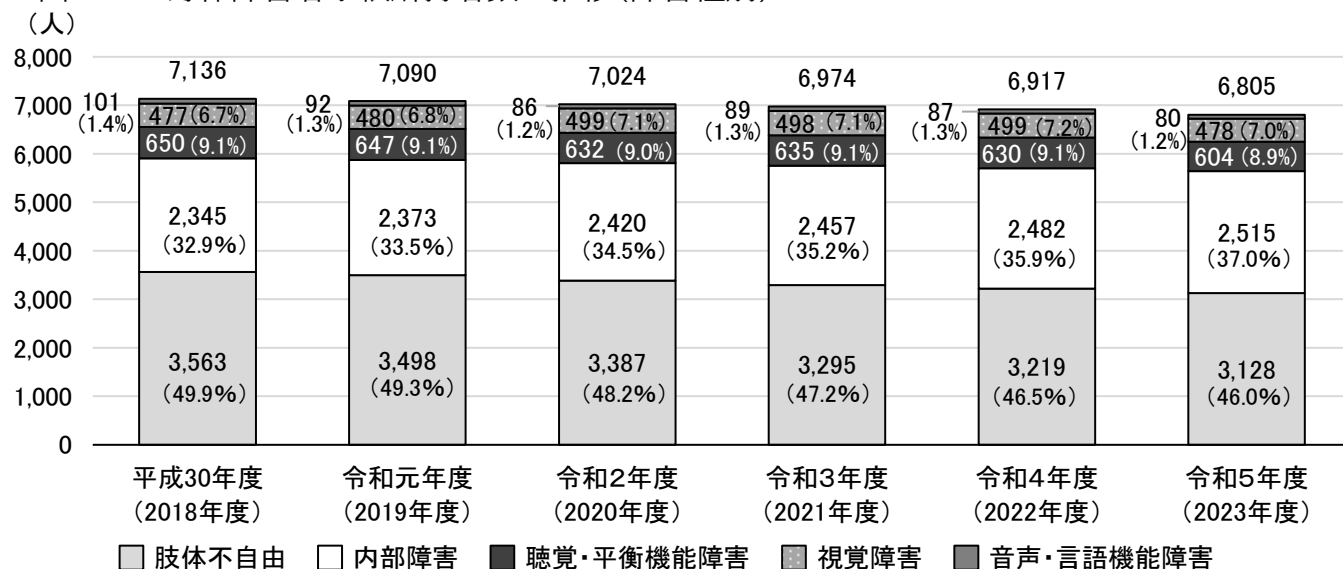
資料：山口県市町年齢別推計人口より(県統計分析課)

2 身体障害者の状況

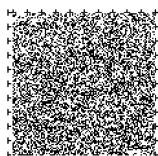
身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和5年(2023年)4月1日時点では6,805人となっています。

障害種別の内訳をみると、令和5年(2023年)4月1日時点では肢体不自由が3,128人(46.0%)で最も多く、次いで内部障害が2,515人(37.0%)となっています。全体の障害者数が減少している中、内部障害は年々増加しています。

■図2-4 身体障害者手帳所持者数の推移(障害種別)

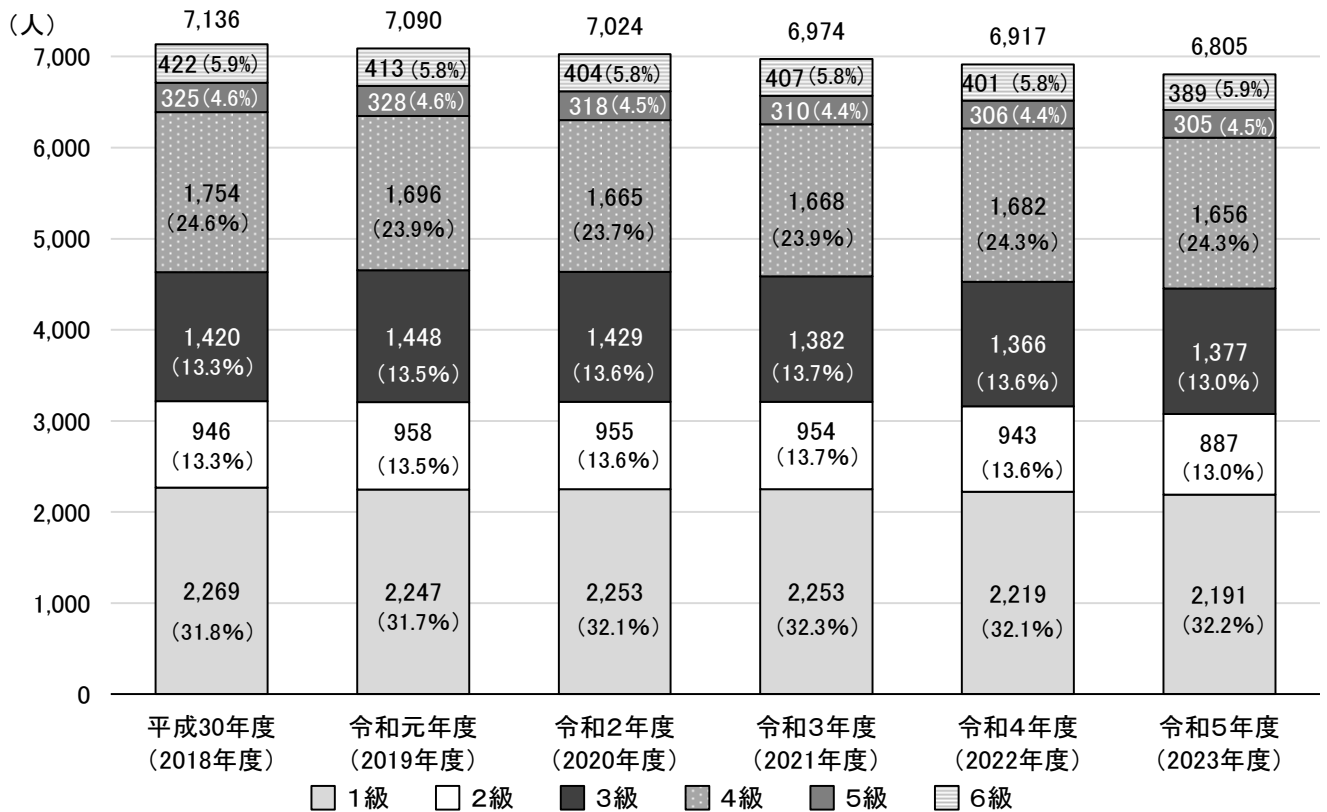


資料：障害福祉課(各年4月1日)

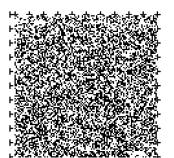


等級別にみると、1 級～3 級の手帳所持者が全体の6割程度で推移しており、重度障害の人の占める割合が高い状況です。

■図2—5 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)

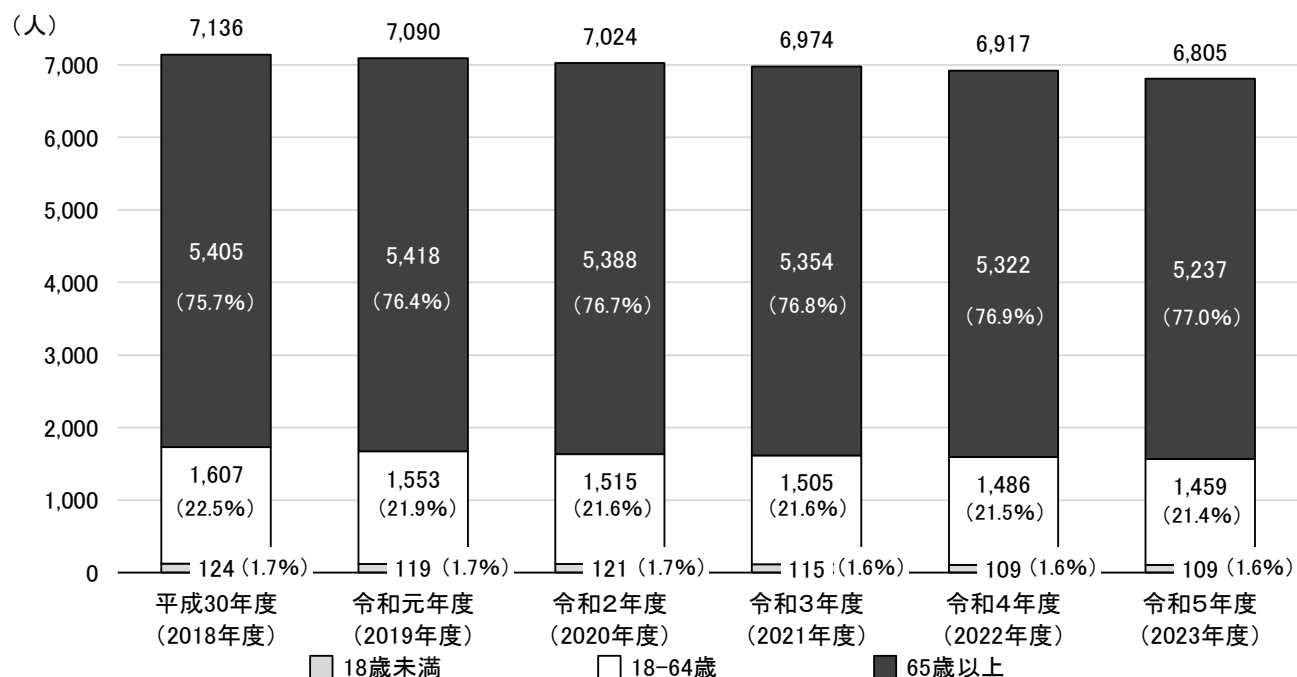


資料：障害福祉課(各年4月 1 日)

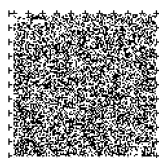


年齢別にみると、65歳以上の割合が高くなっており、令和5年(2023年)4月1日時点では7割程度となっています。高齢になるほど、身体に障害を有する状態になる可能性が高いことから、今後、身体障害者全体に占める高齢者の割合がさらに高くなることが見込まれます。

■図2—6 身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)



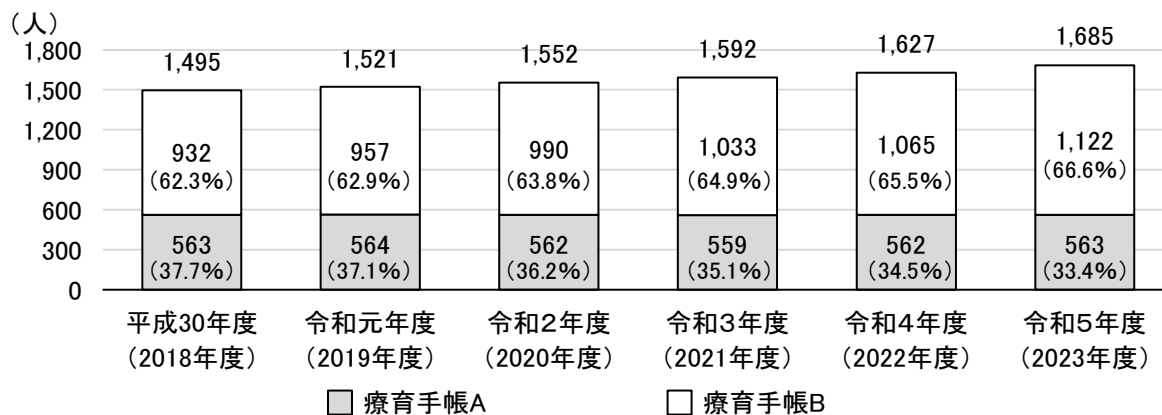
資料:障害福祉課(各年4月1日)



3 知的障害者の状況

療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、特に、軽度及び中度(療育手帳B)の人の伸び率が高くなっています。令和5年(2023年)4月1日時点では、療育手帳所持者全体のうち6割強が軽度及び中度(療育手帳B)となっています。

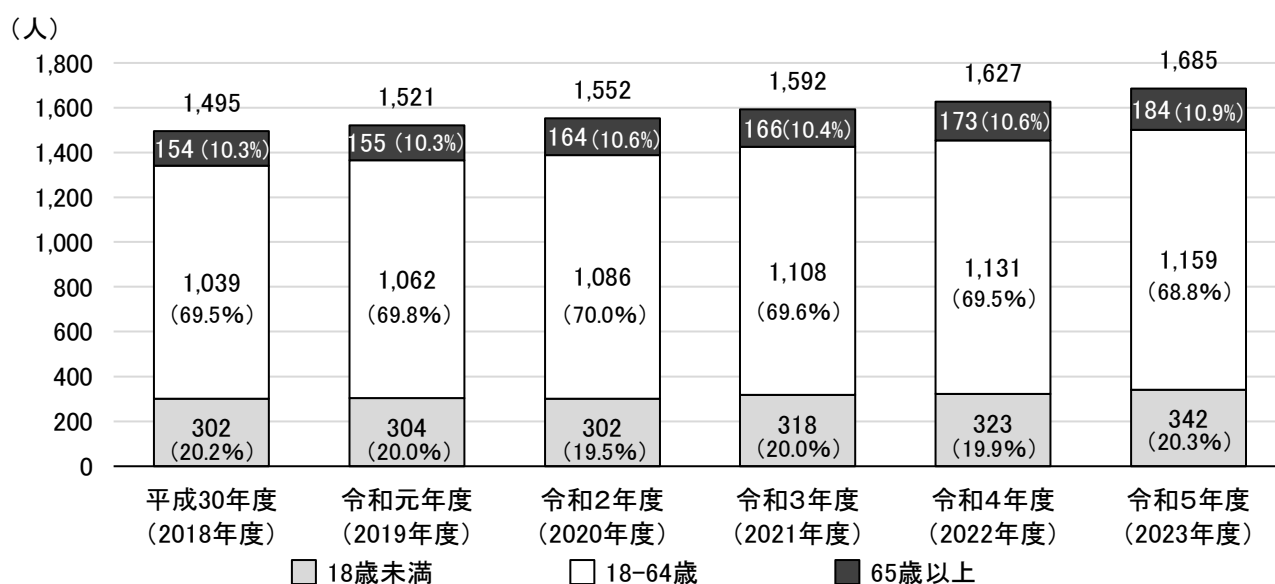
■図2—7 療育手帳所持者数の推移(等級別)



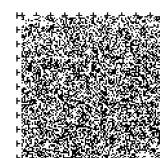
資料:障害福祉課(各年4月1日)

年齢別にみると、すべての年齢層で療育手帳所持者数は増加傾向にあります。
また、18歳未満の割合は2割前後で推移しています。

■図2—8 療育手帳所持者数の推移(年齢別)



資料:障害福祉課(各年4月1日)

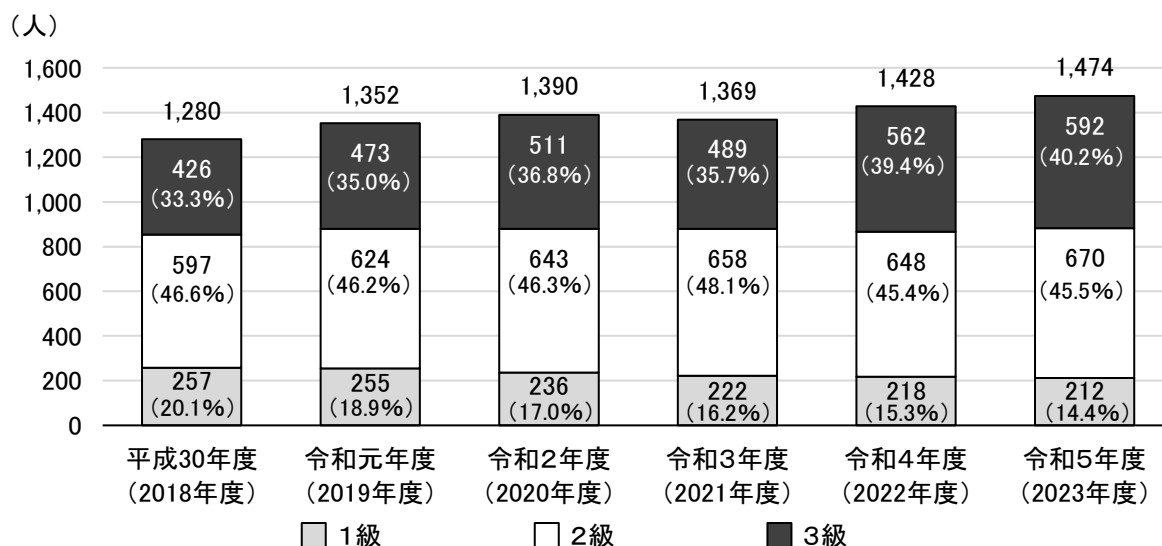


4 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加傾向にあり、特に2級、3級が増加しています。

等級別にみると、2級が最も多く、令和5年(2023年)4月1日時点では670人で全体の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち半数弱となっています。

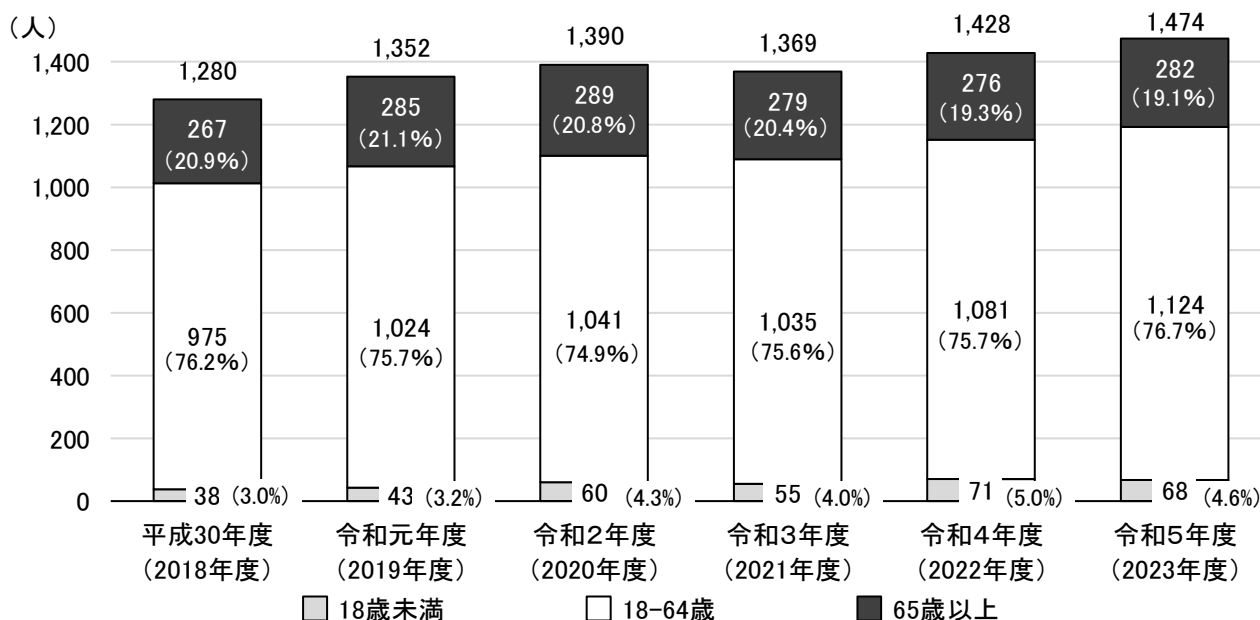
■図2—9 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)



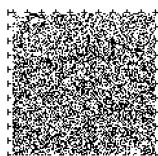
資料:障害福祉課(各年4月1日)

年齢別にみると65歳以上は横ばいで推移しているのに対して、18～64歳は増加傾向で推移しています。令和5年(2023年)4月1日時点では1,124人で7割強が18～64歳となっています。

■図2—10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)

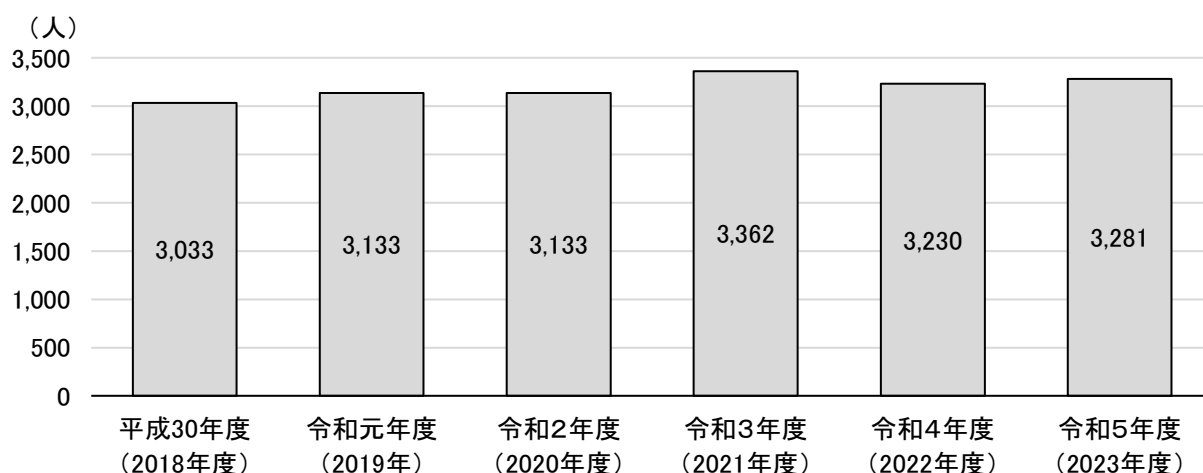


資料:障害福祉課(各年4月1日)



自立支援医療(精神通院)受給者数は概ね増加傾向にあり、令和5年(2023年)4月1日時点では3,281人となっています。

■図2—11 自立支援医療受給者数の推移



資料:障害福祉課(各年4月1日)

5 障害支援区分の状況

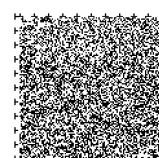
障害者(18歳以上)の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定については、障害者総合支援法に基づき、「障害支援区分」の認定を受け、区分の認定後にサービス利用意向なども踏まえて支給決定を行います。令和5年(2023年)4月1日現在の本市における障害支援区分認定の状況は、次のとおりです。

■図2—12 障害支援区分認定の状況

単位:人

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	2	18	59	70	74	197	420
知的障害者	0	7	62	99	113	90	247	618
精神障害者	0	5	72	82	48	15	17	239
全体	0	13	138	208	191	143	352	1045

※障害種別ごとの計と合計は一致しない。



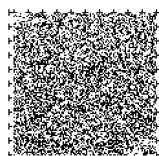
6 障害福祉サービス事業所の状況

市内における障害福祉サービス事業所の令和5年(2023年)4月1日時点の設置状況については、次のとおりです。

■図2—13 障害福祉サービス事業所数(指定事業所) ()内は、令和2年(2020年)4月1日現在

	事業所数	主な対象者			
		身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童
居宅介護	28(25)	28(25)	24(21)	26(23)	23(19)
重度訪問介護					
行動援護	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
同行援護	12(10)	12(10)	-	-	12(10)
重度障害者等包括支援	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
生活介護	21(20)	14(13)	19(17)	10(6)	4(3)
自立訓練(生活訓練)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	-
自立訓練(機能訓練)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	-
宿泊型自立訓練	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	-
就労移行支援	6(5)	5(3)	6(4)	6(4)	-
就労定着支援	3(3)	2(2)	3(3)	3(3)	-
就労継続支援A型	11(10)	11(10)	11(10)	11(10)	-
就労継続支援B型	21(23)	14(15)	18(20)	16(16)	-
療養介護	1(1)	1(1)	1(1)	0(0)	1(1)
短期入所	11(11)	6(6)	10(10)	4(4)	5(5)
自立生活援助	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	-
共同生活援助	16(16)	8(6)	15(14)	12(10)	-
施設入所支援	5(5)	2(2)	4(4)	0(0)	-
特定相談支援(計画相談支援)	16(16)	16(16)	16(16)	16(16)	16(15)
地域相談支援	6(8)	6(8)	6(8)	6(8)	-
	地域移行支援	6(8)	6(8)	6(8)	-
	地域定着支援	6(8)	6(8)	6(8)	-
児童発達支援	18(9)	-	-	-	18(9)
医療型児童発達支援	1(1)	-	-	-	1(1)
放課後等デイサービス	26(17)	-	-	-	26(17)
保育所等訪問支援	2(1)	-	-	-	2(1)
障害児相談支援	16(15)	-	-	-	16(15)
移動支援	19(14)	19(14)	18(13)	18(12)	17(12)
日中一時支援	29(25)	14(10)	21(16)	15(13)	23(19)

※各事業所の主な対象者は1つの障害種別に限らないため、事業ごとの事業所数と主な対象者の事業所数の合計は合致しない。



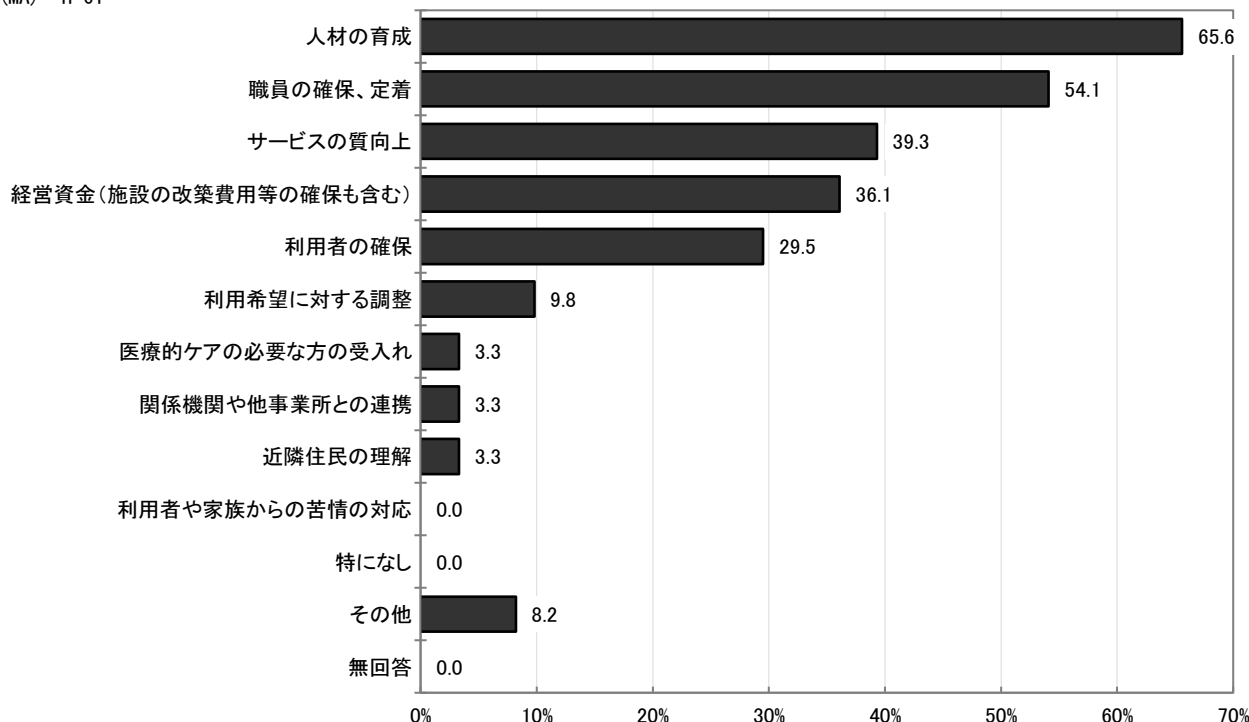
7 事業所調査からわかる状況

① 運営上の課題

運営する上での課題として、「人材の育成」が 65.6%で最も高くなっています。次いで「職員の確保、定着」が 54.1%、「サービスの質向上」が 39.3%が続いています。

■図2—14 事業所を運営する上での課題

(MA) n=61



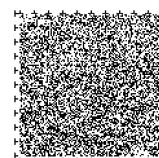
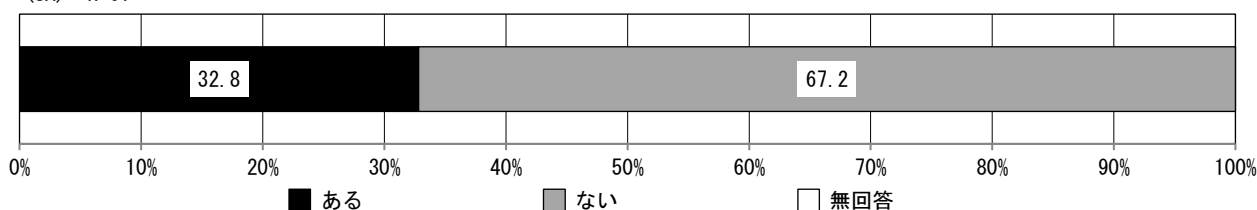
② 強度行動障害者の受け入れについて

現在の強度行動障害者の受け入れについて、受け入れがある事業所は 32.8%となっています。支援する上での困難として、本人にとって過ごしやすい環境をつくるのが困難なことや、突発的な行動によるリスク等が挙げられています。

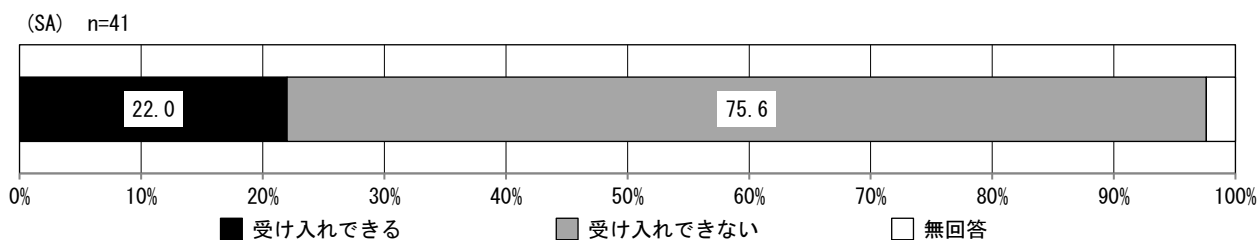
今後の受け入れについては「受け入れできる」が 22.0%となっており、受け入れるための支援として専門性の高い人材や研修の実施、関係機関との連携体制の構築が求められています。

■図2—15 強度行動障害のある利用者の受け入れの有無

(SA) n=61



■図2—16 強度行動障害のある利用者の今後の受け入れについて（現在、受け入れがない事業所のみ回答）

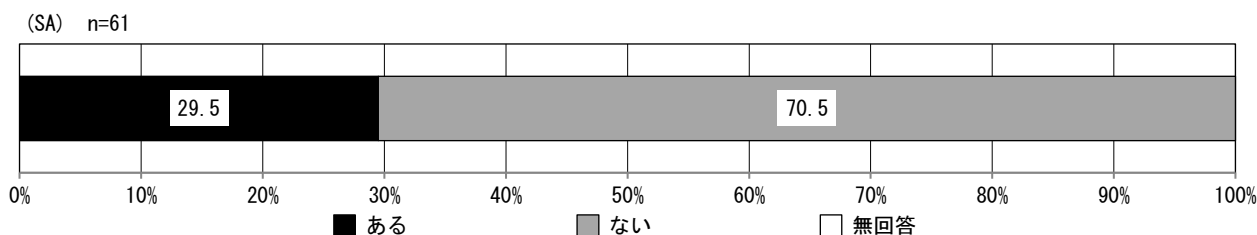


③ 医療的ケア児の受け入れについて

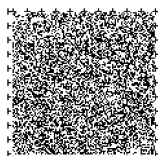
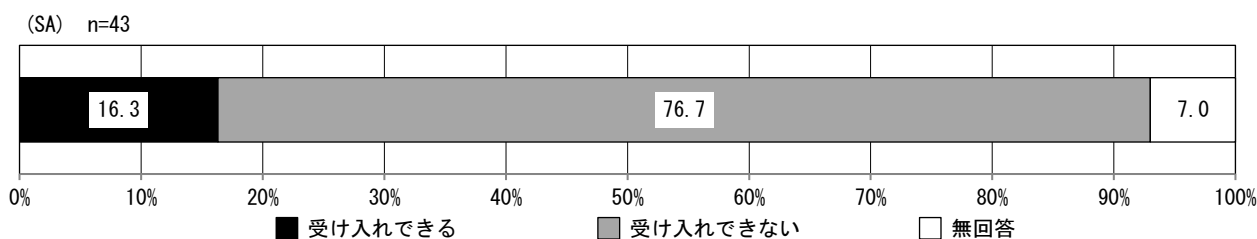
現在の医療的ケア児の受け入れについて、受け入れがある事業所は 29.5%となっています。支援する上での困難として、看護師や医療機器の確保、医療的な介助が難しいこと等が挙げられています。

今後の受け入れについては「受け入れできる」が 16.3%となっており、受け入れるための支援として医療的な技術・知識を持つ人材の確保等が求められています。

■図2—17 医療的ケア児の受け入れの有無



■図2—18 医療的ケア児の今後の受け入れについて（現在、受け入れがない事業所のみ回答）

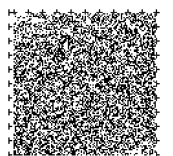
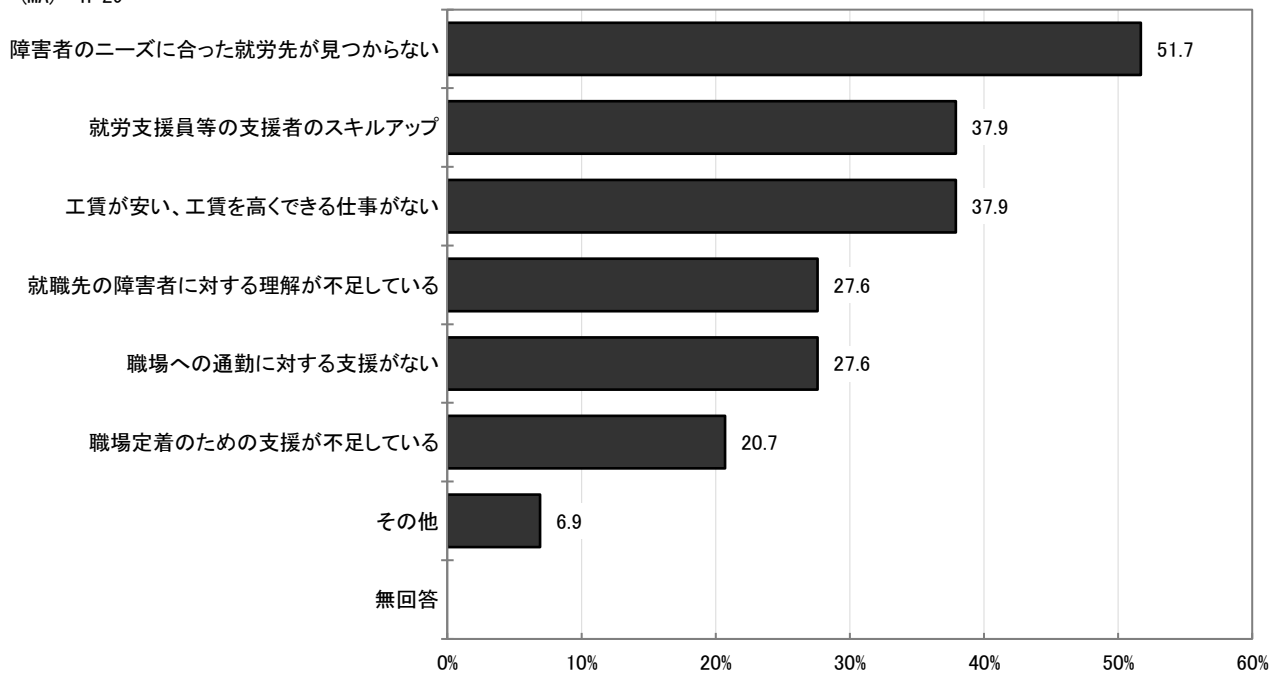


④ 就労支援について

「障害者のニーズに合った就労先が見つからない」が 51.7%で最も高くなっています。次いで「就労支援員等の支援者のスキルアップ」「工賃が安い、工賃を高くできる仕事がない」がともに 37.9%で続いています。

■図2—19 利用者への就労支援を行う際に課題となっていること(就労系サービス事業所、計画相談支援事業所のみ回答)

(MA) n=29



8 障害者関係団体からの意見

障害者福祉に関する活動を行っている当事者団体・保護者会・障害者スポーツ団体・ボランティア団体などの団体からは、以下のような意見が寄せられました。

■活動における問題点や課題(主な意見)

- 役員や会員の高齢化と、それに伴う担い手不足と参加者の減少
- 団体の存続
- 事業所の支援者不足
- 活動費用の確保が困難
- 障害児の支援の充実や居場所づくり、保護者の支援ニーズへの対応が困難

■力を入れていきたい活動(主な意見)

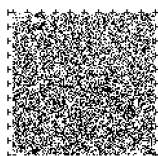
- 障害者も楽しめるスポーツの普及
- 手話の普及啓発
- 災害時の避難に備えた準備等防災の取組
- 当事者同士の交流の機会づくり
- ひきこもり支援

■活動する上での市への要望(主な意見)

- インクルーシブ教育の推進
- 会館やスポーツ施設の整備、活動拠点の安定、公共施設の利用しやすいの改善
- 財政支援、助成等
- 似た団体や仲間等の紹介
- 障害者の災害時の避難に関する専門部会の設置
- 行政・団体等との連携によるイベントの開催

■充実してほしい障害福祉サービス等(主な意見)

- 行政による事業所の実態把握
- 事業所における人材の質の向上、質の均てん化と担保
- 質の高い障害児福祉サービスの提供と保護者のニーズへの対応
- 福祉を担う人材の確保



9 前計画の実践と評価

前計画の基本目標をもとに、障害者を取り巻く環境の変化や「障害福祉アンケート調査」・「事業所への意見聴取」・「障害者関係団体への意見聴取」の結果などから、下記のとおり4点に集約します。

前計画の基本目標① 互いを理解し、共生するまちづくり

■前計画の取組

- ・当事者による障害者理解講座の実施や教育分野と連携した理解促進、地域や民間事業者への啓発等に取り組みました。
- ・あらゆる場面で障壁を取り除けるよう、必要な配慮の周知・実施による心のバリアフリーと、障害特性に応じた方法で情報を取得できる情報のバリアフリー、障害のあるなしに関わらず住みやすい環境のバリアフリーに取り組みました。

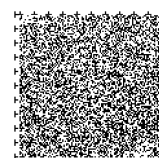
■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度 (2023年度)の 目標値	令和6年(2024年) 1月31日時点の実績
障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合	50.0%	84.0%	51.8%
手話奉仕員登録者数	174人	189人	163人
ノンステップバスの導入数	35台	38台	43台
公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数	38か所	44か所	24か所
バリアフリー施設のホームページ掲載件数（民間）	70件	100件	72件

障害がある人にとって暮らしやすいと思う人の割合は前回からほぼ横ばいとなっており、意識啓発や施設のバリアフリー等ソフト面とハード面双方のバリアフリーを推進することで、障害があっても暮らしやすいまちづくりを進めることが求められます。

ノンステップバスの導入数は目標に達成していますが、公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数や民間施設のバリアフリー化の指標である、バリアフリー施設のホームページ掲載件数は目標を達成しておらず、店舗等をはじめとする市内のバリアフリー化を促進する必要があります。

また、手話奉仕員登録者数に関する指標は達成しておらず、人材の確保とともに情報バリアフリーを進める必要があります。





■基本課題 1 障害への理解促進と生活環境の整備

障害者理解の分野では

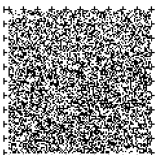
- 当事者の声を踏まえた理解の促進
- 障害者差別解消法、コミュニケーション支援条例等障害福祉の趣旨の周知徹底
- 地域、学校での理解講座やふれあい活動の促進

ユニバーサルデザインの分野では

- 障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくり
- 市内における情報バリアフリーの取組の促進
- コミュニケーション支援体制の整備として、コミュニケーション支援者の確保及び活動の促進
- 障害者に配慮した建築物や歩道などの整備
- 公共施設や交通機関、市営住宅等における障害者への配慮

人材の確保の分野では

- 障害者の多様化するニーズへの適切な対応に向けた相談支援及び人材確保



前計画の基本目標② とともに学び、育つ

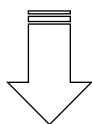
■前計画の取組

- ・乳幼児に対する健康診査の実施により、障害の早期発見を行うとともに、療育ネットワークを活用して早期からの支援につなげる取組を行いました。また、障害児本人だけでなくその家族も含めた支援体制の充実に取り組みました。
- ・教育、福祉等の関係機関が連携し、一人ひとりの障害特性及び教育的ニーズに応じた適切な支援ができるよう取り組みました。学校施設の整備や教職員への理解促進など、合理的配慮の実施に取り組みました。

■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度 (2023年度)の 目標値	令和6年(2024年) 1月31日時点の実績
乳幼児健康診査の受診率	100.0%	100.0%	98.2%
個別の教育支援計画の作成人数	570人	585人	706人
通級指導教室での指導内容の満足度	93.0%	100.0%	100.0%
教育現場における障害者理解促進研修数	20件	26件	16件
特別支援教育支援ボランティア活動者数	42人	51人	36人

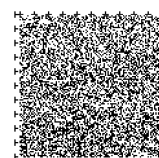
個別の教育支援計画の作成人数及び通級指導教室での指導内容の満足度は目標を達成していますが、それ以外の目標は達成できていない状況となっています。支援を必要とする児童数は近年増加傾向にあることから、療育・教育の充実は大きな課題となっており、関係機関が連携し、個人に寄り添った切れ目ない支援が行われるよう、より一層取組を推進する必要があります。



■基本課題 2 本人の状況に応じた適切な療育、教育の実施

療育・教育の分野では

- 早い段階から支援につなげられる、医療、福祉、教育等の連携による支援の強化
- 個々の障害特性に合った配慮に関する教職員等への理解促進
- 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援の実施
- 関係機関が連携し、本人だけでなく家族の支援ニーズに対応できるきめ細やかな発達障害支援体制の構築



前計画の基本目標③ ともに自立し安心して暮らす

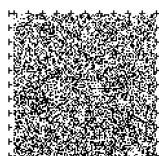
■前計画の取組

- ・相談支援体制の充実として、市の基幹相談支援センター、市内2か所の障害者相談支援事業所そして専門的相談窓口である発達障害等相談センター、ひきこもり相談支援事業所を相談支援の柱に、相談支援専門員、障害者相談員という身近な相談先が連携して相談支援体制を構築しています。また、障害者相談支援事業所において開所時間外でも連絡がとれる体制をとっており、緊急時の相談対応が可能な体制を整備しています。
- ・障害のあるなしにかかわらず地域で生活していくために、あらゆる分野の支援者同士の連携を深め、地域支援ネットワークの充実に取り組みました。
- ・福祉サービスの充実として、障害者が住み慣れた地域において安心して自立した生活を営むために、障害の特性や程度に応じた適切なサービスの提供に取り組みました。

■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度 (2023年度)の 目標値	令和6年(2024年) 1月31日時点の実績
相談支援等スキルアップ研修実施件数	10件	30件	17件
特定健康診査の受診率	36.0%	60.0%	38.0%
発達相談支援実施件数	2,500件	2,700件	2,100件
地域福祉総合相談センターの設置数	15か所	15か所	15か所
65歳の介護移行時の支援者会議の開催率	95.0%	95.0%	100.0%
地域移行のための体験利用者数	10人	15人	13人
福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数	219人	264人	288人
日常生活自立支援事業の利用者数	162人	180人	183人

地域福祉総合相談センターの設置数、65歳の介護移行の支援者会議の開催率、福祉施設や精神病院等から地域に移行した人の数及び日常生活自立支援事業の利用者数は目標値を達成していますが、それ以外の項目については目標値を達成していない状況です。障害があっても地域で安心して暮らせるよう、今後も引き続き支援体制やサービスの充実に取り組むとともに、障害の要因となり得る疾病の予防として、健康づくりの推進にも取り組みます。





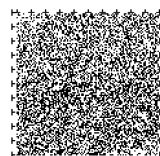
■基本課題 3 安心な暮らしのための支援の充実

疾病予防の分野では

- 生活習慣病などの疾病の予防や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくり
- 障害や病気に関する相談支援体制の充実

福祉・生活支援の分野では

- わかりやすい相談窓口、総合相談と専門的相談窓口との連携
- サービス事業所との情報共有のほか、専門的相談支援機関と連携するなど、充実した計画相談支援の実施
- 緊急時、親なき後などの課題を見据えた、将来も安心して地域で暮らすための支援体制の整備
- 地域で支え合う仕組みの構築や、本人家族と地域、そして福祉と医療等の支援者（専門職）との連携
- 災害時の避難について、障害の特性に配慮した避難体制のさらなる充実
- 地域移行については、支援のキーマンを中心とした、病院、地域、事業所等の情報共有とネットワークの構築と、地域住民への理解促進のための取組
- 介護保険事業所への障害者理解の促進など高齢障害者が安心できる支援の実施
- 65歳になった障害者のサービスの量と質の維持や、利用者負担の軽減に向けて、介護保険と障害福祉の連携強化
- 最重度の知的障害、強度行動障害を受け入れる体制の整備
- 重度心身障害児・者、特に医療的ケアが必要な人が地域で安心して暮らすことができる体制の整備



前計画の基本目標④ とともに働き楽しむ

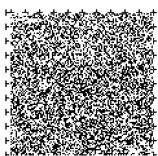
■前計画の取組

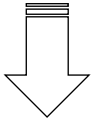
- ・就労支援体制の充実として、障害者就労支援ネットワーク会議との連携により、障害者雇用の啓発や福祉的就労の促進に取り組みました。また一般就労の移行や定着に向けて、きめ細やかな相談支援や情報提供に取り組みました。
- ・社会参加活動の促進として、障害者がスポーツ活動や文化芸術活動に参加できるよう取り組んできました。スポーツ分野では障害者スポーツへ参加できる機会づくりや大会への出場の支援、文化芸術分野では文化施設における配慮の実施や創作活動・発表の機会づくりに取り組みました。

■前計画の進捗状況

指標名	前回策定時の現状	令和5年度 (2023年度)の 目標値	令和6年(2024年) 1月31日時点の実績
民間企業障害者雇用率（宇部管内）	2.28%	2.3%	2.4%
福祉的就労から一般就労に移行した人数	16人	47人	22人
共同受注の受注件数	70件	85件	90件
スポーツ大会への障害者参加者数	0人	670人	373人
地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数	4件	50件	74件

民間企業障害者雇用率、共同受注の受注件数及び地域・文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数については目標を達成しています。福祉的就労から一般就労に移行した人数やスポーツ大会への障害者参加者数は目標を達成できておらず、障害者が安心して就労及び社会参加ができるよう、環境の整備を促進する必要があります。





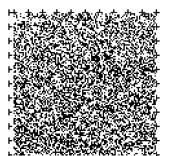
■基本課題 4 安心と自立に向けた就労と社会参加の支援

一般就労・福祉的就労の分野では

- 本人の特性や状況にあった適切な就労支援として、将来の安心・自立に向けた適切な支援の実施
- 就労定着支援のための、支援ネットワークの強化
- 障害者になっても就労継続できる環境整備など、障害の状況にあった柔軟な働き方への配慮について企業等への周知
- 事業主や職場における障害者雇用への理解

社会参加活動の分野では

- 障害のあるなしにかかわらず一緒に参加できる文化・スポーツイベント等の開催
- 体育施設や文化施設など既存施設のバリアフリー化
- コミュニケーション支援をはじめ、希望する配慮を受けることができる環境の整備



第3章 宇部市障害者福祉計画

1 基本理念

第四次の基本理念を引き継ぐとともに、第五次宇部市総合計画前期実行計画のまちづくりのテーマ「誰もが健康で自分らしく暮らせるまち」に向けて、第五次障害者福祉計画の基本理念を次のように定めます。

**障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合い、
いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくり**

(計画期間 令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))

上記理念のもと、次の4つを基本目標として掲げ、目標達成に向けた施策を展開することで、障害がある人もない人も、ともにいきいきと安心して暮らすことができるまちを目指します。

2 基本目標

① 互いを理解し、共生するまちづくり

市民の障害に対する理解を促進し、互いを理解しあうことで、心のバリアフリーを促進します。また、情報やコミュニケーション、道路や建物などのバリアフリーの充実を図り、障害のあるなしにかかわらず安心して暮らせる、ユニバーサルデザインのまちづくりを行います。

② とともに学び育つ

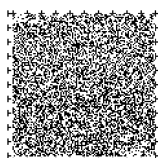
障害の早期発見と早期療育を行い、個々に対応した、保育、教育、療育体制を整備するとともに、教育と福祉などの関係機関が連携することで、切れ目のない適切な支援を行います。また、障害のあるなしにかかわらずともに学ぶことを目指すとともに、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

③ とともに自立し安心して暮らす

障害のある人が自立し安心して暮らすことができるように、本人の課題と将来を見据えた支援を実施します。また、障害のあるなしにかかわらず、ともに地域で安心して自立した生活ができるよう、地域と各分野の支援者が連携することで、地域での支え合いを促進します。

④ とともに働き楽しむ

障害のある人が、個々の特性にあった仕事に就くこと、あるいは、個々の状況にあった支援を受けながら、仕事を続けて自立した生活を送ることができるように支援します。また、障害のあるなしにかかわらず、文化、スポーツ等を楽しめるよう支援します。



3 重点施策

(1) 障害についての理解促進

障害福祉アンケートでは、障害があることに対する周囲の理解について「十分理解されている」「まあまあ理解されている」の割合を合わせると46.1%となっており、6年前のアンケート結果(51.0%)と比較すると、理解されていると感じる人の割合が低くなっています。理解されていないと感じる理由として、「周囲の人の言葉や行動に心を痛めることがある」の割合が最も高くなっており、あらゆる場面において障害を理由とする差別が生じることがないように、理解促進を進める必要があります。

また、障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこととして、「学校での、児童・生徒への福祉教育の充実」「障害のある人の話を聞く機会をつくる」の割合が高くなっており、あいサポート運動等の全市的な展開を通じて、福祉教育や当事者の意見を発信できる場の充実を図ることで、周知啓発を進めます。

国では、障害者差別解消法の改正により、令和6年(2024年)4月から、民間事業者による合理的配慮の提供が全国で義務化されることとなっています。障害者差別の解消に向けて法整備が進む中で、本市においても障害に対する理解を促進していく必要があります。

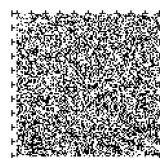
(2) 発達障害に関する支援体制の充実

本市では、近年、障害児通所給付が増加傾向にあり、主治医の意見書による支給決定者数は令和5年(2023年)9月1日現在で児童発達支援が88人、放課後等デイサービスが122人となっています。

近年は発達障害の認知度も高まりつつある中で、障害福祉アンケートでは、差別や嫌な思いをした経験について、発達障害のある人はない人に比べて「よくある」「少しある」を合わせた割合が高くなっています。アンケート全体を通じた傾向として、知的障害や精神障害、発達障害などの一目でわかりにくい障害に対しては、理解が進んでいない現状がうかがえます。

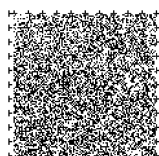
また、外出する際の困りごととして、発達障害のある人はない人に比べて「電車・バス・タクシー等の乗車券の購入・料金の支払いが困難」「自分の意思を伝えたりコミュニケーションをとることが難しい」「障害があることや症状について理解されにくい」の割合が高くなっています。特性により様々な困りごとがある中で、一人ひとりのニーズに合った支援が行えるよう支援体制の充実を図ることが求められています。

今後も支援ニーズは増加すると予測されることから、関係機関が連携し、本人への支援、家族への支援、支援者の養成等に取り組み、きめ細やかな支援体制の構築に努めます。



4 施策体系

基本目標	施策分野	施策の基本的方向
1 互いを理解し、 共生するまちづくり	1 障害者理解の促進	(1) 障害についての理解促進
	2 ユニバーサルデザインの推進	(1) 心のバリアフリーの推進 (2) 情報バリアフリー化の推進 (3) 環境のバリアフリーの推進
	3 人材の確保	(1) 人材の養成・確保
2 ともに学び育つ	1 保育・教育・療育の充実	(1) 早期発見・早期療育の充実 (2) 特別支援教育の充実 (3) 就学・教育相談の充実 (4) 教育環境の整備
3 ともに自立し 安心して暮らす	1 疾病予防の充実	(1) 疾病の予防・早期治療の充実 (2) 健康相談・指導体制の充実
	2 福祉・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域支援ネットワークの充実 (3) 地域移行及び地域定着に対する支援の強化 (4) 高齢障害者が安心できる支援の実施 (5) 親の高齢化（親亡き後）を見据えた支援の実施 (6) 福祉サービスの充実 (7) 防災・防犯対策の推進
4 ともに働き楽しむ	1 一般就労・福祉的就労の推進	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 就労支援体制の充実
	2 社会参加活動の推進	(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2) 文化芸術活動などの促進 (3) 地域交流の促進



5 施策分野別の展開

基本目標1 互いを理解し、共生するまちづくり

施策分野1 障害者理解の促進

(1)障害についての理解促進

<現状と課題>

この取組を進めるためには、市民が障害について正しく理解することが必要であり、本市では研修会や広報活動を実施することで、障害特性や配慮の方法についての理解を深める取組を進めています。

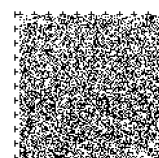
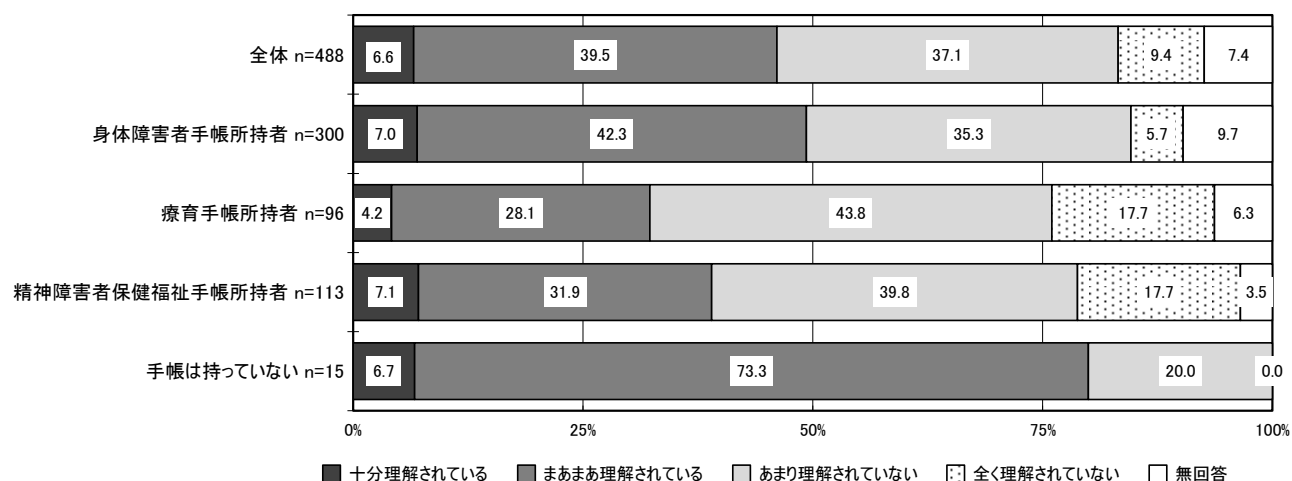
しかしながら、障害福祉アンケート調査では、「障害者に対する理解」について、「あまり理解されていない」・「全く理解されていない」と回答した人が、身体障害者は41.0%、知的障害者は61.5%、精神障害者は57.5%となっています。その理由として、「周囲の人の言葉や行動に心を痛めることがある」の割合が42.7%で最も高く、特に知的障害者と精神障害者は50%を超えています。

障害への理解を進めるために、「何が差別なのか、配慮はどうしたらよいのか」など、具体的な事例を使って、市民への周知をさらに強化することが必要です。

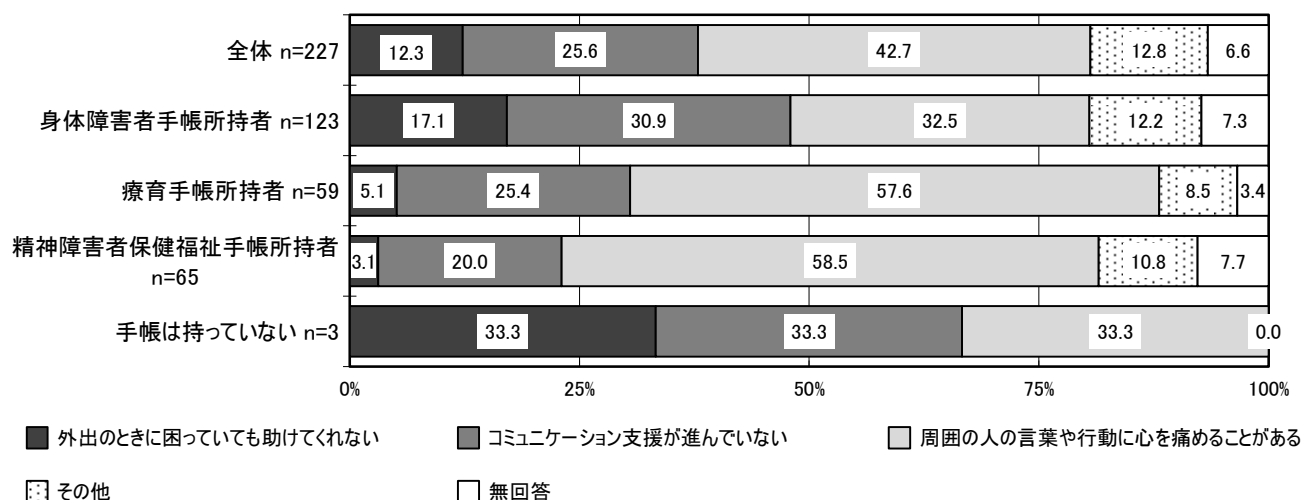
アンケートにおいては、理解を深めるために力を入れるべきこととして「学校での、児童・生徒への福祉教育の充実」「障害のある人の話を聞く機会をつくる」の割合が高くなっています。

また、うべ未来モニターアンケートにおいては、障害福祉に関する広報活動や、法律や条例等の情報発信の充実を求める意見が多くあり、今後はあらゆる情報媒体の活用やイベントの実施等により、一層の理解促進を図ります。

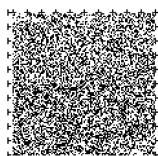
■図3—1 障害があることに対する周囲の理解についてどのように感じていますか



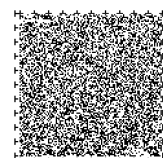
■図3—2 理解されていないと感じる理由のうち特に強く感じるもの(理解されていないと回答した人のみ回答)



施策事項	施策内容
①障害者と連携した啓発	■障害者関係団体や当事者と連携し、障害に対する正しい理解や配慮の必要性について啓発します。 ■市の広報紙やウェブサイトをはじめメールサービスや SNS など各種メディアを活用して、配慮の取組や関係法令、条例を紹介するなど、障害についての理解促進に向け広報活動を展開します。
②あいサポート運動の推進	■障害の内容・特性や、障害者が困っていること、障害者への必要な配慮などを理解して、障害者に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の周知啓発に取り組みます。 ■障害者の困りごとに対して、手助けや配慮を実践することのできる「あいサポーター」の養成に取り組みます。
③学校での理解促進	■小中学校では、交流及び共同学習を児童生徒の実態に合わせて行い、ともに活動する体験を通してお互いを理解し認め合うよう取り組みます。 ■保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、及び高等教育機関での講演やふれあい活動を実施し、若い世代に対する障害者理解を促進します。 ■学校の教育活動を通して、障害者差別を含む様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の意識を高めるため、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした学習会や研修会を実施します。 ■ボッチャなど障害のあるなしにかかわらず楽しめるスポーツ活動等を活用し、児童生徒に対して心のバリアフリーを促進します。



施策事項	施策内容
④地域、民間事業者等への理解促進	■障害者理解に関する出前講座や、あいサポート運動などの事業の活用を呼びかけ、地域や民間事業者等への障害者理解を促進します。 ■発達障害啓発週間や障害者の祭典等の交流行事等への参加を市民に呼びかけ、交流を促すことで、障害についての理解の促進を図ります。 ■障害者週間にあわせて、障害者関係団体の活動などを紹介することにより、市民の関心と理解を深めます。 ■障害のあるなしにかかわらず、参加できるスポーツイベント等を開催し、障害についての理解の促進を図ります。また、地元プロスポーツチームや文化イベント等と連携し、スポーツや文化を通じた障害者理解の促進に取り組みます。 ■企業や店舗等の民間事業者、市民活動団体等に対して、障害をテーマとした講演・研修用講師リストの活用を周知するとともに、障害についての理解を促進します。また、障害者差別解消法の改正を踏まえ、企業や店舗等の民間事業者に対して合理的配慮の提供の義務化について商工会議所等と連携しながら周知し、配慮の必要性の働きかけを行います。 ■支援を必要とする障害者や高齢者等が、周囲の人に配慮が必要であることを示すヘルプマーク及びヘルプカードについて、周知・啓発に努めます。
⑤市職員への理解促進	■職階別職員研修等において、市職員対応要領、情報バリアフリー化の手引き等を活用し、障害及び障害者に対する知識の習得や職員のスキルアップを図り、障害者の視点に立った対応を推進します。また、令和2年(2020年)に策定した「宇部市障害者活躍推進計画」に基づき取組を進める中で、進捗状況や課題等を整理し、より一層の障害者理解促進を図るため、次期計画の策定に取り組みます。
⑥バリアフリー設備等への理解促進	■点字ブロック上への駐停車の防止や、障害者用駐車場・多機能トイレの適正利用を推進します。市民のバリアフリー設備への理解を促進するため、より効果的な周知方法について検討します。
⑦障害者の虐待防止	■障害者虐待防止法の意識啓発や、障害者に対し誰もが適切な支援が行えるよう啓発を行い、虐待防止及び早期発見・早期通報につなげていきます。また、障害者虐待に関する相談・通報の受理、事実確認を待ったうえで、障害者本人及び養護者、施設等に対して関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応及び支援を行います。 ■ウェブサイトなどを活用して、市民に虐待について通報の義務があることを周知するとともに、虐待についての研修会などを実施し、早期の対応及び虐待防止に努めます。



施策分野2 ユニバーサルデザインの推進

(1)心のバリアフリーの推進

<現状と課題>

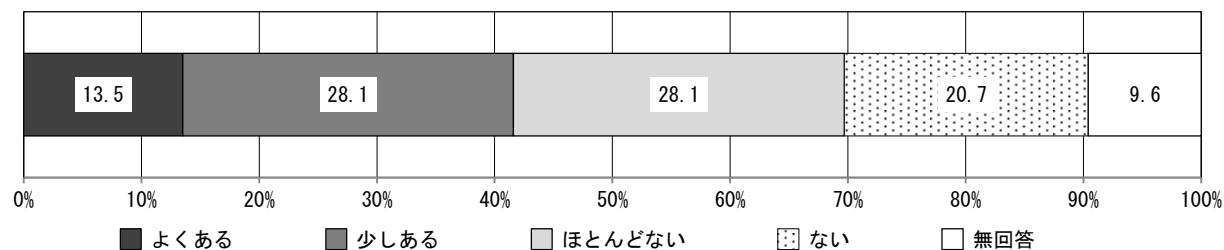
障害者差別解消法で求められる取組を促進するには、障害に対する差別や偏見をなくし、障害のあるなしにかかわらず、互いの個性を認め合うことが大切です。

障害福祉アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」「少しある」と回答した人の割合は41.6%となっており、差別や嫌な思いをした経験をした場面については「職場」「買い物やレジャーなどの外出先」「学校」の割合が高くなっています。また、心のバリアフリーへの満足度については、「不満」「やや不満」と回答した人の割合は37.3%となっており、より一層の心のバリアフリーに取り組むことが求められます。

今後は、これらの取組を引き続き進めていくとともに、地域や民間事業者における理解及び配慮を促進するため、障害者差別解消支援地域協議会で取組を推進するとともに、心のバリアフリーや差別解消に向けた取組を進めていくことが重要となります。

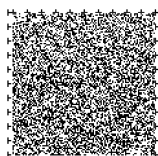
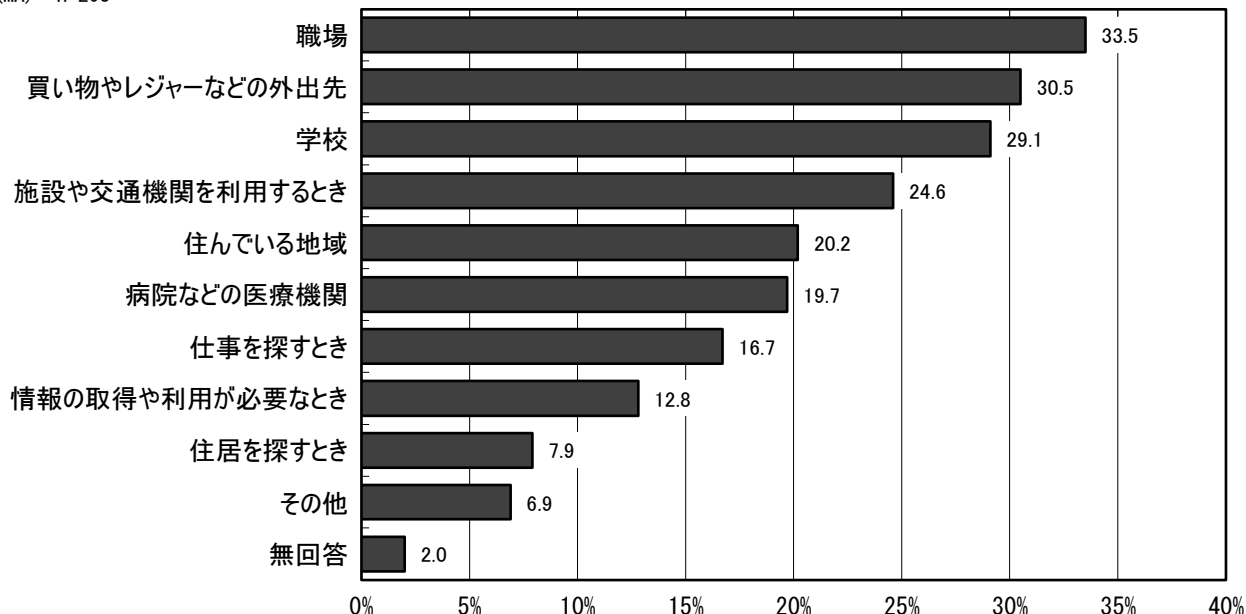
■図3—3 障害を理由とした差別の経験

(SA) n=488

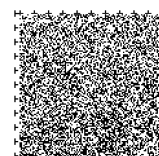


■図3—4 障害を理由とした差別を経験した場面(差別を経験した人のみ回答)

(MA) n=203



施策事項	施策内容
①行政サービスにおける配慮の実施	■市職員対応要領に基づき、市の事務や事業の実施にあたって、障害を理由とする差別のない、障害の特性に応じた適切な配慮の実施を行います。 ■市の窓口業務、会議、イベント等、各種業務において配慮を実施します。 ■選挙等において、障害により生じる広報等の情報格差の解消や投票方法の工夫など、障害特性に応じた配慮を実施し、政治に参加できる環境づくりに努めます。 ■障害者差別相談窓口において、市の業務を含む、市内事業所などで発生した障害を理由とした差別的取扱いに関する相談に対応します。
②学校における配慮の実施	■市立小中学校における対応要領に基づき、障害のあるなしによって分け隔てることなく、障害者やその家族と同じ目線で相手の立場に立って考え、配慮を実施します。必要に応じて研修等を実施し、障害特性に応じた配慮ができる体制整備に努めます。 ■児童生徒、保護者及び教職員が一緒になって個々の特性を理解し、合理的配慮について合意形成を図ります。
③地域、民間事業者における配慮の促進	■障害者差別解消法の改正により、民間事業者等に合理的配慮の提供が義務付けられたことを周知し、配慮の必要性の働きかけを行います。 ■市や事業所、市民活動団体等が取り組んでいる、障害者への配慮の事例について情報発信することにより、地域や民間事業者等による配慮を促進します。また、何が差別にあたるのか、どのような配慮をすればいいのかを理解できるよう、本市での事例を集めた「障害者差別と配慮の事例集」を活用し、合理的配慮の提供を促進します。
④障害者差別解消支援地域協議会の取組	■学識経験者、関係機関等から構成する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、事案の情報共有及び障害者差別解消推進のための取組に関する協議を行い、地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取組を推進します。
⑤山口宇部ふれあい公園インクルーシブ大型遊具広場の活用	■誰もが楽しめるイベント等を開催するにあたり、障害のあるなしにかかわらず、ともに遊ぶことでお互いを知り、相手を思いやる気持ちが育まれるインクルーシブ大型遊具広場の活用に取り組めます。



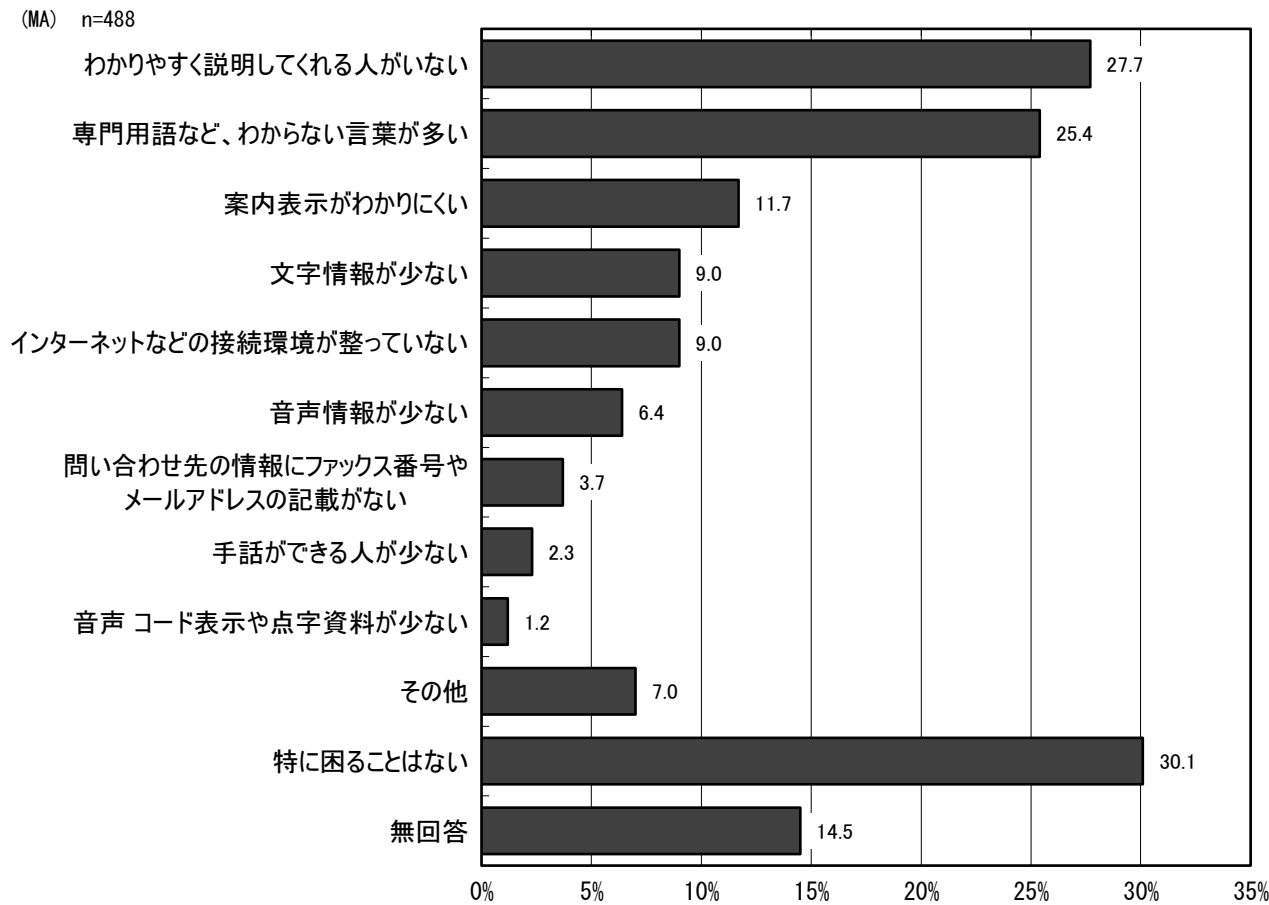
(2)情報バリアフリー化の推進

<現状と課題>

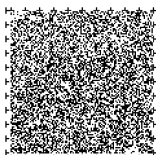
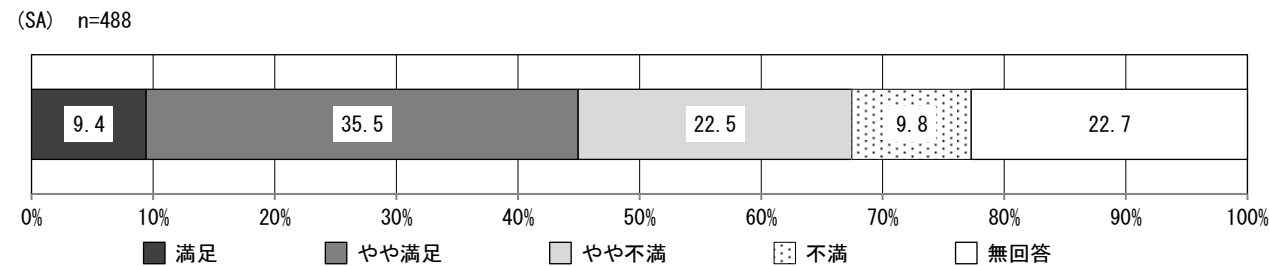
市の業務におけるコミュニケーション支援としては、市の窓口到手話のできるコミュニケーション支援員を配置するとともに、職員一人ひとりが障害の特性に応じた適切な配慮や支援が行えるように取り組めます。

今後は、これらのコミュニケーション支援の取組を、行政機関だけでなく民間事業者にも広げていくこと、これに合わせて、手話や点字等のコミュニケーション支援を行う人材の養成を進めていくことが必要となります。

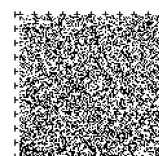
■図3ー5 情報を入手する際に困っていること



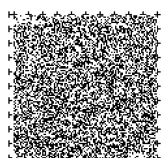
■図3ー6 情報のバリアフリーへの満足度



施策事項	施策内容
①市の業務の情報バリアフリー化の充実	■「情報バリアフリー化の手引き」に基づき、障害者への情報保障に取り組むとともに、窓口業務、会議、イベント等においても、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施します。 ■視覚障害者への文書での情報提供については、本人の希望する手段の登録に従い、拡大文字や点字・音声コードの添付、メール(電子データ)による配慮を実施します。 ■言語障害、知的障害、精神障害、発達障害など、様々な障害に配慮し、わかりやすい表現、簡単な文章の利用、ルビの添付、ゆっくりと話すなど、個々の状況に応じた配慮を行います。 ■聴覚障害者に対するコミュニケーション手段を確保するため、講演会や会議においては、当事者の希望に沿い、手話通訳や要約筆記、ヒアリンググループの活用等を行います。 ■点字・音訳版「広報うべ」「議会だより」の作成や、テキスト部分の拡大や音声読み上げに対応したデジタルブックでの配信など、視覚障害者への市政情報の提供に努めます。 ■市役所窓口到手話通訳をはじめとする障害の特性に応じた適切なコミュニケーション支援を実施する専門員を配置し、障害者が安心して各種手続きや相談ができる環境をつくれます。
②地域、民間事業者の情報バリアフリー化の促進	■当事者が感じる情報バリアを民間事業者等に伝えることで、取組を促進します。 ■市が実施している、情報バリアフリーの取組を地域や民間事業者等へ発信し、情報バリアフリー化の必要性を周知します。 ■事業所や市民活動団体等が、障害者とのコミュニケーションを円滑に行うために必要な費用や情報提供に必要な費用等を助成します。
③コミュニケーション支援体制の整備	■地域住民が自分にできる支援を行うことで、障害者が地域で安心して暮らせるよう、コミュニケーション支援に関する人材を養成します。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や同行援護等の支援者の養成講座の受講や資格取得にかかる費用を助成し、専門的支援人材の確保に努めます。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、専任の手話通訳者を市の窓口及び宇部市社会福祉協議会に配置するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を継続します。 ■宇部市社会福祉協議会と連携し、支援者の活動と当事者への支援拠点の充実に努めます。



施策事項	施策内容
④ 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	■聴覚障害者等の電話利用をサポートする電話リレーサービスや、手話通訳が困難な際に利用できる遠隔手話など、先進的なコミュニケーションツールを活用した支援の充実を図るとともに、必要な時に適切に利用できるよう周知に努めます。 ■日常的な情報取得や意思疎通に困らないよう、日常生活用具の給付やニーズに応じた用具の見直しを検討します。
⑤ ICTを活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実	■ICTを活用した情報提供や先進的なコミュニケーションツールを活用し、支援の充実に取り組みます。 ■対面による手話通訳が困難な場合の遠隔手話の活用について、実施体制の整備に向けた検討を進めます。 ■スマートフォンやタブレット端末等を活用した情報収集や情報発信を促進するため、障害の特性に応じた研修等を実施します。



(3)環境のバリアフリーの推進

<現状と課題>

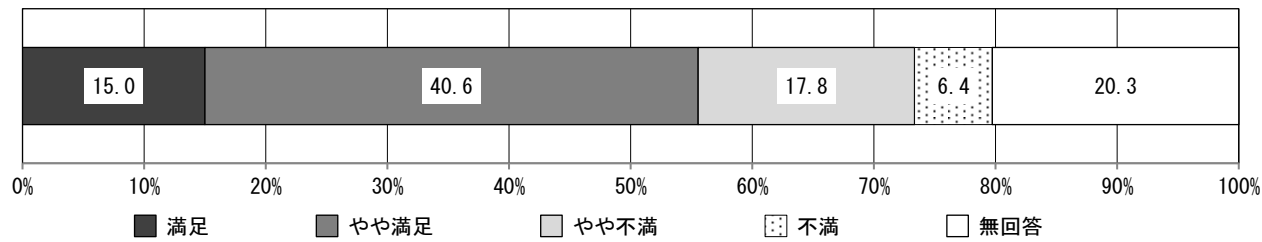
障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を営みながら、社会参加を行っていくために、民間施設や公共施設のバリアフリー化等、生活環境や住環境の整備は不可欠です。

障害福祉アンケート調査では、バリアフリーの観点から、「公共の施設」で改良してほしい所として、「段差を減らしてほしい、スロープにしてほしい」「手すりをつけてほしい」「障害のある人が使えるトイレを増やしてほしい」と回答した割合が高くなっています。環境のバリアフリーへの満足度については、「不満」「やや不満」と回答した人の割合は 24.2%となっており、すべての市民にとって暮らしやすいまちとなるよう継続して環境のバリアフリー化に取り組む必要があります。

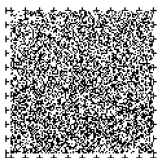
現在、公共施設については、多機能トイレや点字ブロックの設置など計画的にバリアフリー化を進めています。また、障害者関係団体等からの意見を取り入れ、当事者の意見を踏まえて新庁舎の建設を行い、建設後も様々な要望に対応しています。民間施設については、「山口県福祉のまちづくり条例」の基準に合わせ、新規に建設及び改築等される特定公共的構築物のバリアフリー化は徐々に進んできていますが、条例の対象外の施設については、まだまだバリアフリー化が進んでいないのが現状です。誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて、計画的なバリアフリー化を進めます。

■図3ー7 環境のバリアフリーへの満足度

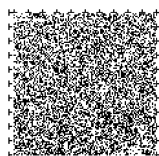
(SA) n=488



施策事項	施策内容
①市施設のバリアフリー化の推進	■すべての市民が快適に利用できる庁舎を目指し、車いす利用者や障害者関係団体等の意見を踏まえながら、二期庁舎についてもバリアフリー化に努めます。 ■ふれあいセンター等のバリアフリー化を計画的に進めていきます。 ■点字ブロック、ヒアリンググループ、音声案内、赤色回転灯など障害の種別に応じて必要となる設備については、障害者関係団体などの関係者から意見を聴取し、整備を推進します。 ■多機能トイレなど施設設備のわかりやすい表示とともに、利用マナーの向上に取り組めます。



施策事項	施策内容
②民間施設のバリアフリー化の促進	■「山口県福祉のまちづくり条例」の基準に合わせ、新規に建設及び改築等される特定公共的構築物のバリアフリー化の徹底を図るとともに、この条例の趣旨の周知を行い、公共性の高い民間建築物から重点的にバリアフリー化を啓発します。 ■店舗等の民間施設に対するバリアフリー化改修助成金制度により改修費用の一部を助成し、バリアフリー化の推進に取り組みます。
③公共交通機関のバリアフリーの推進	■「宇部市地域公共交通計画」に基づき、障害者や高齢者が利用しやすいノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。
④道路環境の整備	■道路整備については、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」などの基準に基づき、障害者などの移動に配慮した整備を推進します。 ■障害者の利用頻度の高い道路網に重点を置き、障害者関係機関や警察署と連携を図りながら、バリアフリー対応型信号機の設置を推進します。
⑤住宅改修の支援	■障害のある人が住み慣れた住宅で生活を維持できるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修費を給付し、障害者の自立生活を支援します。
⑥市営住宅のバリアフリー化の推進	■市営住宅の建て替えにおいて、全室を車いすで移動できるバリアフリー、介護スペースに配慮した広い水回り、浴室・便所等の手すり設置等を行うなど、市営住宅のバリアフリー化を計画的に進めます。 ■地域での生活を希望する重度身体障害者に対して、「重度身体障害者自立生活支援付住宅」において、安否確認や緊急時の対応、日常生活における援助・相談などを行い、自立生活を支援します。
⑦外出しやすい環境の整備	■外出時に移動の支援が必要な障害者に対して、移動支援を実施します。 ■ICT技術の進展により施設等の無人化が進む中で、障害者にとっての新たな障壁が生じないよう、支援について検討を進めます。 ■障害者等が外出時に必要な情報について当事者から意見を聴取し、関係部署と連携し、「おでかけマップ」などの利用しやすいツール等について検討します。



施策分野3 人材の確保

(1)人材の養成・確保

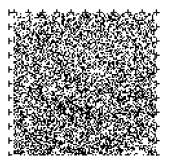
<現状と課題>

障害者の多様化するニーズに適切に対応し、障害者の生活を支援していくためには、高い専門性を持つ人材と量的な確保が求められます。

また、コミュニケーション支援現場等においては、ボランティアによる支援に頼っている状況であり、医療機関や就労現場等において専門的に支援ができる人材の確保とともに、市民の多くが適切なコミュニケーションができるような人材養成もあわせて行う必要があります。

福祉事業所からの意見聴取では、半数以上の事業所が人材不足を感じており、人材の確保や育成、定着等が大きな課題として挙げられました。障害福祉に関する活動を行っている団体からも、高齢化による担い手不足や会員の減少が課題という声が多く挙げられており、支援を必要とする人に対して必要なサービスを提供できるよう、人材確保が急務となっています。

施策事項	施策内容
①障害福祉サービスの 人材確保	■ハローワークと連携し、福祉・介護人材確保に向けた取組を強化します。 ■市内の障害福祉サービス事業所へ新たに支援員等として就職した者に対して助成金を支給し、支援人材の確保に取り組みます。
②コミュニケーション 支援等の人材確保	■障害の特性に応じたコミュニケーション支援を推進するため、資格取得の際にかかる費用の一部を助成するなど、高い専門性を持つコミュニケーション支援者の養成をします。 ■地域住民による支援を実施するため、コミュニケーション支援に関する人材を養成します。 ■障害者が安心・安全にスポーツに参加できる機会の創出のため、宇部市スポーツコミッションと連携し、障害者スポーツ指導員等の養成を支援します。



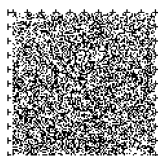
数値目標

基本目標1 互いを理解し、共生するまちづくりにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標
障害者理解促進講座等の受講者数	1,800 人	2,100 人
手話奉仕員登録者数	163人	177人
ノンステップバスの導入数	43台	46台
公共施設と民間施設のバリアフリー化工事件数	24か所	27か所
バリアフリー施設のウェブサイト掲載件数(民間)	72件	87件

関連指標については、第7期宇部市障害福祉計画・第3期障害福祉計画の計画期間の令和8年度(2026年度)以降に本計画の改定を行うため、目標年度を令和8年度(2026年度)とします。

令和9年度(2027年度)以降の目標値については、法制度の見直しに伴い、令和8年度(2026年度)以降に策定する改定計画において設定します。(以後の目標指標も同じ)



基本目標2 とともに学び育つ

施策分野1 保育・教育・療育の充実

(1)早期発見・早期療育の充実

<現状と課題>

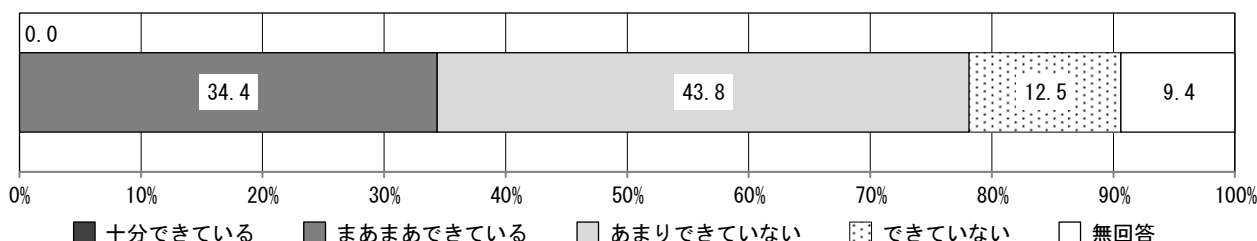
乳幼児から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大変重要な時期であり、乳幼児に対する健康診査による障害や疾病等の早期発見と、適切な方法による支援を実施することが重要です。

障害福祉アンケート調査によると、本市における障害の「早い発見」と「早い発達支援」の取組の満足度について質問したところ、「あまりできていない」「できていない」を合わせて56.3%となっており、早期発見・早期療育の取組の充実が求められます。「障害の早期発見と早期支援のために最も必要なこと」として、「病院、療育施設、市など関係機関の連携体制」「乳幼児健診の充実」「児童発達支援や放課後等デイサービスなど、福祉サービスの充実」の割合が高くなっています。また、「障害の診断・判定を受けた頃の家族・親の気持ち」については、「これからどうしてよいかわからなかった」「障害や病気のことについて何もわからず、不安だった」「どこに相談に行けばよいかわからなかった」の割合が高くなっています。

今後も、障害の早期発見に努めるとともに、適切な支援、療育に早期につながるよう、医療、保健、療育、保育、教育等連携体制の強化を図る必要があります。

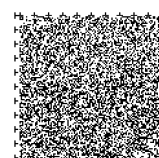
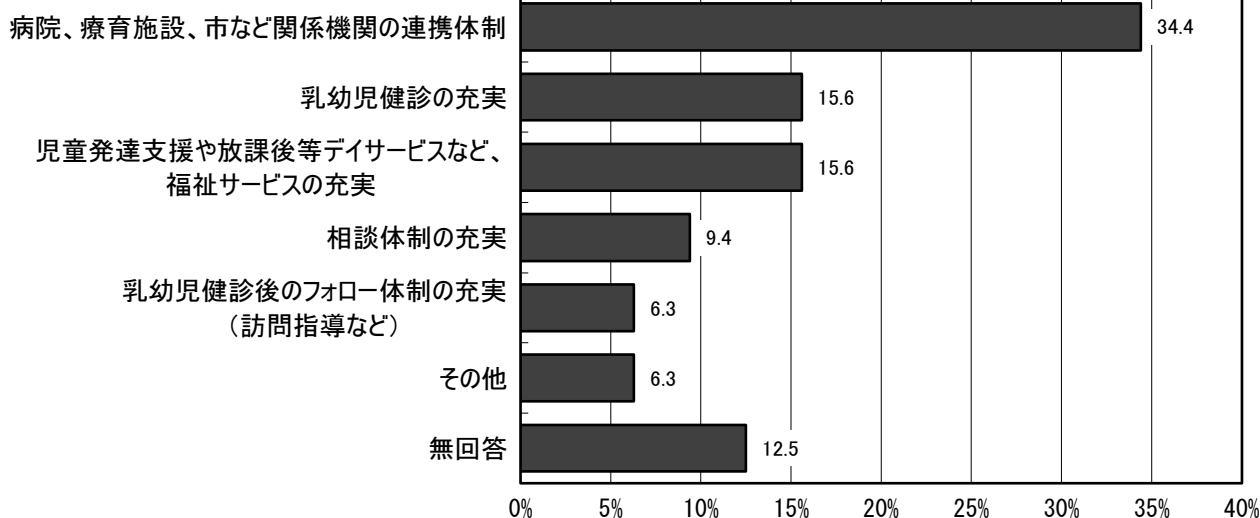
■図3—8 障害の「早い発見」と「早い発達支援」への市の取組について

(SA) n=32



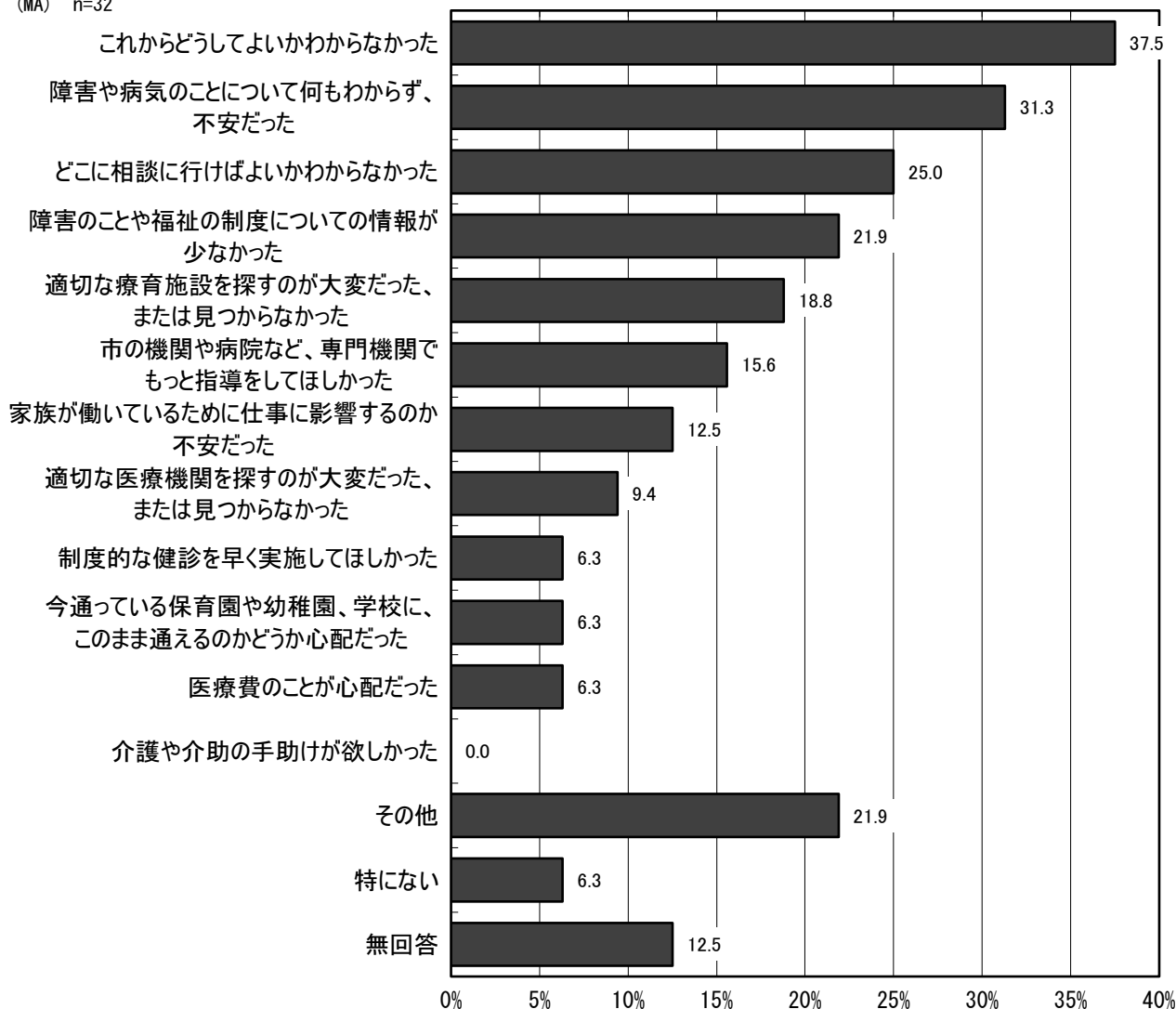
■図3—9 障害の早期発見と早期支援のために最も必要なこと

(SA) n=32

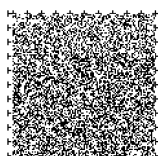


■図3—10 障害の認定・判定を受けた時の保護者の気持ち

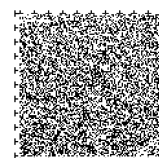
(MA) n=32



施策事項	施策内容
①健康診査による早期発見と支援の実施	■乳幼児に対する健康診査を実施し、未受診者に個別対応するなど受診率の向上を図るとともに、障害や疾病等の早期発見・早期治療、療育、訓練へと必要な支援が適切につながるよう努めます。 ■医療機関等との連携を図り、乳幼児の発達支援を推進するとともに、5歳児健康診査については、就学に向けて幼児の発達に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関と連携を図りながら取り組みます。また、発達等に関して支援が必要な対象者に適切な対応を行えるように、保護者への支援強化、相談会の回数の増加を図ります。 ■自閉症スペクトラムや学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、発達障害の早期発見に努めるとともに、保護者のニーズに応じた就学相談等を実施し、障害の状態に即した適切な就学支援を行います。



施策事項	施策内容
②療育ネットワークの充実	■医療、保健、福祉、療育機関、関係機関等との連携強化を図り、適切な支援が受けられる環境の充実を図ります。 ■乳幼児の健康診査での発育・発達に関する相談を継続支援するとともに、発達クリニックなどから適切に医療機関や療育機関等につないでいきます。 ■障害児の療育を行う事業所と連携を図り、療育施設や保育施設の相互利用を図ります。
③発達相談と早期支援の充実	■発達障害等相談センターによる相談・支援体制の充実を図るとともに、臨床心理士等専門職による相談や心理検査等を実施し、療育機関をはじめ関係機関と連携した適切な支援の充実を図ります。また、学校就学時や就学途中での在籍変更に係る「発達検査」について、療育機関や心理士等の個別での検査を含めて検査が迅速かつ円滑に実施できる環境整備に努めます。 ■保護者に対して障害に対する正しい理解促進を図るため、発達に応じた対応方法・支援方法の助言や、保護者間の交流のほか安心した生活を送ることができるよう、関係機関や団体と連携して地域のネットワークを構築するなど、保護者サポートの充実を図ります。 ■ライフステージを通じて一貫した支援が行えるよう、発達障害等相談センターや児童発達支援センター及び関係機関と連携し、発達・生活相談、保護者サポート、支援者育成、理解促進・普及啓発に関する取組を実施します。 ■幼児期から成人期までの継続した切れ目のない支援を実施するため、保育・保健・教育・福祉・医療分野が連携した支援体制を構築します。 ■研修会等の実施や講師派遣、支援者への助言など支援者育成や、発達障害等に関する普及啓発を図ります。
④障害児保育の充実	■特別な支援を要する幼児への支援の充実を図るため、市内保育所や幼稚園に対して、人材の配置や必要な運営費、研修費等の支援を行います。 ■障害福祉サービス等による保育所等訪問支援事業により集団生活への適応など支援の実施を図ります。 ■保育士等への障害理解を促進するため研修の充実を図ります。
⑤医療的ケア児への支援の充実	■医療的ケア児を地域で支援するために、関係機関による情報交換会を定期的開催し、情報共有の場を設けます。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児への支援の充実を図ります。 ■医療的ケア児が保育所や小中学校の入園・入学を希望される際は、関係機関と十分協議し、受け入れ体制の整備に努めます。



(2)特別支援教育の充実

<現状と課題>

保育所、幼稚園、小中学校では、発達障害を含め障害のある、すべての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行なわなければなりません。

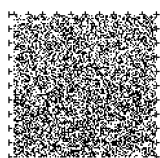
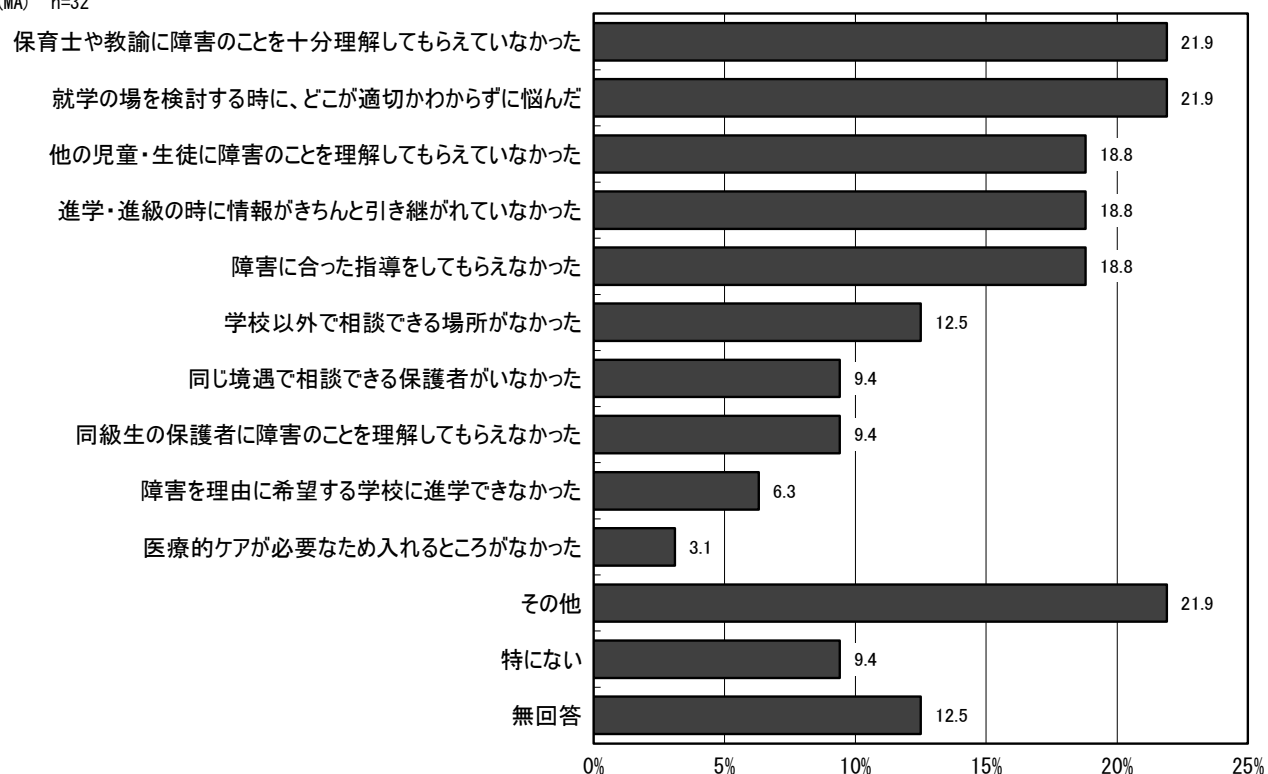
障害福祉アンケート調査によると、「保育や教育を受ける中で今まで困ったこと」として、「保育士や教諭に障害のことを十分理解してもらえていなかった」「就学の間を検討する時に、どこが適切かわからずに悩んだ」の割合が高くなっています。教育に関する要望としては「障害特性や支援の知識を持った教職員の配置」「進学や進級時の支援の引き継ぎ体制の強化」「障害に関する周囲の理解を深める教育の推進」「特別支援学級の配置教員数の拡充」の割合が高く、それぞれの発達状況やニーズに応じた支援ができる体制の充実が求められています。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒については、一人ひとりの状況を把握し、教職員の共通理解を図りながら、障害特性に配慮した教育を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加ができるよう、幼児期から一貫した教育体制の充実を図る必要があります。

また、教育的支援の充実のため、教育支援員や支援ボランティアの配置が必要となっています。さらに学校や地域における障害に対する理解を深めるため、共同の学習活動や生活体験などができるよう、交流教育を推進する必要があります。

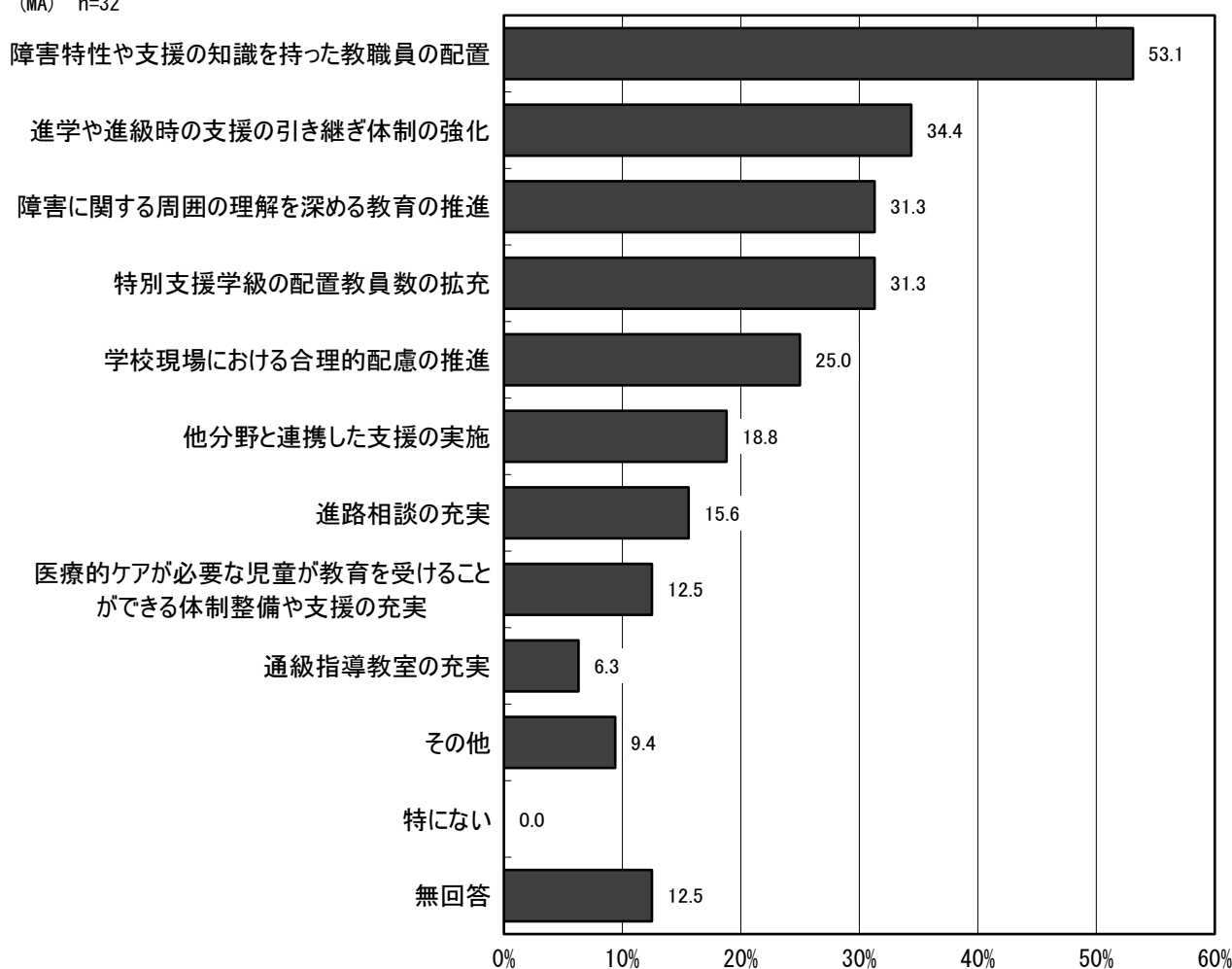
■図3—11 保育や教育を受ける中で今まで困ったこと

(MA) n=32

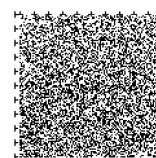


■図3—12 教育に関する要望

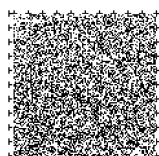
(MA) n=32



施策事項	施策内容
①特別支援教育の体制強化	■小中学校等において個別の教育支援計画の作成・活用・周知を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を推進するとともに、療育施設や福祉サービスと連携し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。 ■支援学校及び小中学校から専門性の高い教員を特別支援学校や小中学校のサブセンターに地域コーディネーターとして配置し、小中学校等への巡回訪問や個別の教育支援計画の作成・活用への助言等を行うことで、適切な支援体制の構築を図ります。 ■指導主事が保育所、幼稚園、小中学校を継続的に訪問し、指導や支援に対する指導助言等を行い、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育体制の充実を図ります。また、保育所・幼稚園と小学校との連携を強化し、円滑な就学に向けて小学校への情報提供等に取り組みます。 ■小中学校に特別支援教育に係る校内コーディネーター、教育支援員や支援ボランティアを配置し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。



施策事項	施策内容
②療育関係機関連携の強化	■地域自立支援協議会のこども支援部会において、障害児やその家族への充実した支援の実施に向けて、療育関係機関の連携強化に取り組めます。 ■本人の特性に合わせた、一貫した支援が行えるよう、学校と事業所との連携体制の構築を進めます。
③通級による指導の推進	■小中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、個々の特性や障害の状態に応じたより良い指導・支援が得られるよう、他校から通級設置校で指導を受ける「他校通級」や指導担当教員が学校を訪問する「訪問型通級」等の方法も検討しながら、増加する通級のニーズに対応し、よりきめ細かな指導の充実を図ります。
④交流及び共同学習の推進	■障害に対する理解の促進のため、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が、それぞれの特性を生かして活動する共同の学習活動や生活体験などを通じてインクルーシブ教育の推進を図ります。 ■特別支援学校の児童生徒と、その住所地にある小中学校の児童生徒との居住地校交流を推進します。
⑤体験学習の充実	■特別支援学級に在籍する児童生徒により広い視野を持たせるとともに、知識と能力の向上を図り、自立や社会参加に向けて主体的に取り組めるよう、特別支援教育青い鳥基金を活用した社会体験を含めた体験学習を推進します。



(3)就学・教育相談の充実

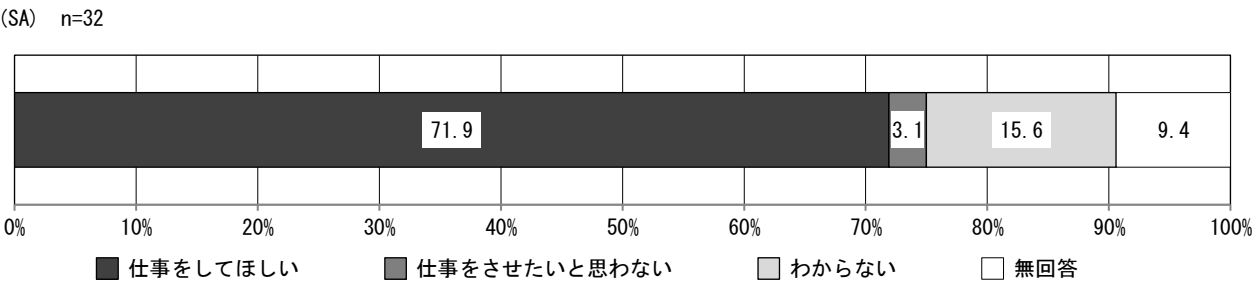
<現状と課題>

教育委員会内に設置したワンストップの総合相談窓口で、発達や就学、進路などに関する相談を受け付けるとともに、就学相談会を実施するなど、適正な就学指導の充実に努めています。また、関係機関と連携した教育相談を推進し、支援の必要な親子のサポートを行っています。

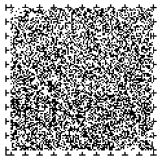
障害福祉アンケート調査によると、障害のあるこどもの将来について「仕事をしてほしい」の割合が過半数を占めており、将来的に自立して生活できるよう支援の充実が必要です。

今後も、教育、福祉等の関係機関が連携した就学相談や教育相談、事例検討会等を開催することで、情報の共有化、ネットワークの強化を図り、個別のニーズに応じた適切な支援体制を整えていきます。また、ひきこもりや発達障害等の相談支援機関と連携し、早期支援、専門的支援を実施します。

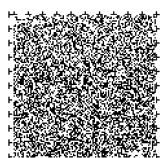
■図3—13 こどもの将来の仕事について



施策事項	施策内容
①就学相談の充実	■教育委員会内に設置したワンストップの総合相談窓口や、支援学校や療育施設等で実施する個別での就学相談会において、発達や就学、進路、就職などあらゆる相談を受け付け、相談内容により市の関係課や関係機関と連携を図りながら、相談者と関係機関のコーディネートを図ります。 ■適正な就学指導を進めるために、相談窓口で随時相談を受け付けるほか、就学前の児童と保護者を対象とした就学相談会を実施します。 ■児童生徒やその保護者対象の進路学習会では、学校関係者や先輩保護者による説明会や講演会を実施するとともに、保護者の交流の場を設け、情報交換会を兼ねて実施します。 ■保育所、幼稚園、小学校、関係機関と連携した就学相談を継続的・計画的に実施し、連携強化を図ります。 ■中学校及び高校への進学について、それぞれ進路相談会を開催し、進学先となる学校について概要説明等を行います。



施策事項	施策内容
②教育相談の充実	■各学校において、県の教育機関や医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら、スクールカウンセラー等による教育相談を推進することで、情報の共有化やネットワークの強化を図るとともに、支援の必要な親子をサポートします。 ■教育、福祉、医療、労働等の様々な関係機関が参加する事例検討会等の開催により、支援者間の顔の見える支援体制の強化を図ります。 ■ひきこもりや発達障害等に関する専門相談支援機関との連携強化を図るとともに、児童生徒とその家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置や、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーによる支援の充実を図ります。



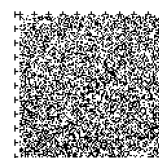
(4)教育環境の整備

<現状と課題>

発達障害など、障害の多様化が進む中、保育所、幼稚園、小中学校における通常の学級にも支援を必要とする幼児児童生徒が増えており、保育士、幼稚園教諭、小中学校教員に対する特別支援教育の知識普及に取り組んでいます。また、小中学校においては、一人ひとりの障害の状態等に応じた個別の教育支援計画の作成・活用や、学校施設や設備等の教育環境の整備を推進しています。

今後も、特別支援教育に関する研修を保育士、幼稚園教諭、小中学校教員等を実施し、障害に対する理解を深め、支援技術の向上に努めることが重要です。さらに、地域と学校をつなぐ役目を持つコミュニティ・スクール等を活用し、地域への特別支援教育に関する理解促進を図る必要があります。また、障害のあるなしにかかわらず、できるだけ同じ場でともに学ぶことを目指すインクルーシブ教育システムの推進や、進路相談の充実、一人ひとりの障害に応じた学校施設や設備等の教育環境を整備していく必要があります。

施策事項	施策内容
①インクルーシブ教育システムの推進	■個々の障害の状況に応じた、一人ひとりを大切にする教育を推進するため、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校等における個別の教育支援計画の作成・活用やスムーズな引継ぎを推進するとともに、保育・教育・保健・医療・福祉・労働部局等の関係機関が連携し、障害のある幼児児童生徒の多様なニーズに応じた支援の充実に努めます。 ■就学前から卒業後にわたり、切れ目のない一貫した支援が行われるよう関係機関と情報の共有化を図るため「パーソナル手帳」の周知を図るとともに、関係課や関係団体等が連携してパーソナル手帳活用セミナーを開催し、幼児から就学、卒業後にわたり、切れ目のない支援に努めます。 ■インクルーシブ教育システムの実現に向けて、学校等での交流学級や障害者・高齢者疑似体験などの福祉教育を実施します。
②教職員などの資質向上	■各小中学校に特別支援教育に係る校内コーディネーターを配置し、研修の実施等を通じて特別支援教育に関するスキルや知識の向上を図ります。また、支援を必要とする児童生徒の見立てや児童生徒のアセスメント・支援方法・自立活動の充実等の研修を取り入れるなど、研修内容の充実に努めるとともに、保育士、幼稚園教諭、小中学校教員等への発達障害を含めた障害に対する理解促進や支援技術の向上を図ります。 ■指導主事による巡回訪問により、発達障害のある幼児児童生徒への支援に対する評価や助言を行い、保育所、幼稚園、小中学校の支援体制の充実や円滑な就学につながるよう努めます。 ■特別支援教育研修会や支援ボランティア養成講座を開催し、教育支援員や支援ボランティアの資質向上を図ります。 ■進学時や進級時の幼児児童生徒の支援の引継ぎに対する評価や助言を行い、支援体制の強化を図ります。 ■児童生徒やその保護者対象の進路学習会や、小中学校及び教育委員会等で個別の進路相談に応じるなど、進路相談の充実に努めます。

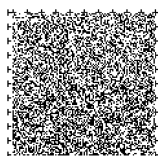


施策事項	施策内容
③地域における特別支援教育の理解促進	■学校と地域が連携、協働しながらこどもの成長を支える「コミュニティ・スクール」等を活用し、地域における特別支援教育に関する理解促進を図ります。地域住民も含めた小中学校児童生徒の合同授業において、ボッチャ等みんなで楽しめる活動を実施することで、心のバリアフリーや特別支援教育への理解促進を図ります。
④学校の設備等の整備	■誰でも安心・安全に過ごせる教育環境の実現に向けて、学校と連携しながら児童生徒の障害の状況に応じた支援機器や施設設備等の整備を推進します。
⑤学童保育クラブの充実	■特別な配慮を要する児童が増加傾向にあることから、学童保育クラブなど障害児と家族の支援を担う地域資源に対して、関係機関との連携を図ります。 ■障害児受け入れ強化を図ることを目的として、学童保育クラブに対して、人材の配置にかかる支援を行います。 ■障害児の受け入れの推進に向けて、学童保育支援員の研修に、発達障害に関する研修を取り入れるなど、専門的知識や技術等の習得を図ります。また、巡回支援アドバイザーによる研修を行い、対応技術の向上を図ります。

数値目標

基本目標2 とともに学び育つにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標
乳幼児健康診査の受診率	98.2%	100.0%
通級指導教室での指導内容の満足度	100.0%	100.0%
教育現場における障害者理解促進研修数	16件	22件



基本目標3 とともに自立し安心して暮らす

施策分野1 疾病予防の充実

(1)疾病の予防・早期治療の充実

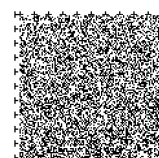
<現状と課題>

本市の障害種別ごとの障害者の人数をみると、身体障害者手帳所持者のうち、内部障害が年々増加しており、加齢による疾病や生活習慣病等の重度化などの要因が考えられます。

障害の原因となる疾病を予防するためには、健康診査の実施や、市民が健康づくりや健康管理に積極的に取り組む仕掛けづくりが必要となります。

さらに、障害の予防や重症化の防止のためには、障害を除去又は軽減するための医療費に対する助成、児童が将来の生活の能力を得るための医療費の助成なども重要です。

施策事項	施策内容
①健康づくりの推進	■広報紙やウェブサイト健康づくりに関する情報を掲載するほか、メールサービスや SNS、健康づくり人材による口コミ等を通じたきめ細やかな情報発信に努めます。 ■健康づくり計画及び各地区の「健康プラン」に基づき、地域団体や市民活動団体、事業者等の多様な主体との共創により、健康づくりや介護予防を推進します。 ■保健師や多様な団体と連携し、地域における自主的な健康づくりの取組が実施・継続できるよう支援します。
②生活習慣病など予防対策の推進	■生活習慣病の重症化は、将来腎臓や心臓などの機能障害を引き起こす可能性があるため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図り、早期の予防に努めます。 ■医療機関と連携しながら、特定健康診査の結果やレセプトデータなどを活用した保健事業(データヘルス)を実施することにより、対象者に合わせた受診勧奨を実施し、受診率向上に取り組むことで生活習慣病の発症や重症化の予防を図ります。 ■少ない手順で予約できる簡単予約システムの導入やナッジ理論を活用した受診勧奨によって、がん検診等の受診率向上を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげます。 ■健康教室や健康相談を実施し、健康づくりや生活習慣予防を推進します。
③医療費助成制度の運営	■障害者の更生に必要な医療費に対する助成を行い、障害を除去又は軽減することによって、日常生活を容易にするとともに、職業の能力を増進します。 ■身体に障害のある児童や医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童が将来の生活の能力を得ることを目的として、医療費に対する助成を行います。



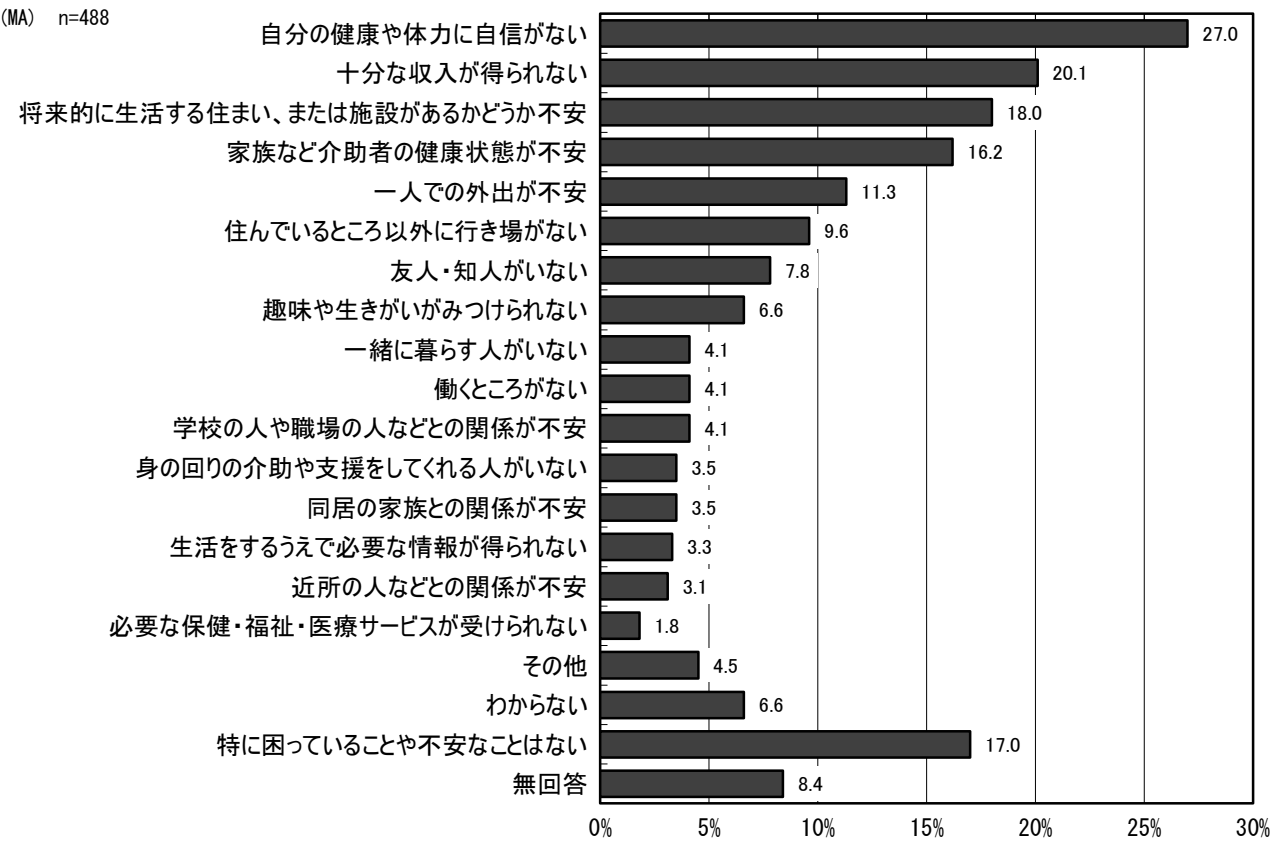
(2)健康相談・指導体制の充実

<現状と課題>

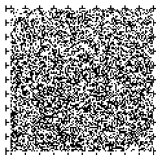
障害福祉アンケート調査によると、現在の生活で困っていることや不安なこととして「自分の健康や体力に自信がない」の割合が最も高くなっています。

今後も、障害者やその家族が抱える健康上の問題等を身近な地域で気軽に相談できる、健康相談と健康指導体制の充実に取り組みます。

■図3—14 現在の生活で困っていることや不安なこと



施策事項	施策内容
①地域における相談・健康指導の充実	■障害者及びその家族に対して、個々に応じた生活を支援するため、保健師などが相談・指導を行います。 ■障害者等の在宅療養を支援するための看護師などによる訪問看護については、サービス調整を行うとともに、利用促進に取り組みます。 ■健康に対する意識向上の取組として、地域活動支援センターなどを活用し健康づくりに参加できる環境を整えます。



施策分野2 福祉・生活支援の充実

(1)相談支援体制の充実

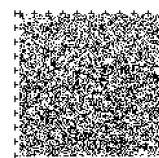
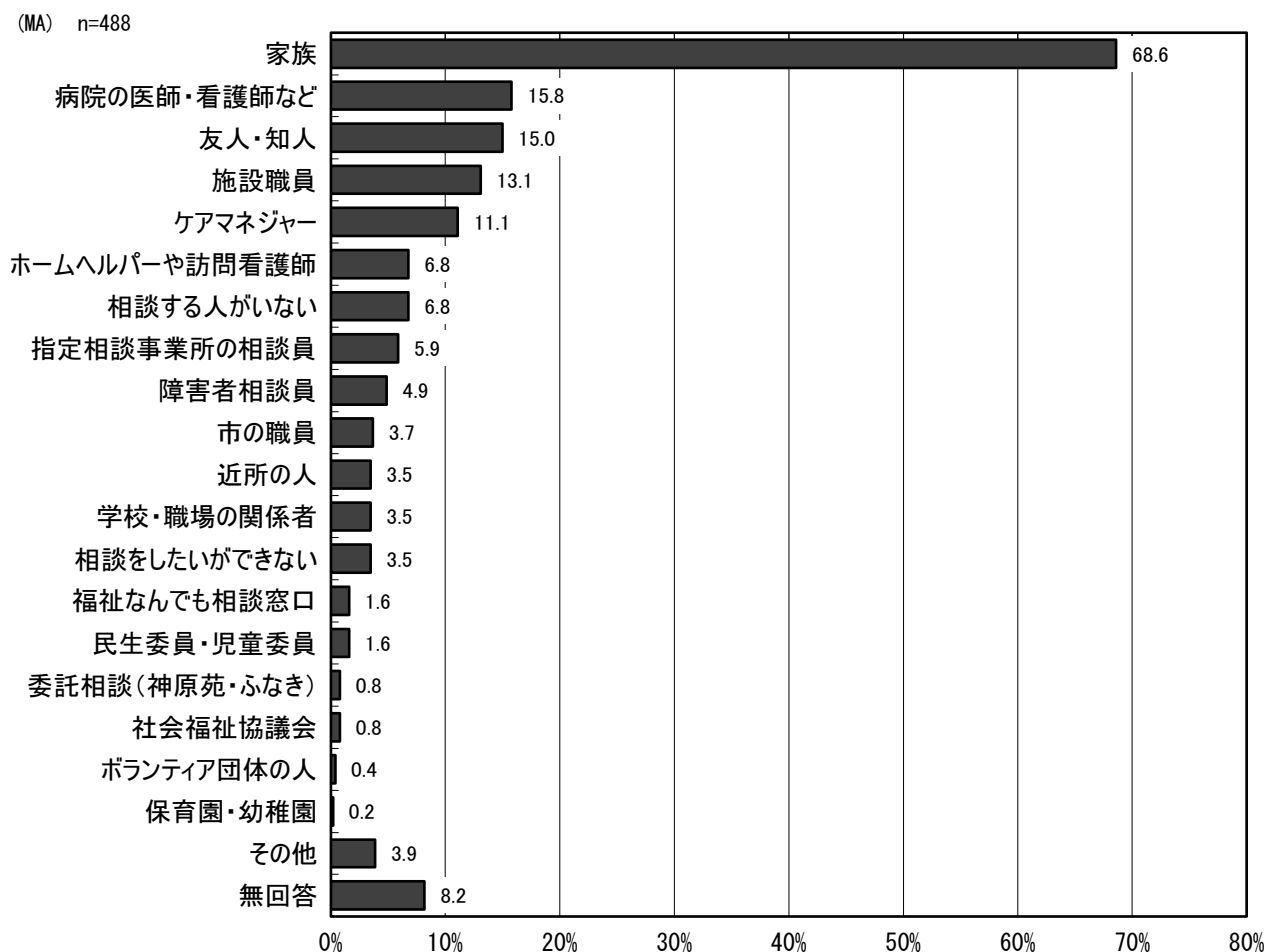
<現状と課題>

障害福祉アンケート調査によると、困った時の相談先として「相談する人がいない」が6.8%、「相談をしたいができない」が3.5%となっています。また、相談したり支援を受けたりすることについて「ためらいを感じる」「どちらかといえばためらいを感じる」の割合は41.0%となっており、相談しやすい体制整備とともに、困りごとを抱えていても相談しにくい人に対するアウトリーチの支援が求められます。

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を福祉なんでも相談窓口として機能強化するとともに、今後は、個々の相談が専門的支援に適切につながるよう連携体制を構築する必要があります。

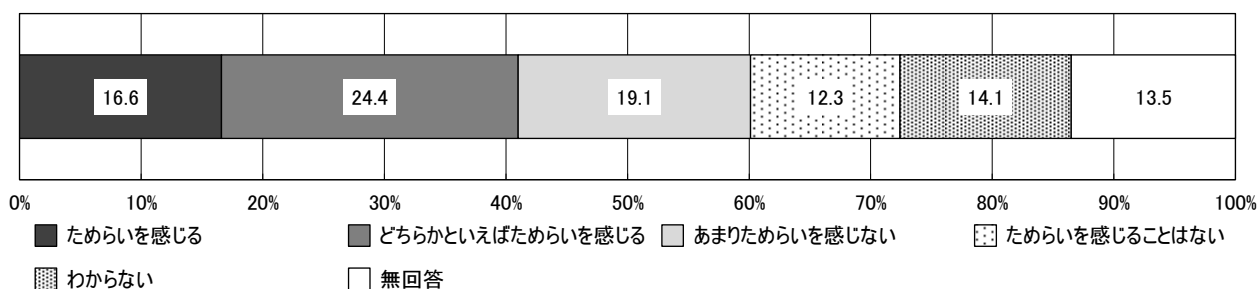
障害者の生活の課題や将来を見据えた適切なサービスを提供するためには、サービス等利用計画の内容の充実を図るとともに、専門的相談支援との連携を強化する必要があります。

■図3—15 困った時の相談先

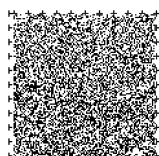


■図3—16 誰かに相談したり、支援を受けたりすることにためらいを感じるか

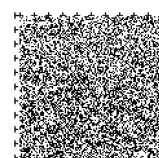
(SA) n=488



施策事項	施策内容
①総合相談支援の実施(複合的な課題の相談窓口の拡充)	■本庁舎内の福祉総合相談センターや福祉なんでも相談窓口において、高齢者や障害者が家庭や地域で生活する中で起こる複合的な課題の相談に応じます。 ■地域の身近な相談窓口である、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を福祉なんでも相談窓口とするとともに、福祉なんでも相談員を配置し、属性にとらわれず相談を受けとめる体制を整備します。また、福祉なんでも相談員の研修において障害者支援のプログラム実施等を取り入れ、障害者に関する理解と支援力の向上に努めます。 ■障害者の身近な相談窓口であり、当事者と家族の複合的な課題に対応している障害者相談員や専門相談機関、地域包括支援センター等の関係機関との連携体制を強化します。 ■障害者相談支援事業所と連携し、開所時間外であっても連絡がとれる体制の維持・継続に努めます。 ■日々の暮らしの中での様々な悩みを気軽に相談できる窓口を分かりやすくまとめた相談窓口一覧を活用し、相談窓口の周知を図ります。
②専門的相談支援の強化	■障害福祉課を基幹相談支援センターに位置付け、高い専門性を持つ障害者相談支援事業所との連携により、個々の障害の状況に応じた適切な障害福祉サービスの利用につなげるとともに、障害者等の総合相談を実施します。 ■ひきこもり相談支援について、本人の自立に向けた取組をさらに強化するとともに、教育機関と連携して、早い段階からの支援を実施します。また、専門的相談支援機関と連携し、ひきこもり支援体制の充実を図ります。 ■発達障害等相談支援について、幼児期から成人期におけるライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、教育分野と福祉分野が連携した支援体制を構築します。



施策事項	施策内容
③計画相談支援の充実	■計画相談支援事業所と、就労、介護等のサービス提供事業所との連携を強化し、障害者本人の状況を把握することで、最適なサービス等利用計画の作成を図ります。 ■生活困窮、ひきこもり、発達障害、就労など、専門的相談支援機関と連携した計画相談支援体制を構築します。 ■相談支援に関する研修会を実施し、当事者の課題解決に向けた適切な支援計画の作成と、モニタリングの充実を図ります。 ■地域自立支援協議会内の相談支援部会において、相談支援専門員の資質の向上及び地域課題の共有や事業所連携の強化を図ります。
④重層的支援体制の強化	■8050問題やダブルケアなど、既存の支援制度では解決できない複合的な課題に対応するため、重層的支援体制の強化に取り組みます。「福祉なんでも相談窓口」が中心となったアウトリーチの相談支援や、継続的な支援を通じた社会参加支援、地域の関係機関と協働しながらの地域づくりの支援を進めます。 ■地域住民の抱える様々な困りごとに対応するため、身近な相談先である地域の担当保健師等によるアウトリーチを含めた相談受け入れ体制の充実を図ります。
⑤障害者の家族支援の充実	■同じ悩みを持つ障害者の家族等が交流できる場の提供や、家族会やペアレントメンター活動の支援を進めていきます。



(2)地域支援ネットワークの充実

<現状と課題>

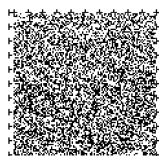
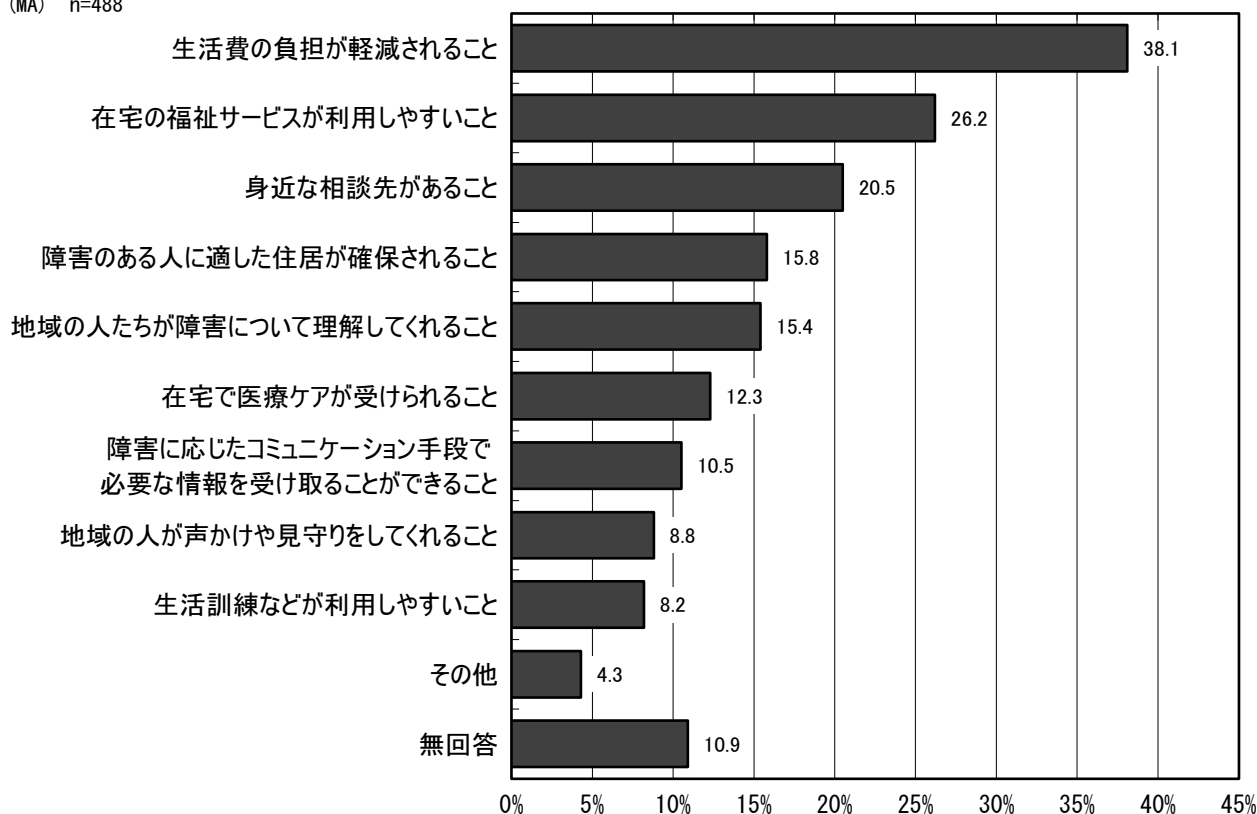
障害者が地域において安心して生活を送るためには、保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者の連携を深めることが不可欠です。

障害福祉アンケート調査によると、地域で生活するために必要なこととして、「地域の人たちが障害について理解してくれること」が15.4%、「地域の人が声かけや見守りをしてくれること」が8.8%となっており、福祉サービスの利用のしやすさや経済的負担の軽減だけでなく、専門職等による支援や地域住民による手助けなども必要とされています。今後の隣近所との関係性について、「日頃から話せるような親しく付き合える人がほしい」「日常生活で困ったときに相談したり、助け合える人がほしい」を合わせて27.0%の人が地域住民との関係構築を望んでおり、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送るために、支援者ネットワークに地域住民も加わり、地域全体で障害者の暮らしを支援していく必要があります。

また、共生型地域包括ケアシステムの考え方を基盤に、社会福祉法人等の地域資源との連携をさらに強化することにより、こどもから高齢者、障害者まで、世代などを意識せず、地域で支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

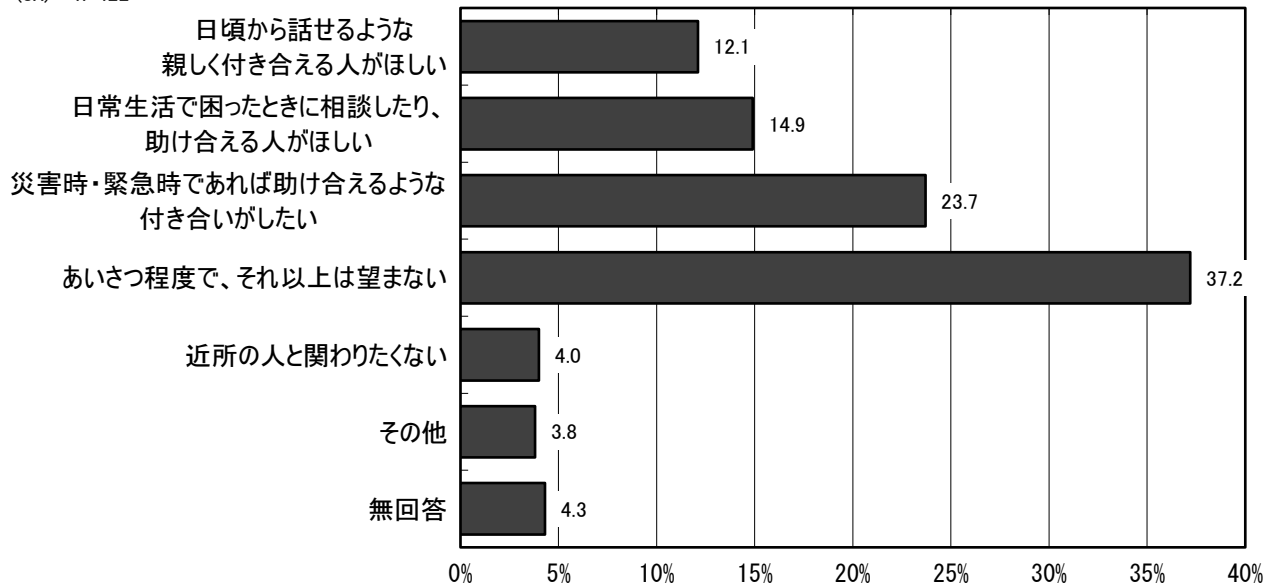
■図3—17 地域で生活するために必要なこと

(MA) n=488

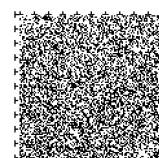


■図3—18 今後の隣近所との関係性

(SA) n=422

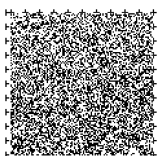
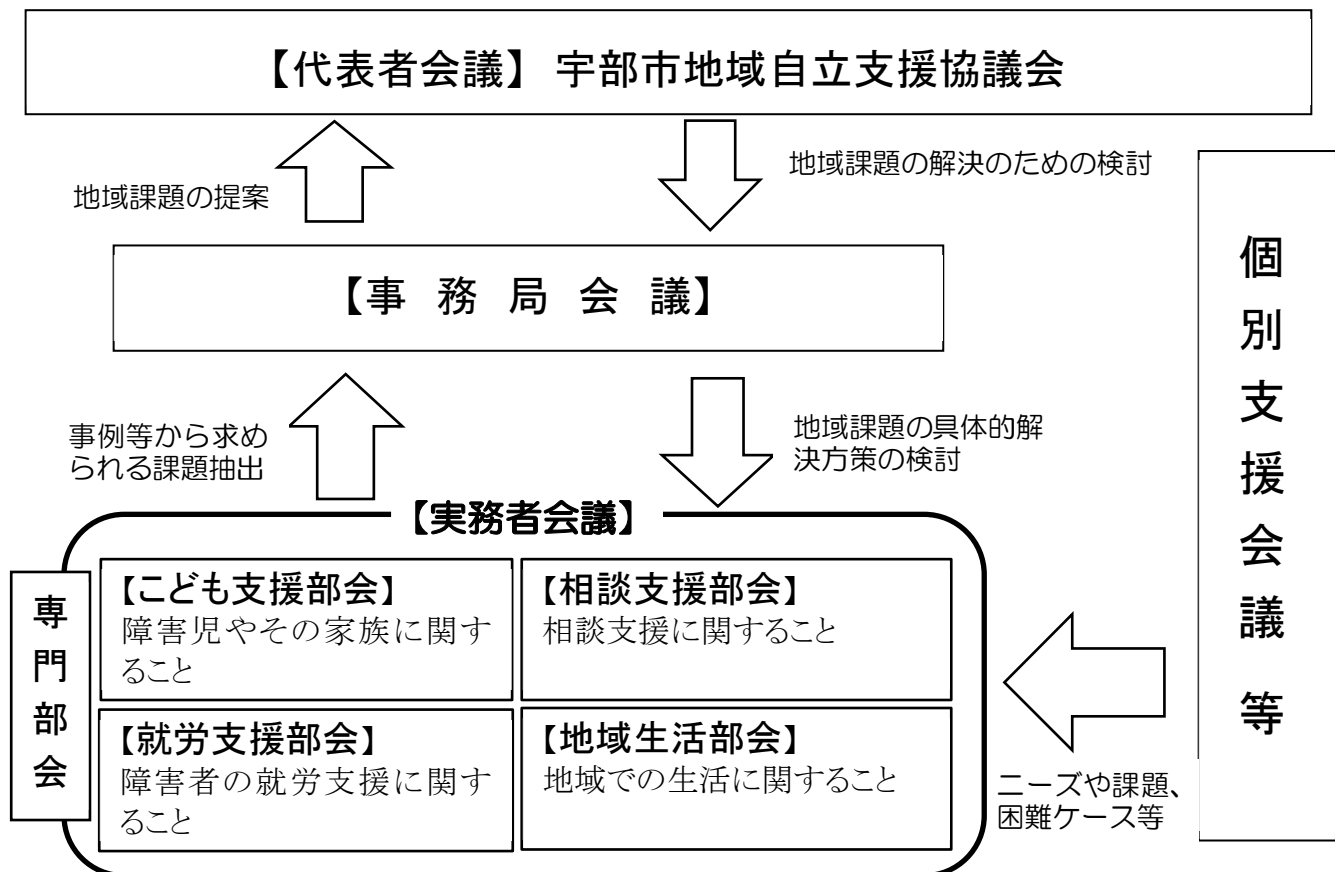


施策事項	施策内容
①支援者ネットワークの強化	■障害者一人ひとりの課題にきめ細かく対応するために、当事者、家族、医療機関、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、学校、地域、行政などによる個別支援会議を開催し、支援体制を強化します。
②支援にかかる課題解決システムの強化	■保健・医療・福祉・教育・就労関係などの支援者からなる実務者会議において支援現場の課題を抽出し、事務局会議、地域自立支援協議会などで課題の解決に向けた協議や検討を行うことで、充実したサービスの提供に努めます。
③地域自立支援協議会の強化 (体制図 P59)	■障害者の抱える様々な課題について、地域自立支援協議会を情報共有及び解決の場として機能強化を図ります。あらゆる関係機関の参加を促し、障害者や事業所、行政が連携しながら対応することで実効性のある支援の検討につなげます。
④支え合いの地域福祉の推進 (共生型地域包括ケアシステム)	■地域住民が地域課題を共有して解決策を話し合う「地域支え合い会議」を、地域包括支援センター等の支援により実施し、こどもから高齢者、障害者まで対象を区別せず、地域で支え合う体制づくりを進めます。(地域支え合い包括ケアシステムの推進) ■障害者や支援者が地域住民のネットワークに参加できるよう意識啓発を図り、障害のあるなしにかかわらず支え合うことのできる地域づくりを促進します。 ■あいサポート運動を推進し、住民一人ひとりが障害者のちょっとした困りごとに手助けができるようになることを目指し、地域住民に対する障害者理解の促進に努めます。

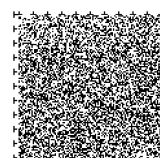
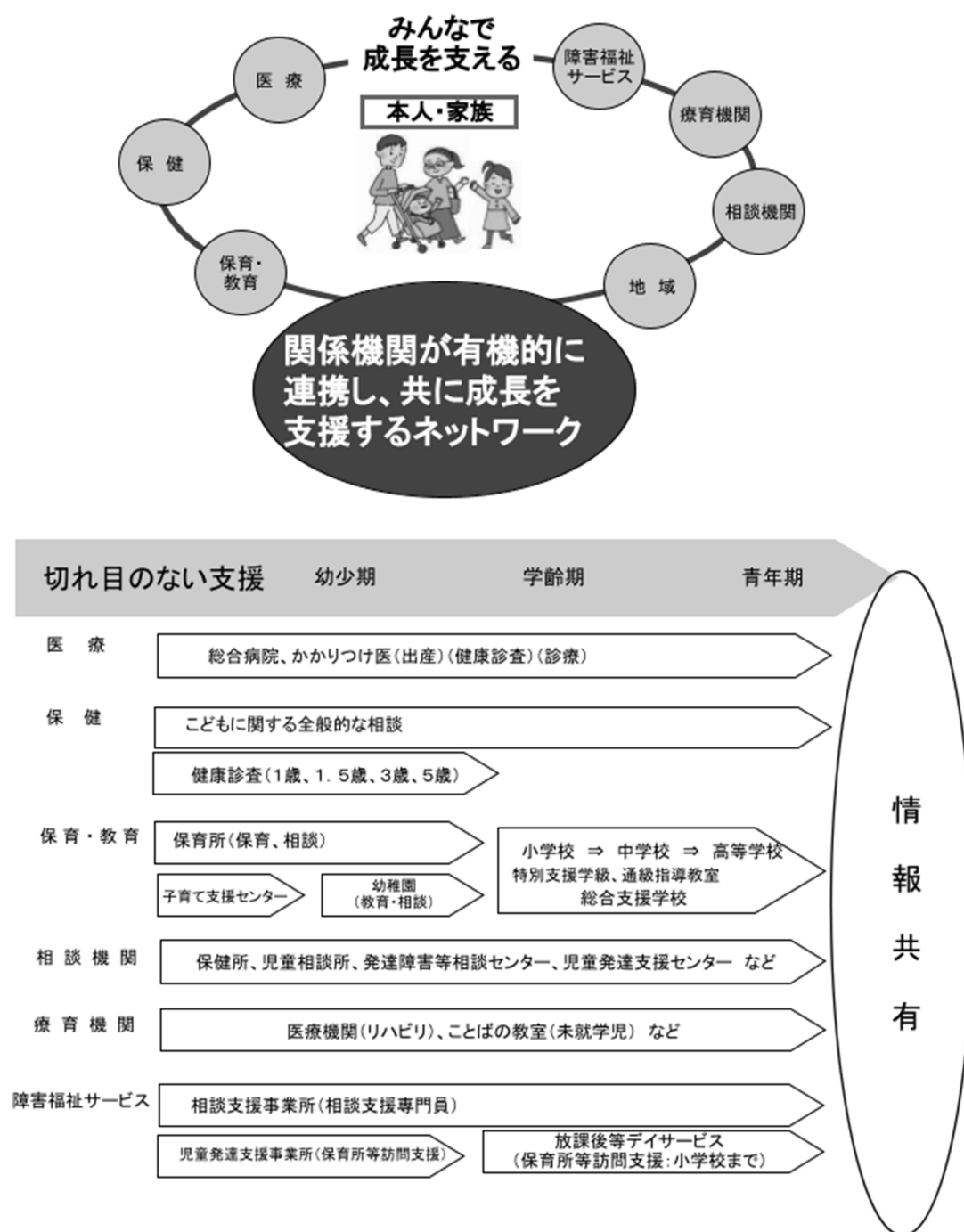


施策事項	施策内容
⑤ 社会福祉法人等の地域資源の活用	■社会福祉法人等の地域資源との連携を強化し、障害のあるなしにかかわらず地域で支え合う体制づくりを進めます。
⑥ 発達障害に関する支援体制の充実 (体制図 P60)	■ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、人材の確保に努め、関係機関と連携し、地域支援体制を構築します。 ■専門職が連携した発達障害に関する相談窓口の設置や、ペアレントメンター活動の支援、支援者の育成など、総合的な発達障害支援に取り組みます。 ■サポートブックや啓発チラシを活用し、発達障害への正しい理解の周知を図ります。

■図3—19 宇部市地域自立支援協議会 体制図



■図3—20 発達障害児に関する支援体制図



(3)地域移行及び地域定着に対する支援の強化

<現状と課題>

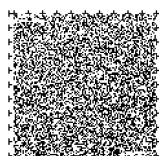
施設に入所又は、精神科病院等に入院している障害者が、希望する場所で地域の一員として暮らすことができるよう、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進し、地域での安定した生活の継続を支援しています。

市内には、精神科病院、かかりつけ医などが充実し、病院においても地域連携室により退院後に地域の支援につなげる取組が進んでおり、地域においては、関係機関が連携しながら、地域移行と定着の支援を実施しています。しかしながら、住まいの確保について、保証人が確保できない等の理由で困難なケースもあり、居住サポート制度の構築も急務となっています。

障害のある人の地域への移行と定着を促進するためには、病院や行政、計画相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、地域の支援者等の連携を強化するとともに、地域住民への障害者についての理解を促進することが重要となります。

特に、病院から地域生活に移行する精神障害者について、地域住民と支援者の連携を強化し、支援者間のネットワークの強化を図る、地域包括ケアシステムの推進を行うことが課題となります。

施策事項	施策内容
①地域移行・地域定着支援の強化	■障害者が病院や入所施設等から地域生活への移行を希望した場合、安心して生活ができるように、計画相談支援事業所により、住居の確保や福祉サービスの受給等の相談支援、地域定着に向けた緊急時等の相談支援を実施します。 ■地域生活を支援するためのサービスとして、一定期間、定期的に障害者の居宅を訪問し、生活の状況を確認して必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うなどの支援を実施します。
②居住サポートの構築	■住宅セーフティネット制度を活用し、県や関係機関と連携しながら障害者の住まいの安定確保を推進します。 ■アパートの家主等と計画相談支援事業所や医療機関等の支援者の連携を強化することで、きめ細かな支援の実施に努めます。 ■地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用やグループホーム等の体験利用を促進します。
③地域の障害者理解の促進	■あいサポート運動を推進し、市民の障害に対する理解を促進することで、障害者が暮らしやすい地域づくりを促進します。
④精神障害に対応した地域包括ケアシステムの推進	■精神科医療機関、保健所、市、障害福祉事業所（相談支援、サービス事業所）等、精神障害者の地域移行にかかわる保健・医療・福祉の一体的取組を進めます。 ■「地域と専門職」の連携体制の強化、本人の状況を踏まえた支援方法と支援のキーパーソンに見える化を行うことで、地域見守りと支え合いを実施します。 ■精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、課題解決のための協議を進めます。



(4)高齢障害者が安心できる支援の実施

<現状と課題>

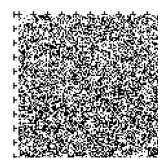
本市では、介護保険サービスへ移行する年齢である65歳に到達する前に、本人や計画相談支援事業所、ヘルパー等サービス事業所と市が協議を行い、障害の特性や程度に応じて、障害福祉の固有サービスの適用等を行うことにより、介護保険サービスへの移行を円滑に進めているところです。

移行については、障害者総合支援法の相談支援専門員と介護保険法の介護支援専門員が情報交換しながら進めていますが、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、介護保険制度により利用者負担が新たに生じたり、介護保険事業所において障害特性に応じた適切な配慮を受けることができない、などの課題があり、相互の制度を理解することが必要です。

また、障害者が高齢となっても安心して自分らしい生活が送れるよう介護サービス事業所等への障害者理解の促進なども必要です。

今後、国の制度の動きを注視し、障害福祉と介護保険が連携した支援体制の構築を図ることが求められています。

施策事項	施策内容
①介護保険と障害福祉の連携強化	■障害と介護の相談支援機関とサービス事業所等の連携強化を図るとともに、制度緩和等の国の動きを見据えながら、障害者総合支援法と介護保険法による支援の一体的な取組を促進します。
②スムーズな移行と適切な障害福祉サービスの提供	■65歳になっても、支援が途切れずにサービスの質と量が維持できるよう、早期から関係者間でサービス利用について検討し、障害の程度や特性に配慮して、適切な障害福祉サービスの支給決定を行います。 ■一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。
③介護保険事業所への障害者理解の促進	■介護保険事業所等の職員に対して、障害特性と支援方法についての理解促進を図ります。



(5)親の高齢化(親亡き後)を見据えた支援の実施

<現状と課題>

親からの支援を中心に生活している障害者は、親の高齢化や親亡き後に必要となるサービス受給に向けての第一歩が踏み出せないことが多くあります。

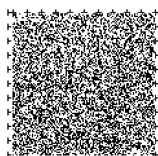
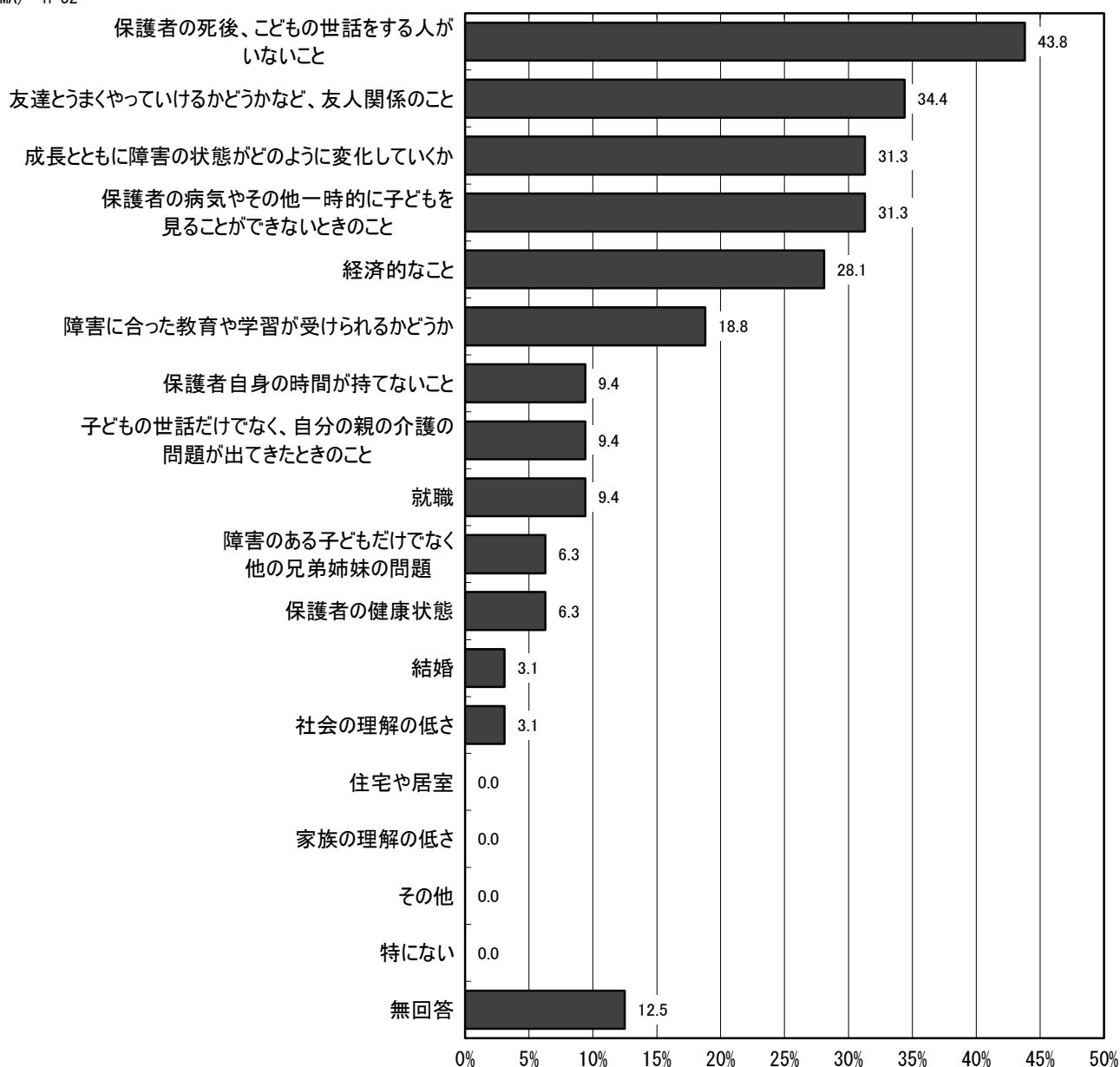
障害福祉アンケートでは、障害児を育てる親の不安として「保護者の死後、こどもの世話をする人がいないこと」が不安とする割合が43.8%となっています。

これらの課題に対しては、早いうちから準備を行うことが必要であり、将来必要となるサービス等の利用を見据えた支援をすることが重要になります。また、支援につながっていない家族を、早いうちから適切な支援につなげる、また、親の高齢化、親亡き後に地域での生活を続けるには、地域住民による見守りや支援のネットワークも重要となります。

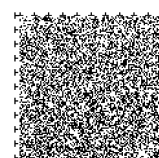
親亡き後も障害者が地域で安心して暮らすため、本人の将来や課題を見据えた相談支援体制の充実を図るとともに、本人の生活のために必要となる支援機関と地域を適切につなげる、地域生活拠点を整備していきます。

■図3—21 障害児を育てる親の不安

(MA) n=32



施策事項	施策内容
①将来を見据えたサービス等の支援体制の充実	■親の高齢化や親亡き後においても障害者が安心して暮らすための必要なサービスを考慮し、将来を見据えた支援を行います。 ■親の高齢化や親亡き後の支援の事例検討の実施等により、相談支援の充実を図ります。
②体験利用の促進	■地域生活体験事業やグループホーム等の体験利用がしやすい制度の構築を行います。支援員の支援を受けながらの一人暮らしを体験する機会をつくることで、地域での自立した生活を支援します。
③成年後見事業の充実	■「宇部市成年後見センター」で、成年後見制度や、日常生活自立支援事業の周知・啓発を行うとともに、弁護士や社会福祉士による専門職相談を実施し、制度利用を必要とする障害者の円滑な利用を図ります。 ■成年後見制度等にかかわる人材のスキルアップを促進し、成年後見センター主催の出前講座や各団体からの講座要請等に応えることで利用の促進を図ります。 ■宇部市社会福祉協議会が実施する法人成年後見人等受任事業「お気軽☆成年後見」を周知し、利用の促進を図ります。
④地域支援ネットワークの充実	■生活支援と相談支援、そして成年後見人などの法的支援、障害者を取り巻く複数の機関が連携した支援を実施します。 ■地域の「気になる」を支援につなげるため、市内15か所に「福祉なんでも相談窓口」を設置し、困りごとの早期発見・早期支援に努めます。複合的な課題が生じている場合は支援会議を開催し、適切な支援につなげます。 ■障害者の親亡き後の地域生活を支援するため、地域支え合いの支援ネットワークを充実します。



(6)福祉サービスの充実

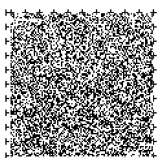
<現状と課題>

本市は、他の市と比較して障害福祉サービス事業所が充実しているものの、障害福祉アンケートでは、障害のある人の生活に関連する福祉事業として「自宅で生活するためのホームヘルプなどのサービスを増やしてほしい」「介護者が不在のときに利用できる短期入所などのサービスを充実してほしい」の割合が高くなっており、さらなるサービスの充実が求められています。

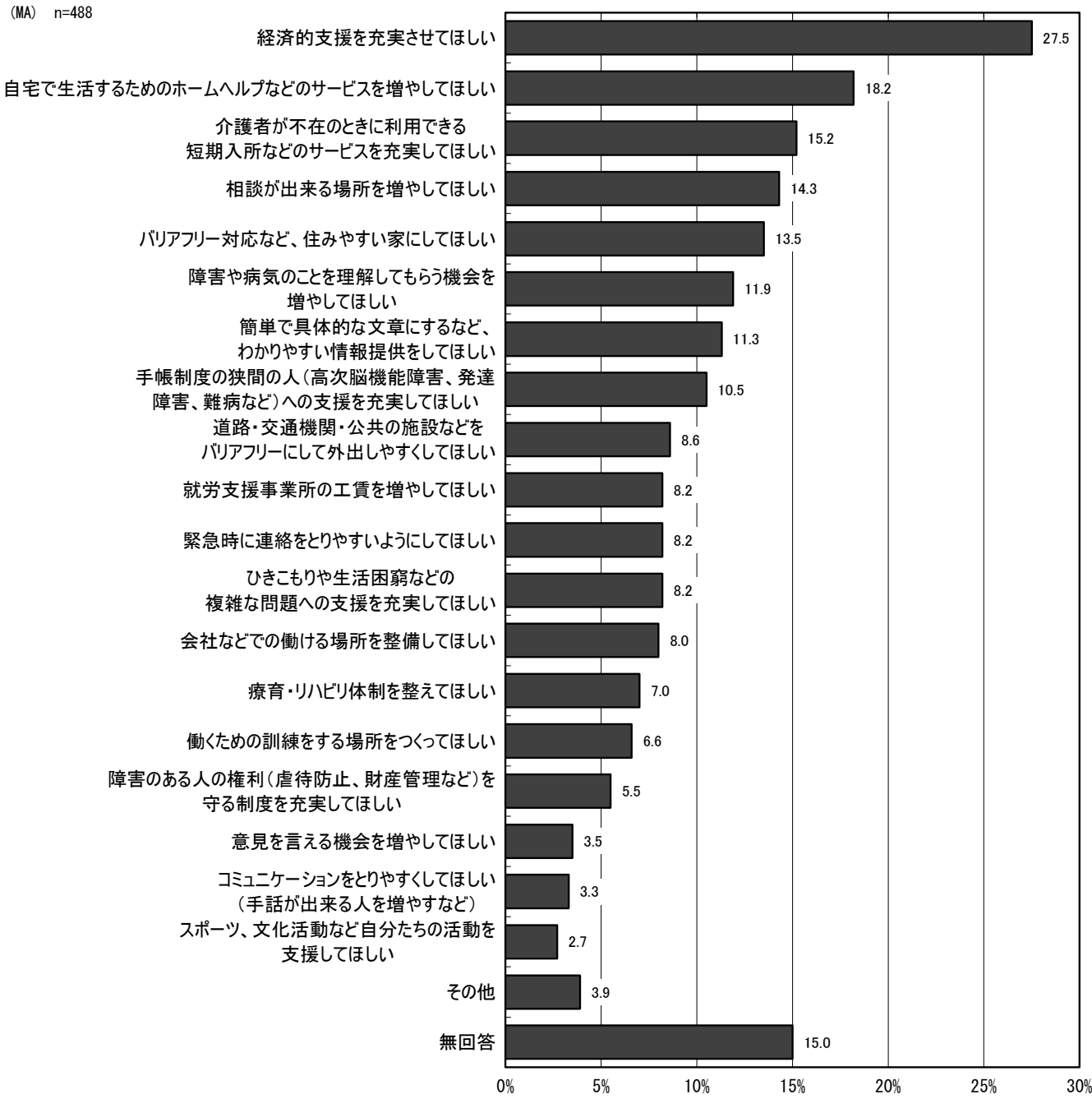
一方で、サービス事業所からの意見では、事業所で働く人材が十分に確保できていないという意見が多くあり、障害福祉事業所で働く人材の確保が急務となっています。

限りある人材や財源の中で、利用者に効率的な質の高いサービスを提供するには、市職員と相談支援専門員が、サービス事業所で提供する支援の内容と、障害者に対して必要な支援を見極めてマッチングするスキルを向上することが必要です。

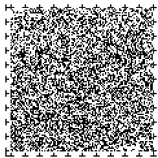
障害児については、重度障害児、医療的ケアを必要とする障害児の支援の充実をはじめ、放課後や休日等を過ごす場、余暇活動の場の確保などのニーズに対応した支援を充実していく必要があります。



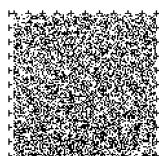
■図3—22 障害のある人の生活に関連する福祉事業として取り組んでほしいこと



施策事項	施策内容
①最適なサービスの提供	■障害者のニーズに応じたサービスを限りある支援人材の中で効率的に提供するため、適切な支給決定に努めます。 ■事業所実地指導後の状況確認とサービス適正化事務により、障害福祉サービスの質の確保と向上を図ります。
②地域生活拠点の整備	■障害者が安心して暮らせるよう、本人の課題と将来を見据えた計画相談支援の実施、専門的相談支援、緊急時の受け入れ、一人暮らしの体験の提供などのサービスを整備することで、障害者の地域生活を支援します。



施策事項	施策内容
③緊急時の対応の強化	■緊急ショートステイ等の実施により、在宅の障害者の緊急時に一時的に施設の短期利用ができる居室の確保に努めます。 ■障害者見守り安心コールサービスの対象となる要件を拡充し、夜間等の緊急対応の強化を図ります。 ■障害者相談支援事業所では、開所時間外でも連絡がとれる体制をとっており、障害者からの相談にいつでも対応することができる相談支援体制を実施します。
④障害児福祉サービスの充実	■障害児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援、日常生活用具の給付などのサービスの提供の充実を図ります。また、医療的ケア児の支援の充実に取り組みます。 ■補装具の支給について、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児に対して、迅速な支給決定に努めます。 ■発達障害等相談センターにより、こどもの将来の自立に向けた発達支援として、教育と福祉の横断的な対応、就労現場における支援など、切れ目のない支援を実施します。
⑤医療支援の充実	■重度心身障害者の医療費の自己負担に対する助成を行い、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。 ■重度の障害者の入院時に、重度訪問介護のヘルパーを引き続き利用できるようにすることで、本人の特性や状況に応じた介護方法や環境を医療従事者に伝達し、適切な対応につなげます。
⑥サービスのさらなる充実	■強度行動障害のある障害者、重度知的障害者、医療的ケアが必要な障害者等が入所支援や生活介護などのサービスを支障なく受けることができるよう、受け入れに必要な体制を整備します。 ■バス、タクシー、自動車改造助成などの移動を支援する事業の継続を図るとともに、同行援護、移動支援事業について、不自由なくサービスが利用できる環境を整えます。
⑦日常生活におけるDXの普及	■意思疎通支援をはじめとする生活上必要な支援について、ICT活用を進め、効率化や利便性の向上に取り組めます。 ■障害者等のICTの利用機会の拡大や活用能力の向上を促進し、情報格差の解消を図ります。



(7)防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

障害のある人が、地域の中で安心して生活するためには、防災・防犯など生活の安全対策は重要な課題です。

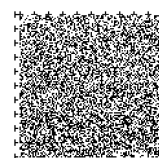
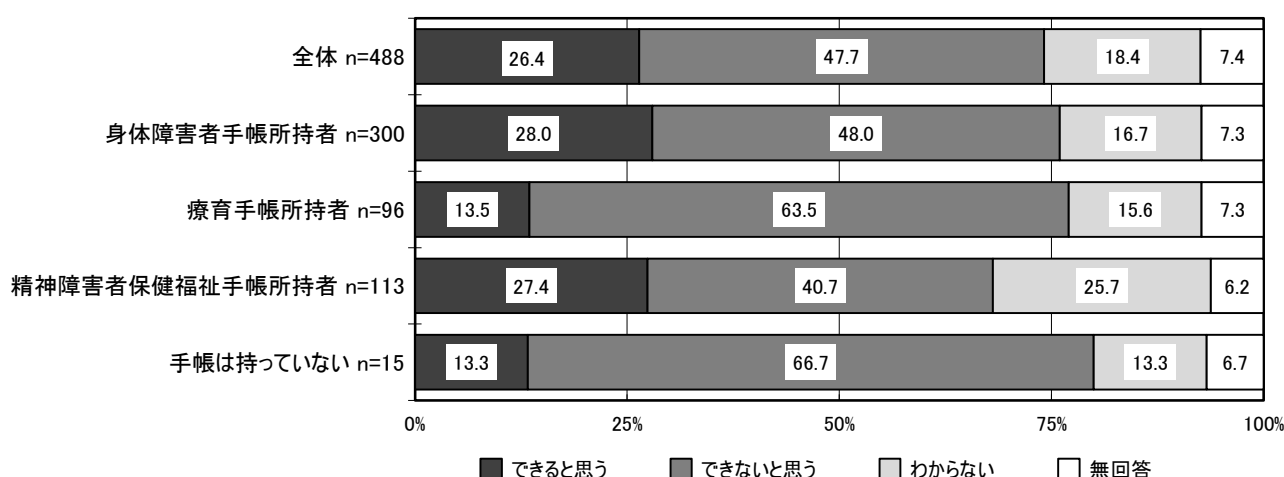
障害福祉アンケート調査では、災害時の避難について「一人で避難できる」と思う人は、身体障害者では28.0%、知的障害者では13.5%、精神障害では27.4%となっています。災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人との連携がいかに確立されているかに大きく左右されることから、本市では令和4年度(2022年度)から避難行動に支援が必要な高齢者や障害者の避難方法などを事前に決めておき、災害時に安心して避難できる「個別避難計画」の作成を進めてきました。一方で、個別避難計画の作成については「知らない」が73.2%を占めています。また、個別避難計画の作成意向について「作成したいと思う」「個別避難計画の作成についてもっと詳しく知りたい」を合わせると46.1%となっており、取組の周知とともに作成を進めていくことが求められます。

また、災害時に不安なこととして、「避難場所で障害にあった対応をしてくれるか心配」「避難場所まで行くことができない」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」の割合が高くなっており、災害時に円滑に避難できるよう地域での防災訓練等への参加促進や災害の備えについて啓発するとともに、地域の避難場所・避難所における配慮の充実と環境整備の取組を促進する必要があります。

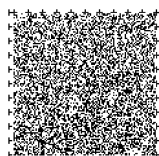
本市では、令和4年度(2022年度)に「障害の特性に応じた災害時用チェックリスト」を障害当事者や障害者関係団体とともに作成しています。災害時は地域での助け合いが重要になることから、障害のない人にもこのチェックリストについて周知することで障害の特性にあった対応についての理解を促し、地域で助け合える関係づくりを推進します。

障害福祉サービス事業所については、災害時に備えた防災設備の整備や施設の耐震化を推進するとともに、大規模災害を想定した避難計画の策定や、被災後速やかに利用再開できるよう、業務継続計画の策定の促進を図る必要があります。

■図3—22 災害時に一人で避難できるかどうか



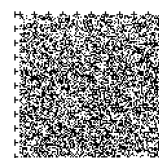
施策事項	施策内容
①防災意識の向上	■様々なメディアの活用や出前講座、地域の防災訓練及び避難場所・避難所の模擬体験などの機会を通じて、障害者を含めた地域住民に対して不安の解消や防災意識の向上を図ります。 ■自主防災会の活動を支援するとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。
②災害時の支援対策の実施	■障害の特性に配慮し、避難所での生活が困難な障害者が福祉避難所へ直接避難できるような体制を整備します。また、避難所での生活で特別な支援を必要とする避難者については、福祉避難所(協定した施設)と連携して支援を行います。 ■避難時等に配慮を必要とする障害者や高齢者に避難訓練の参加を促し、支援者との協力関係の確立や災害時の課題解決に向けた訓練を実施します。 ■障害福祉サービス事業所の防災設備の整備や施設の耐震化を推進するとともに、業務継続計画の策定の促進を図ります。
③障害特性に応じた避難体制の整備	■災害時に逃げ遅れ等が生じないように、障害特性に応じた避難方法の検討を進めます。 ■避難拠点要員に対して、障害特性に応じた支援の仕方などを記載したマニュアルを作成し、避難場所・避難所で安全に過ごすことができるよう支援体制の整備に努めます。 ■災害時に必要な情報を得られるよう、防災情報伝達手段の普及を促進します。 ■停電時は、電源を必要とする医療機器の電源確保が必要なため、非常用電源の給付費の助成など、生命維持に必要な体制の整備に努めます。
④個別避難計画の実行性の確保	■民生委員・児童委員や自主防災会等と連携し、災害時の避難についての理解と重要性を深めるとともに、相談支援専門員等と連携し、必要に応じて適切な福祉避難所とのマッチングを行うなど、個別避難計画の実行性の確保に努めます。 ■要配慮者の把握・確認を行い、個別避難計画の作成を促すとともに、避難時や避難場所・避難所での必要な配慮を把握することで、災害時における要配慮者への支援体制の充実と避難所生活への不安の軽減を図り、円滑な避難につなげます。
⑤防犯体制の充実	■防犯対策協議会を中心として、地域の防犯ボランティア団体を支援するとともに、防犯キャンペーンなどにより防犯に対する意識の向上を図ります。



数値目標

基本目標3 とともに自立し安心して暮らすにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標
相談支援専門員等のスキルアップに係る研修実施件数	17件	20件
特定健康診査の受診率	38.0%	45.0%
発達相談支援実施件数	2,100件	2,700件
地域福祉総合相談センターにおける相談延件数	7,850件	8,000件
65歳の介護移行時の支援者会議の開催率	100.0%	100.0%
地域移行のための体験利用者数	13人	15人
精神病院等から地域に移行した人の数	20人	26人
日常生活自立支援事業の利用者数	183人	192人



基本目標4 とともに働きたい

施策分野1 一般就労・福祉的就労の推進

(1)一般就労の促進

<現状と課題>

一般就労を希望する障害者に必要な就労支援を行うためには、行政、地域の労働機関や雇用先が一体となって取り組み、障害者の雇用に理解のある企業等の拡大に努める必要があります。

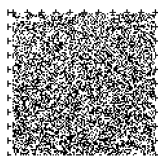
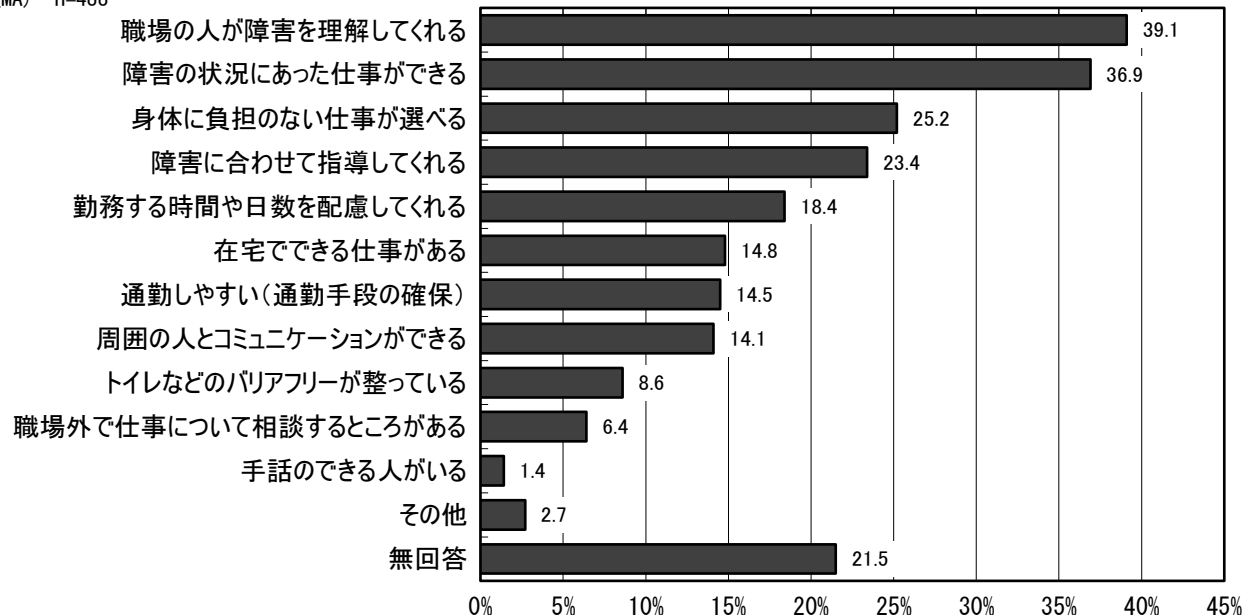
宇部市障害者就労支援ネットワーク会議の活動の中で、障害特有の行動やその対応についてまとめた「障害のある人の就労に関するガイドブック」等の作成や障害者雇用に関するセミナーの実施などを通じて、雇用主や従業員に対して障害特性等の理解啓発を行い、障害者雇用の拡大に取り組んでいます。

障害福祉アンケート調査では、障害者が働きやすくなるために、「職場の人が障害を理解してくれる」「障害の状況にあった仕事ができる」ことが必要と回答した割合が高くなっています。雇用主やともに働く人々など周囲の人への理解促進や、多様な働き方の推進により、就労定着を図ることが必要です。

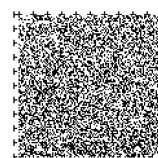
今後も、障害者差別解消法、障害者雇用促進法で求められる取組を民間事業者に啓発するとともに、障害者就労支援ネットワーク会議が作成した障害者雇用ガイド等をさらに発信することで、民間企業の障害者雇用を促進することが必要です。

■図3—24 障害のある人が働きやすくなる方法

(MA) n=488



施策事項	施策内容
①障害者雇用の促進 (一般就労に向けた 支援の強化)	■働く意欲のある障害者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携を図り、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に取り組みます。 ■福祉的就労現場や特別支援学校における支援により、一般就労を目指すことができる資質を備えた障害者については、就労移行支援事業の活用を勧めるなど、企業等への就労の促進を図ります。 ■重度障害者等に対し、雇用施策と福祉施策の連携により、通勤や職場等における支援に取り組みます。 ■宇部市障害者活躍推進計画に基づき、公共機関における障害者雇用及び働きやすい環境整備に取り組みます。
②就労定着支援の強化	■就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者が、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じた場合に、就労移行事業所を中心に、様々な専門相談機関や企業、関係機関と連携して、定着に向けた必要な支援に取り組みます。 ■就労移行支援事業所、発達障害等相談センター、行政機関等が参加する移行支援ワーキングチーム会議を開催し、情報共有や連携の強化に努めます。 ■発達障害等相談センターと企業等の支援者の連携を強化することで、個人の特性に寄り添った適切な支援を実施します。 ■教育分野で実施されていた支援が適切に就労現場に引き継がれ、障害の特性に応じた支援が行われるよう、パーソナル手帳等を活用して連携を図ります。
③企業等への障害者理解の促進	■公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携を図り、企業等へ働き方への配慮について啓発します。 ■障害者就業支援ネットワーク会議による企業向けの「雇用実践セミナー」の開催や、障害種別ごとの雇用ガイド等を周知し、障害者への理解を促進します。 ■企業等に対し、障害者を雇用している企業や就労支援事業所の見学などを実施し、障害者とともに働くことの理解を促進します。
④就労環境の整備促進	■就労現場において、障害者が不自由なくコミュニケーションがとれるよう、コミュニケーション支援にかかる相談を受け付けます。 ■障害のある人が安心して働くことができるよう、出入口の段差の解消や障害者トイレの設置など、ハード面の環境整備の実施を啓発します。 ■自動車運転免許取得費用及び自動車改造費の助成、バス優待乗車証の交付など障害者の外出支援や就労支援につながる制度について、周知と利用促進を図ります。
⑤DXを踏まえた多様な働き方の支援	■ICT等の活用による在宅ワークの促進など、多様な働き方への理解を進め、障害者の就労の機会を広げます。 ■本人の希望や適性に基づいてよりよい就労が選択できるよう、就労アセスメントの結果に応じて、一般就労を見据えた支援が利用できるよう関係機関と連携し、本人に合った働き方の選択を可能とするための支援を行います。



(2)福祉的就労の促進

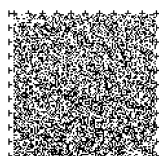
<現状と課題>

市内の就労継続支援 A 型、B 型事業所は、令和2年度(2020年度)は A 型が10事業所(定員150人)、B 型が23 事業所(定員531人)であったのに対し、令和5年度(2023年度)には、A型が11 事業所(定員164人)、B 型が 21 事業所(定員583人)となっています。

福祉的就労では、支援事業所における作業と支援の内容が、本人の障害の程度や特性にあった適切な就労支援として、サービス等利用計画に基づき支援が行われているのかを見極めていく必要があります。また、支援により就労に向けた資質を備えた人については、福祉的就労から一般就労に移行するための支援を提供することが、将来の自立のために必要となります。

市では、障害者優先調達推進法(物品調達方針)により、障害者就労施設等へ優先的、積極的な物品の購入及び役務の調達を行っており、受注額は毎年増加傾向にあります。今後も事業所の製品や役務等について、民間も含め受注拡大を図っていくことで、福祉的就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図り、障害者の自立を促進します。

施策事項	施策内容
①本人の状況にあった適切な就労支援	■計画相談支援事業所と就労支援事業所が連携して本人の状態や特性にあわせたサービス等利用計画を作成し、適切な就労支援を進めます。 ■多くの事業所の中から、本人の特性にあった支援を選択するため、事業所の作業内容やスケジュール等の情報を発信していきます。 ■相談支援と就労支援の連携を深めることで個人の希望や適性をしっかりと把握し、それぞれの状況にあった就労支援が選択できるよう支援を行います。
②工賃向上の促進	■個々の事業所では受注困難な業務も、共同受注システムにより受け入れを可能とし、障害者の働く場の充実を図ります。 ■障害福祉サービス事業所(就労支援)の商品やサービス活動等を広く市民・企業に紹介するなど、販売の拡大を推進します。 ■障害者就労ワークステーションの業務の一部を障害福祉サービス事業所(就労支援)に委託します。
③障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	■「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成及び公表を行い、優先的・積極的に物品やサービスの発注を実施します。



(3)就労支援体制の充実

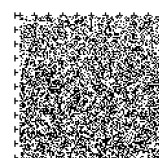
<現状と課題>

障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所(就労支援)等、官民連携で取り組む「障害者就労支援ネットワーク会議」を中心に、一般就労、福祉的就労の促進、障害者理解促進などの取組を実施しています。

障害者の就労のためには、雇用現場と福祉の連携、地域資源と連携した多様な就労機会の確保など、総合的な就労支援体制づくりを進める必要があります。

また、発達障害者、精神障害者の就労については、個々の特性に寄り添った継続的な支援が必要であることから、今後は専門的支援機関と連携した就労支援体制を構築します。

施策事項	施策内容
①障害者就労支援ネットワーク会議の活動の推進	■「障害者就労支援ネットワーク会議」と連携し、雇用・就労についての情報のネットワーク化を図るとともに、企業等への意識啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取り組み、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制の構築を促進します。
②雇用と福祉の連携強化	■様々な地域資源を活用し、多様な就労先を確保することで、就労の機会の充実を図ります。
③専門機関との連携による就労支援	■発達障害者、精神障害者の就労支援のため、専門的支援機関である、「発達障害等相談センター」及び「ひきこもり相談支援事業所」との連携を強化します。



施策分野2 社会参加活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

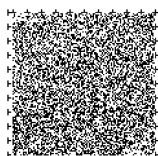
<現状と課題>

全国障害者スポーツ大会や山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)への出場は、スポーツをしている障害者にとって、励みであり目標であるとともに、出場者やボランティアの方々との交流の場でもあります。

障害者がスポーツを楽しむためには、各スポーツイベントの情報を適切に発信するとともに、競技に参加する際の、コミュニケーション支援を充実する必要があります。

このため、本市では、宇部市障害者ケア協議会と連携し、障害のある人がスポーツやレクリエーション等に積極的に参加できるよう、スポーツ施設のトイレの改修や障害者駐車場等の整備を行っています。

施策事項	施策内容
①障害のあるなしにかかわらず楽しめるスポーツ機会の促進	■宇部市スポーツコミッション、宇部市障害者ケア協議会などが実施する、障害のあるなしにかかわらず楽しめるスポーツの情報発信を行います。 ■障害者スポーツ指導員等の養成を支援し、障害者スポーツやレクリエーションを楽しめる場の充実を図ります。 ■市内の学校で開催する、障害者スポーツやレクリエーションの体験会等を通して障害者とのふれあい活動を支援することで、児童・生徒の障害者理解を促進します。
②障害者スポーツ大会への支援	■全国障害者スポーツ大会や、山口県障害者スポーツ大会(キラリンピック)への出場を支援します。 ■障害者関係団体や家族の会が開催する各種スポーツ大会を支援します。 ■共生社会への実現に向けて意識向上を図るため、ボッチャ大会の開催等によりパラスポーツの普及・啓発に取り組みます。
③体育施設の整備推進	■市の体育施設については、施設の改築や改修時に合わせてさらなるバリアフリー化を進めます。また、関係団体と連携し、民間スポーツ施設のバリアフリー化の啓発を行います。 ■障害者が利用できる体育施設の情報について、積極的な情報発信や情報提供に取り組みます。



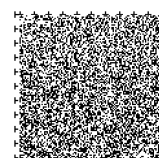
(2)文化芸術活動などの促進

<現状と課題>

市では文化行事への障害者の参加を促進するため、宇部市文化会館のトイレの整備や点字ブロックを敷設するなどハード面の整備を行うとともに、宇部市文化創造財団においては主催する文化行事への身体障害者介助者の入場料の免除、点字版のイベントガイドの作成などの取組を行っています。また、文化イベント等の開催時には、参加申し込み時に必要な配慮を聞き、手話通訳者や要約筆記者の設置等、必要な配慮の提供が進んでいるところです。

障害のある人の生活を豊かなものとするため、今後も、行政や財団が主催する文化イベント等や地域活動等について、障害のある人が参加しやすい運営方法や環境づくりに努める必要があります。

施策事項	施策内容
①障害のあるなしにかかわらず楽しめる文化芸術活動の促進	■障害のあるなしにかかわらず、文化に親しむ機会が増えるよう、文化施設で行う文化行事に対し、手話通訳者や要約筆記者等の配置、同伴介助者の入場料免除など、障害者が参加しやすい環境づくりを推進します。 ■障害者の文化芸術活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を推進します。 ■誰もが読書ができるよう、障害の特性に応じた利用しやすい読書環境を整備します。
②文化施設の整備推進	■市の文化施設については、多機能トイレや点字ブロックの整備、手すりの設置、ヒアリングループの設置、障害者用駐車スペースの確保など、障害者が利用しやすいよう施設整備を推進します。



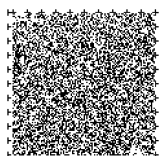
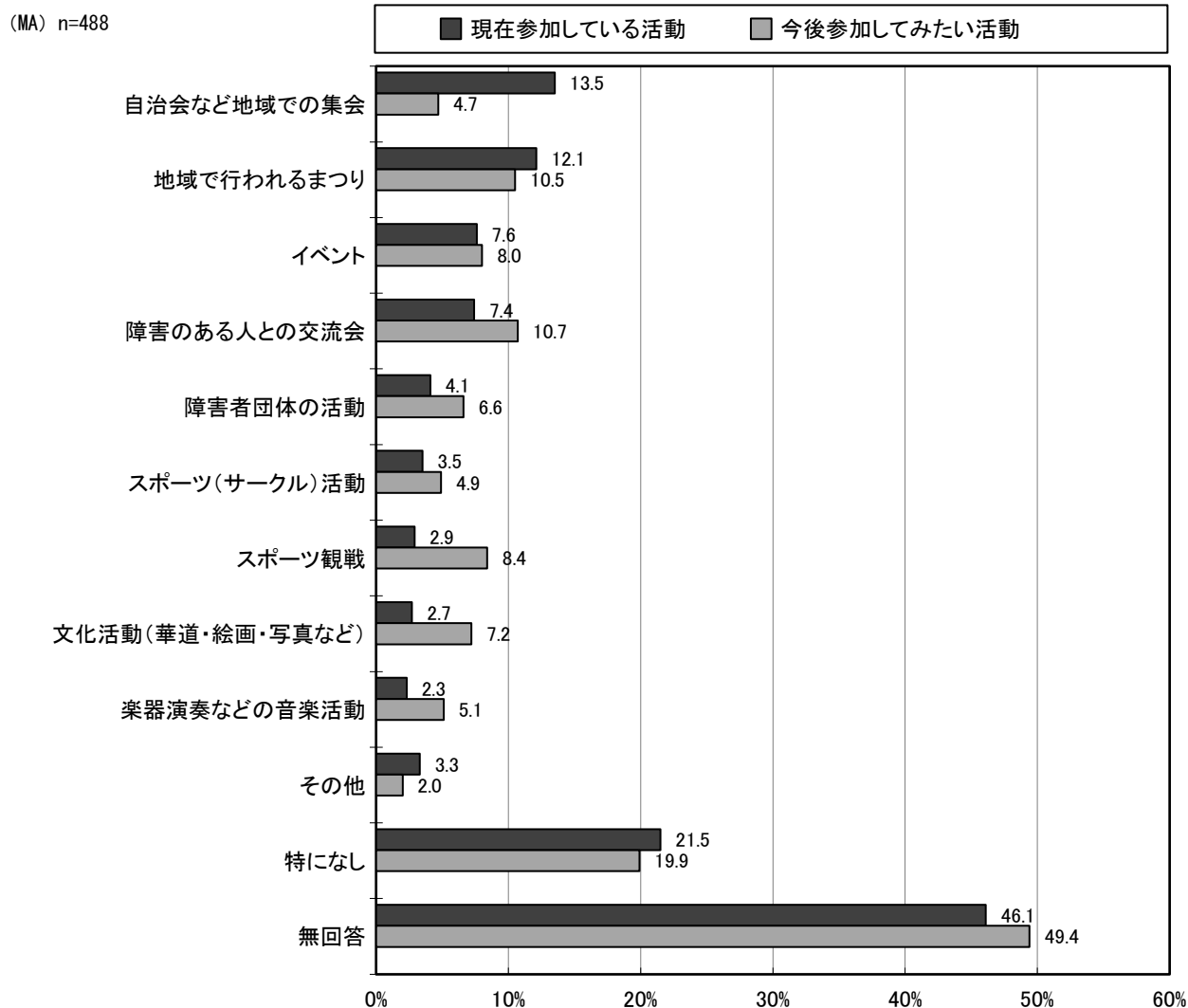
(3)地域交流の促進

<現状と課題>

障害者についての地域全体の理解を深めるためには、地域で多様な人が交流できる場をつくることが重要です。

障害福祉アンケート調査によると、今後参加してみたい活動については「障害のある人との交流会」「地域で行われるまつり」の割合が高くなっており、当事者同士の交流や、地域のイベントを通じた地域住民との交流を促進する必要があります。

■図3—25 障害のある人の活動について

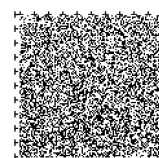


施策事項	施策内容
①障害のあるなしにかかわらず参加できる地域行事の開催	■障害のあるなしにかかわらず参加できる地域イベント等の開催のため、内容や開催場所など、イベントの運営にあたって合理的配慮が行われるよう周知・啓発に取り組み障害者と地域住民との交流を促進します。 ■地域包括支援センター等と連携して、障害者が地域行事に参加しやすい体制を整備します。
②各種団体と連携したイベント等の開催	■市内で活動する各種団体と連携し、趣味活動も含めた様々なイベントに障害のある人が参加できる環境を整え、地域の中で、障害のある人が暮らしていることを自然に認めることのできる社会づくりに努めます。 ■障害者等の交流の場づくりや支援活動に取り組む地域活動団体の支援を行い、地域交流などを促進します。
③ボランティアの積極的な活用	■学生ボランティアや地域ボランティアの活動の場を広げ、障害者への支援の取組が広がるよう、市民に周知して活動を支援します。
④地域活動支援センターの充実	■障害のある人たちが気軽に利用でき、日中の居場所や社会参加のきっかけづくりとして創作活動や交流を目的として、地域活動支援センターを設置し、障害者の地域生活を支援します。

数値目標

基本目標4 ともに働き楽しむにおける主な取組の関連指標を示します。

指標名	令和5年度 (2023年度)現状	令和8年度 (2026年度)目標
民間企業障害者雇用率(宇部管内)	2.4%	2.7%
福祉的就労から一般就労に移行した人数	22人	34人
共同受注の受注件数	90件	93件
障害者が参加できるスポーツ大会の開催回数	14回	20回
地域、文化行事等におけるコミュニケーション支援の実施件数	74件	80件



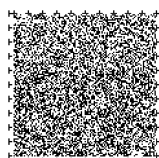
6 計画推進のために

(1) 計画の円滑な推進

国による障害者福祉に係る制度の見直しに柔軟に対応するとともに、本計画との整合性を図るため、国・県の動向を踏まえながら、施策の進行管理をしていく必要があります。各施策の円滑な推進のためには、社会福祉協議会や障害者関係団体、障害福祉サービス事業所、ボランティア団体などの関係機関との連携体制を強化し、総合的に取り組んでいく必要があります。

【計画推進体制の整備の施策】

施策事項	施策内容
①推進体制	■ 施策推進にあたっては、国・県の障害者福祉計画や第五次宇部市総合計画、その他の関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。 ■ 計画の進行管理については、地域自立支援協議会において報告し、進捗状況を分析・評価します。
②関係機関・市民団体などとの連携の推進	■ 「市民とともに」本計画を推進していくことを基本とし、社会福祉関係団体はもとより、市民活動団体（障害者関係団体も含む。）や民間事業所、自治会などとの協働により、事業運営等に取り組みます。
③国・県との連携	■ 国・県等の障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。 ■ 広域的な対応が必要な施策については、県や近隣自治体との連携により取り組みます。



第4章 第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画

1 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、市等が、障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する際の基本理念を次のように定めています。

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）、難病患者等に対しサービスの充実を図るとともに、引き続きその旨の周知を図ります。

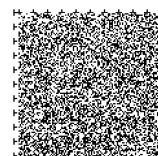
入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」等の課題に対応し、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、複合的な課題に対応するための重層的支援体制の整備など、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を推進します。



障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ることにより、地域体制の構築を図ります。障害児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害のあるなしにかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、日常生活において医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制を計画的に推進します。

障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施するために、提供体制の確保と併せて人材を確保していく必要があります。研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場の周知・広報等の取組を推進するとともに、職場環境の整備やハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組みます。

障害者の社会参加を支える取組定着

障害者が地域でいきいきと安心して健康的に暮らせるよう、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会を確保することで、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図るとともに、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

また、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図ります。

(2)基本目標

第7期障害福祉計画

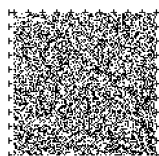
障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保にかかる目標として、以下の成果目標を設定します。

- ① 福祉施設から地域生活への移行促進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑥ 障害福祉サービス等の質の確保

第3期障害児福祉計画

障害児及びその家族への支援の観点から、身近な地域での支援などの課題に対応するために、障害児通所支援等の提供体制の確保にかかる目標を障害児支援の提供体制の整備等として、以下の成果目標を設定します。

- ⑦ 障害児支援の提供体制の整備等



2 成果目標と達成状況

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画では、令和2年(2020年)3月末現在の施設入所者数222人を基準として、4人(1.6%)が地域生活に移行し、施設入所者を4人(1.6%)削減するものとして目標値を設定しましたが、目標値を達成できていない状況です。今後も地域移行を進めていくために、地域で安心して生活することができる環境を整えていく必要があります。

■達成状況

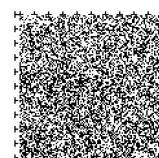
項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
地域移行支援の利用者数	1人	4人
施設入所者の削減数	1人	4人

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

共同生活援助及び地域定着支援の利用者数、保健・医療・福祉関係者による協議に関しては目標値を達成していますが、それ以外の項目については、障害に対する理解不足により地域社会の受け入れが不足している状況から地域移行支援が進んでなく目標値を達成できていない状況です。精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、情報共有や協議を進める等、精神障害者を地域で支える環境を整備する必要があります。

■達成状況

項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
地域移行支援の利用者数	0人	4人
共同生活援助の利用者数	109人	84人
地域定着支援の利用者数	10人	10人
自立生活援助の利用者数	1人	3人
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回
保健、医療、福祉関係者等の協議の場への参加者数	16人	15人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回



(3)地域生活支援拠点が有する機能の充実

相談体制、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の確保、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの必要な5つの機能の強化を図ることで、地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、地域生活支援拠点等の整備に面的整備型(複数の機関が分担して機能を担う体制)として、平成30年度(2018年度)に開催した第1回地域自立支援協議会において承認を受けました。引き続き、地域生活支援の強化を図るため、機能の充実に向け取り組んでいきます。

■達成状況

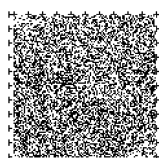
項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
地域生活支援拠点等の設置数	1か所	1か所
地域生活支援拠点等の機能の充実のための 運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回

(4)福祉施設から一般就労への移行等

第6期計画では、令和元年度(2019年度)の一般就労移行者数29人を基準として、47人(1.6倍)が一般就労に移行し、施設入所者を4人(1.6%)削減するものとして目標値を設定しました。令和4年度(2022年度)時点の現状値は、令和元年度(2019年度)から9人減少しているなど、すべての項目において目標値を達成していない状況です。障害者自身の自立した生活基盤の確保のため、一般就労への移行や定着支援を含めたさらなる就労支援の強化が必要です。

■達成状況

項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
福祉施設から一般就労する人数	20人	47人
就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	14人	33人
就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	3人	4人
就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	3人	10人
就労定着支援事業利用者数	20人	27人
就労定着支援事業所における就労定着率が80%以上の事業所の割合	66.7%	70.0%



(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援へのニーズの増加や複合的な課題に対応するため、相談支援体制の充実に取り組んできました。こうしたニーズは今後も増加することが見込まれるため、今後も引き続き、相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

■達成状況

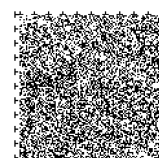
項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
障害の種別や各種のニーズに対応できる 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	6回	6回
地域の相談支援事業所の人材育成の支 援件数	4回	2回
地域の相談支援機関との連携強化の取組 の実施件数	12回	12回

(6) 障害福祉サービスの質の向上のための取組

障害福祉サービスの多様化が進む中で、質の高いサービスを提供できるよう研修への参加促進や事業所等との連携体制の構築に取り組んできました。今後も利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービスの質などの向上に取り組めます。

■達成状況

項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
県が実施する障害福祉サービス等に係る 研修その他の研修への職員の参加人数	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果を分析してその結果を活用し、事 業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	有
障害者自立支援審査支払等システム等による 審査結果を分析してその結果を活用し、 事業所や関係自治体等と共有する回数	-	1回



(7)障害児支援の提供体制の整備

第2期計画期間では、個々に応じたきめ細かな指導や支援の一層の充実を目指し、障害児支援の提供体制の整備に取り組んできました。今後も、障害児通所支援等における障害児及びその家族に対し、必要な支援の充実を図ります。

■達成状況

項目	令和4年度(2022年度) 現状値	令和5年度(2023年度) 目標値
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	(児童発達支援事業所) 1か所 (放課後等デイサービス事業所) 2か所	(児童発達支援事業所) 1か所 (放課後等デイサービス事業所) 2か所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	実施	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4名	2名

3 基本目標を実現するための施策

第7期障害福祉計画

1 福祉施設から地域生活への移行促進

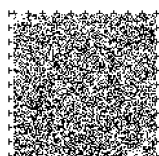
本市では、地域での生活を希望するすべての人が、地域で自立した生活を送ることを目指し、各施設における取組に加えて、地域における様々な機関が連携協働して支援を行うこととしており、令和8年度(2026年度)末までに地域生活に移行する障害者の人数と合わせ、施設入所者数の目標値を次のように設定します。

■成果目標の考え方

国の指針	・地域移行者数:地域生活に移行する人について、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとします。 ・施設入所者数:令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減することとします。
------	--

■成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数(A)	221人	令和4年度(2022年度)末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数(B)	14人	令和8年度(2026年度)末までに6%以上 ((A)×6%)
【成果目標】 施設入所者の削減数(F)	12人	令和8年度(2026年度)末までに5%以上 ((A)×5%)



■確保方策

入所施設から地域生活への移行の可能性があると判断される入所者が実際に地域に移行するためには、本人の意志や家族の理解をはじめ、入所施設側の地域移行に向けての支援など、解決すべき多くの課題があります。このような状況のなか、施設入所者の地域生活への移行に向けて、次に掲げる方向性のもとに施策に取り組んでいきます。

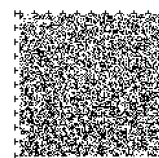
方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域生活への移行を進める体制づくり	■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。 ■地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験事業やグループホーム等の体験の利用を促進します。
③地域生活への支援	■共同生活援助(グループホーム)や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。
④相談支援の充実	■障害者相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者を地域で支える環境を整備するため、支援体制の充実を図るとともにサービスの利用状況を把握することが求められていることから、本市において、以下の活動指標を設定します。

■活動指標

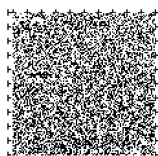
サービス種別	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域移行支援の利用者数	人/年	1	1	1
共同生活支援の利用者数	人/年	106	110	114
地域定着支援の利用者数	人/年	10	10	10
自立生活援助の利用者数	人/年	1	1	1
自立生活訓練(生活訓練)の利用者数	人/年	5	5	5
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療、福祉関係者による協議の場への参加者数	人/年	15	15	15
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1



■確保方策

本市には、6か所の精神科病院、合計 1,071 床(令和4年(2022年)12月現在)の病床があることから、「社会的入院」の解消を視野に入れた地域生活への移行支援は重要な課題です。本市では、各病院にある「地域連携室」等と協働しながら退院調整に取り組んでいますが、地域生活への移行を進めるには、家族や本人の意向など多くの課題に対する集中的・長期的な働きかけが必要です。さらに、在院中から退院後の生活まで一貫して寄り添える支援者として、地域のケアマネジメント機関(相談支援事業所)が病院と協働して支援することが重要となるため、精神的な不安の高まる夜間も含めた相談支援体制の充実が求められています。退院後には、精神科の医療機関以外に、地域の中に日中安心して過ごせる居場所を確保することが特に重要です。このような考え方を踏まえながら、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、以下の方向性で施策に取り組んでいきます。

方向性	取組内容
①地域生活への移行の理解の促進	■障害者の意思を尊重するとともに、地域住民や家族、施設などの地域生活への移行に対する理解の促進を図ります。
②地域包括ケアシステムの推進	■関係機関との連携を図るとともに、地域相談支援(地域移行支援)体制の整備・充実を進めます。 ■地域の中に日中安心して過ごせる居場所を整備し、地域住民との交流を推進します。
③地域生活への移行を進める体制づくり	■共同生活援助(グループホーム)や公営住宅などの生活の場の確保を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた障害福祉サービスの提供や、就労・余暇活動・生涯学習などの日常生活や社会生活全般にわたる活動の場の支援の充実を図ります。
④支援者による協議の場の設置	■障害者相談支援や計画相談支援及び地域相談支援(地域定着支援)等の活用により、地域において自立した生活を営むうえで様々な相談に応じます。
⑤地域生活への支援	■住宅セーフティネット制度を活用し、障害者の住まいの安定確保を推進します。 ■地域での自立生活への移行を支援するための地域生活体験利用を促進します。



3 地域生活支援の充実

障害児・者の地域での暮らしの安心感を担保し、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えながら、支援体制の強化を図る必要があります。本市では、障害児・者の地域生活支援の強化を図るため、地域生活支援拠点等の充実に向け、次のように目標値を設定します。

■成果目標の考え方

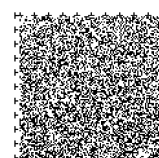
国の指針	・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備 ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 ・各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握した支援体制の整備 ・年一回以上、支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討を実施
------	---

■成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	年1回	地域生活支援拠点等の運用状況を検証し、機能の充実のための検討を年一回以上実施する。
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に取り組む。

■確保方策

方向性	取組内容
①相談支援の充実	■地域生活への移行や親元からの自立、また、その後の一人暮らしを支援するため、相談支援の充実を図ります。
②体験の機会・場の確保	■一人暮らしやグループホームへの入居を支援するため、体験の機会の提供を促進します。
③緊急時の受け入れ・対応	■緊急時の対応のため、開所時間外であっても連絡がとれる相談支援体制や、緊急時の受け入れ対応体制を確保します。
④地域の体制づくり	■地域での生活支援を充実させるため、人材の確保・養成や各関係機関との連携を行います。 ■障害者の高齢化・重度化に対応するため、地域における地域資源の活用やコーディネーターの配置等を行います。



4 福祉施設から一般就労への移行等

本市には、令和5年(2023年)4月1日現在6か所(定員68名)の就労移行支援事業所があります。就労移行支援事業は、2年間という有期限のサービスであり、令和3年度(2021年度)の就労移行支援事業の利用者は、108人です。宇部公共職業安定所の障害者の職業紹介状況をみると、管内で令和3年度(2021年度)に就職した障害者は209人です。本市では、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、障害福祉サービス事業所(就労支援)などで構成する「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」が中心となって、障害者の就労支援を進めており、福祉施設から一般就労した人は、令和元年度(2019年度)は29人でしたが、令和3年度(2021年度)は35人と増加しています。

■成果目標の考え方

国の指針	・一般就労への移行者数：令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業からの一般就労移行者数：令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数：令和3年度(2021年度)実績の概ね1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数：令和3年度(2021年度)実績の概ね1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合：5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上 ・就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 ※過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者の割合
------	--

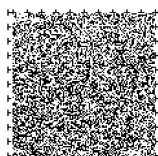
■成果目標

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	35人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	45人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.28

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	22人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	29人	令和8年度(2026年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 (A)×1.31



・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	4人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	6人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.29

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数(A)	9人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	12人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労する人の数 (A)×1.28

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所の割合	50%以上	令和8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

・就労定着支援事業利用者数

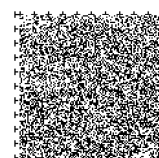
項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数(A)	18人	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	26人	令和8年度(2026年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数 (A)×1.41

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

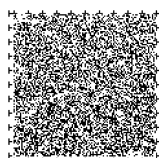
項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所の割合	25%以上	令和8年度(2026年度)末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

■確保方策

本市では、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、次に掲げる方向性のもとに、働きたいと希望する人を福祉施設から一般就労に移行するための施策に取り組んでいきます。また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の施行に伴い、市内の障害者就労施設等の物品等の受注機会の拡大を図ります。



方向性	取組内容
①障害者雇用の理解の促進	■公共職業安定所などと連携して、地元企業に対して法定雇用率の達成や受け入れ職場の障害者への理解など、障害者雇用に係る積極的な啓発活動を展開します。
②就労相談・情報提供体制の整備	■働きたいと希望する障害者や離職者・特別支援学校卒業者の就労を支援するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどと連携して、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細かな相談・情報提供に努めます。 ■公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携して、障害者の就労相談を充実します。
③一般就労のための支援	■利用者の状況に合わせ福祉的就労から一般就労へとステップアップしていくことが可能となるよう、関係機関とさらなる連携を図りながら支援を充実します。 ■特別支援学校在学中から就労に向けた意欲喚起に取り組みます。
④就労支援システムの強化	■「障害者就労支援ネットワーク会議」で雇用・就労についての情報共有を図るとともに、企業などへの意識の啓発や就労先の開拓、就労意欲の向上への取組、就職後のフォローなど、総合的な就労支援体制を構築します。 ■障害者の自立、就労促進並びに職場定着の強化のために、障害者就業・生活支援センターを中心に、公共職業安定所や企業、障害者職業センター、障害福祉サービス事業所(就労支援)などとの連携を図り、ネットワークを強化します。
⑤福祉就労の充実等	■福祉施設の支援の充実や就労移行支援の利用促進を図るとともに、福祉施設の指導体制を強化することで、一般就労への移行を推進します。 ■職場で安心して就労が継続できるとともに就労の定着に向け、就労移行支援事業所と連携して就労定着支援の利用促進を図ります。
⑥受注機会の拡大	■障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進を図ります。



5 地域における相談支援体制の充実・強化

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、多様な相談内容や、地域における生活上の複合的な課題に対応し、増大するニーズや複雑化する相談に総合的に対応できるよう相談支援体制の充実・強化に取り組む必要があります。本市では、総合的・専門的な相談支援として、基幹相談支援センター等により実施していますが、専門的な指導・助言、人材育成及び連携強化の取組等、相談支援体制の充実・強化に向け次のように目標値を設定します。

■成果目標の考え方

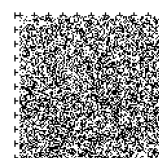
国の指針	・各市町村において、令和8年度(2026年度)末までに基幹相談支援センターを設置する ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う
------	---

■成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	実施	設置済み
協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組	実施	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う。また、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

■確保方策

方向性	取組内容
①相談支援体制の強化	■計画相談支援事業所への指導・助言のほか、研修会の開催など人材育成の支援に取り組みます。
②連携の場の設置	■地域において自立した日常生活や社会生活を営むため適切な支援につなげられるよう相談機関や関係機関との連携を図ります。 ■地域自立支援協議会内の相談支援部会において、計画相談支援専門員の資質の向上及び地域課題の共有や事業所連携の強化を図ります。



6 障害福祉サービス等の質の確保

近年の障害福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業所が参入していますが、人材確保や専門性の高い人材の養成が課題とする声も多く挙がっており、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供する必要があります。そのために、障害福祉サービスの質の向上のため、障害福祉サービス等に係る研修の参加や、障害者総合支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有体制の構築に努め、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

■成果目標の考え方

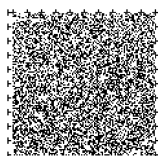
国の指針	・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する
------	--------------------------------------

■成果目標

項目	成果目標	考え方
障害福祉サービス等の質の向上のための体制整備	実施	障害福祉サービス等に係る各種研修や障害者総合支援給付審査支払等システム等を活用し、適切なサービスの提供に取り組む。

■確保方策

方向性	取組内容
①県が実施する研修への参加	■県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加します。
②適正な運営を行う事業所の確保	■障害者総合支援給付審査支払等システム等を活用し、請求の過誤や障害福祉サービス等の提供の検証を行います。 ■実地指導や指導監査の適正な実施に努め、結果の共有を図ります。
③虐待対応後のモニタリングの強化	■虐待が発生した際に早期発見・早期発見が可能となるよう、より一層のモニタリングの強化に取り組めます。



第3期障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、身近な場所で提供する体制を構築していくことが重要であるため、宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について令和8年度(2026年度)末までの目標を次のように設定します。

■成果目標の考え方

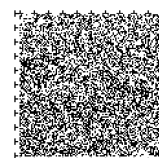
国の指針	・令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。 ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ・令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上確保する。 ・令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------	--

■成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	実施	1か所設置済み
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	実施	令和4年度(2022年度)に1か所設置済み
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	実施	2か所設置済み
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	4名配置済み

■確保方策

本市においては、上記施設等は既に設置されているため、利用希望する障害児及びその保護者等に対して十分説明し、円滑な利用につながるよう関係機関等と連携していきます。また、医療的ケア児への適切な支援のため、支援内容を含めた情報を共有するために関係機関による協議を実施するとともに、コーディネーター配置を進め総合的な支援の充実に向け取り組んでいきます。



方向性	取組内容
①発達障害児への支援の充実 (体制図 P60)	■ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が受けられるよう、関係機関と連携し、支援体制を構築します。 ■専門職が連携した発達障害に関する相談窓口の設置や、ペアレントメンター活動の支援、支援者の育成など、総合的な発達障害の支援に取り組みます。
②医療的ケア児への支援の充実	■医療的ケア児を地域で支援するために、関係機関による情報交換会を定期的に行い、情報共有の場を設けます。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児への支援の充実を図ります。

4 障害福祉サービス量の見込みと方策

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

訪問系サービスには、「居宅介護」、常時介護を要する障害者へのサービスとして「重度訪問介護」及び「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」があり、視覚障害者へのサービスとして「同行援護」があります。

<居宅介護>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	45,389	45,842	46,300
人/月	210	212	214

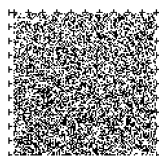
<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<重度訪問介護>

常時介護を必要とする障害支援区分4以上の重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	33,186	35,138	37,090
人/月	17	18	19

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>



<同行援護>

視覚障害のため移動が著しく困難な障害者に対して、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	14,398	14,541	14,686
人/月	45	46	47

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<行動援護>

知的障害又は精神障害などにより行動が著しく困難な障害支援区分3以上の人に対して、危険を回避するための必要な支援や外出支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	240	240	240
人/月	1	1	1

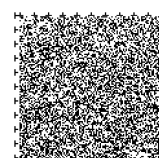
<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<重度障害者等包括支援>

介護の必要度が著しく高く、障害支援区分6の気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている身体障害又は最重度の知的障害の利用者に対して、通所などのサービスを組み合わせて包括的にを行います。本サービスは県内に事業所がなく、全国的にも利用実績が非常に少ないことから、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

訪問系サービスにおける見込量の確保方策

- 訪問系サービスについては、緊急時を含め、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。
- 障害の特性を十分に理解したヘルパーを養成及び確保することにより、サービスの充実に図ります。
- コミュニケーション支援人材育成助成金により、資格取得等に要する費用の一部を助成し、ヘルパーに必要な専門的知識の習得や技能の向上を支援します。



②日中活動系サービス

日中活動系サービスは「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」など、地域生活における日中活動の11のサービスに区分されます。

<生活介護>

常時介護が必要な人に対して、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。利用については、年齢や障害支援区分、施設入所の有無により判断します。(右表参照)

	在宅	施設入所者
50歳未満	区分3以上	区分4以上
50歳以上	区分2以上	区分3以上

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	108,158	109,128	110,098
人/月	446	450	454

<上段：年間延利用時間、下段：月平均利用者数>

<自立訓練(機能訓練)>

地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復などのための支援を一定期間(頸椎損傷による四肢の麻痺などの状況にある人は3年間、それ以外は1年6か月間)行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	204	204	204
人/月	1	1	1

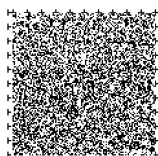
<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<自立訓練(生活訓練)>

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのための支援を一定期間(長期入院後などの状況にある人は3年間、それ以外は2年間)行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	1,286	1,286	1,286
人/月	5	5	5

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>



<就労移行支援>

一般企業などでの就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を一定期間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得の場合を除き2年間)行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	7,618	7,618	7,618
人/月	34	34	34

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労継続支援(A型)>

雇用契約の締結などによる就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力などの向上のための支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	34,430	36,627	39,069
人/月	141	150	160

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労継続支援(B型)>

雇用契約の締結等によらず、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他就労に必要な知識・能力等の向上のための支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	123,572	126,494	129,625
人/月	592	606	621

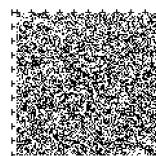
<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<就労定着支援>

就労移行支援等の利用を経て一般就労した人に対して、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている場合に相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との調整やそれに伴う課題解決に向けての支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/月	26	26	26

<月平均利用者数>



<就労選択支援(令和7年10月からの新規事業)>

就労系障害福祉サービス利用前に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事中の配慮点の整理などを行い、障害者の希望する仕事に就くための具体的な計画を作成し、希望する仕事に就くためにより適切なサービスを選択できるよう支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	-	60	120
人/月	-	2	4

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<療養介護>

医療機関に入院中で常時介護を必要とされる人に対して、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/月	32	32	32

<月平均利用者数>

<福祉型短期入所>

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、施設で短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	3,327	3,497	3,668
人/月	39	41	43

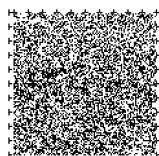
<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<医療型短期入所>

自宅で介護する人が病気などの場合に、夜間も含め、病院で短期間の入浴、排せつ、食事の介護及び医療ケアなどを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	180	180	180
人/月	3	3	3

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>



日中活動系サービスにおける見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、医療ケアなどのニーズに対応できる日中活動系サービスの提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 「就労移行支援」や「就労継続支援」については、関係機関と連携を図り、定着支援を含む就労支援に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上を促進します。
- 障害福祉サービス事業所間での研修会や情報交換などを促進することにより、支援者の質の向上を図ります。
- 事業所において、利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるとともに適切な解決が図られるよう、苦情解決体制の整備及び障害者虐待防止法に基づいて、虐待防止のための体制整備を図ります。
- 「短期入所」については、広域的な連携を図りながら、緊急時などにも利用できる短期入所の確保に努めます。

③居住系サービス

居住系サービスは「自立生活援助」や「共同生活援助(グループホーム)」、「施設入所支援」があります。

<自立生活援助>

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整に関する援助を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/月	1	1	1

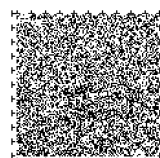
<月平均利用者数>

<共同生活援助>

地域で共同生活を営む障害者に対して、相談その他の日常生活上の援助を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/月	266	276	286

<月平均利用者数>



<施設入所支援>

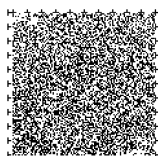
介護が必要な障害支援区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/月	219	214	209

<月平均利用者数>

居住系サービスにおける見込量確保の方策

- 共同生活援助(グループホーム)については、広域的な連携を図りながら、地域での生活の場の確保に努めます。
- 施設入所については、利用者の希望などを十分把握し、地域生活に向けての具体的な説明や支援等に努めます。
- グループホーム等での地域生活の体験など地域移行支援や地域定着支援を強化していくとともに、居住サポートの構築や地域の障害者理解の促進に努めます。



④相談支援

計画相談支援では、障害福祉サービスを利用する人に対して、地域で安心し充実した生活を営むことを目的とした、個別の効果的なサービス提供プログラムを作成します。

地域相談支援(地域移行支援)では、施設や病院等に長期入所していた者が地域で生活するための、住居の確保や新生活の準備などについて支援します。

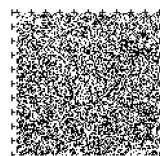
地域相談支援(地域定着支援)では、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間等も含めた緊急時における連絡、相談などのサポートをします。

サービス種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
計画相談支援	人/月	444	463	482
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	10	10	10

<月平均利用者数>

相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業所の参入など相談支援の担い手を確保し、障害者と家族が定期的に相談でき安心して生活ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となり相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。また、相談支援専門員の質の向上のため、研修等の取組を推進します。
- 高齢障害者の意向や、個々の状況、生活ニーズの把握等により、障害者特有の支援の必要性がある場合は、障害福祉サービスの継続を行います。また、支援が途切れないよう、同一の事業所で一体的に介護保険サービスと障害福祉サービスが提供可能となる共生型サービス事業の参入も促進し、地域とも有機的に結びついた総合的なサービス提供体制の構築に努めます。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 利用にあたっての手続きや書類の代筆・代読などを支援し、サービスを利用しやすい環境の整備に取り組みます。
- 緊急時に対応ができるように、障害者相談支援事業所において開所時間外であっても連絡がとれる相談支援体制の維持・継続に努めます。



(2)地域生活支援事業

①障害者理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

研修・啓発事業	単位	第7期見込量		
		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
障害者理解促進講座等の受講	人	1,900	2,000	2,100

障害者理解促進研修・啓発事業における見込量確保の方策

■障害者理解促進研修・啓発事業の周知に努めるとともに、関係機関とも連携を図り、事業の充実に努めます。

②自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

自発的活動に対する取組	単位	第7期見込量		
		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
自発的活動に対する活動費用の助成	件	8	10	12

自発的活動支援事業における見込量確保の方策

■関係機関と連携を図り、自発的活動支援事業の周知を行い、事業の充実に努めます。

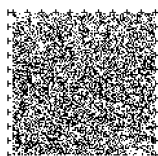
③障害者相談支援事業

障害者等の自立と社会参加を促進するため、障害者等からの様々な相談に対応し、地域における生活を支援します。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
か所	3	3	3

障害者相談支援事業における見込量確保の方策

■障害者相談支援事業所の周知に努めるとともに、関係機関と連携を図り、対象者の相談支援の充実に努めます。



④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、利用にあたり必要となる費用を負担することが困難である者に対し、利用に係る経費の助成を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/年	6	7	8

成年後見制度利用支援事業における見込量確保の方策

■制度の周知に努めるとともに、関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。

⑤コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化や社会的自立を支援するため、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行うとともに、専任の手話通訳者の設置を行います。

<手話通訳者派遣事業>

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/年	390	394	398

<要約筆記奉仕員派遣事業>

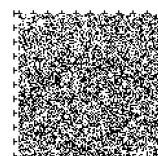
単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/年	50	50	50

<手話通訳者設置事業>

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人	3	3	3

コミュニケーション支援事業における見込量確保の方策

- 「手話通訳者派遣事業」については、養成講座を修了した手話奉仕員を会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「要約筆記奉仕員派遣事業」については、養成講座を修了した要約奉仕員を会議などに派遣できるよう体制を整備します。
- 「手話通訳者設置事業」については、専任の通訳者を設置し、常に対応できる体制を整備します。



⑥日常生活用具給付事業

障害のある人に対して、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。

サービス種別	単位	第7期見込量		
		令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
介護・訓練支援用具	件/年	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	22	25	28
在宅療養等支援用具	件/年	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	件/年	64	69	74
排せつ管理支援用具	件/年	4,590	4,870	5,150
住宅改修費	件/年	4	4	4

日常生活用具給付事業における見込量確保の方策

- 日常生活を支援する用具を障害の種類や程度など、それぞれの特性に応じて給付することで、適正な支援を行います。

⑦移動支援事業

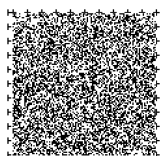
屋外での移動が困難な障害者について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の情報伝達、見守りなどの支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	6,318	6,634	6,966
人/月	44	47	50

<上段：年間延利用時間、下段：年間実利用者数>

移動支援事業における見込量確保の方策

- 移動支援事業については、ニーズに対応できるサービス提供体制の充実に努めます。



⑧日中一時支援事業

障害者の家族の就労及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者の日中における活動の場を提供します。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
時間/年	37,589	39,469	41,443
人/月	579	608	639

<上段：年間延利用時間、下段：年間実利用者数>

日中一時支援事業における見込量確保の方策

■サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、日中一時支援事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(3)障害児支援

①障害児通所支援

障害児通所支援のサービスは「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」など、5つのサービスに区分されます。

<児童発達支援(福祉型)>

未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	25,118	27,694	30,431
人/月	156	172	189

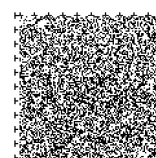
<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<放課後等デイサービス>

就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	67,431	75,082	83,622
人/月	379	422	470

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>



<保育所等訪問支援>

保育所等における、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	376	388	400
人/月	29	31	33

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

<児童発達支援(医療型)>

指定医療機関に通い、児童発達支援及び治療を行います

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
日/年	190	190	190
人/月	1	1	1

<上段：年間延利用日数、下段：月平均利用者数>

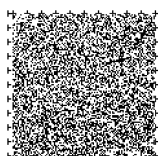
<居宅訪問型児童発達支援>

重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を行います。

実績はなく、相談等も少ないため、本市ではサービスの利用を見込んでいません。

障害児通所支援における見込量確保の方策

- サービスの利用希望者を適切に把握するとともに、重症心身障害児等の医療ケアなどのニーズに対応できるサービス提供事業所を確保するため、多様な事業所の参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。
- 教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。
- 地域の中核的支援施設として、児童発達支援センターにおいて専門的機能の強化を図ります。また、集団生活の適応を図るため、保育所等訪問支援を実施します。
- 宇部市子ども・子育て支援事業計画との整合性を図り、障害の早期発見・早期治療、早期療育のため、乳幼児健康診査の充実や、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等をはじめとする障害児に対する研修等の充実を図り、療育が必要なこどもに対して、適切な支援に取り組めます。また、障害児が地域で安全に安心して生活ができるように、通所サービスや短期入所の充実にも努めるとともに、適切な就学指導の充実や、保育所、幼稚園、学童保育クラブ及び学校と連携して受け入れ体制の整備に取り組めます。



②障害児相談支援

<障害児相談支援>

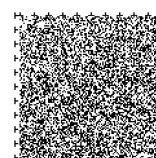
障害児相談支援では、障害児通所支援を利用する人に対して、地域で安心して充実した生活を営むことを目的とした個別の計画的なプログラムを作成します。

単位	第7期見込量		
	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)
人/月	157	181	209

<月平均利用者数>

障害児相談支援における見込量確保の方策

- 多様な事業所の参入など相談支援の担い手を確保し、相談支援体制の充実に努めます。
- 基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が、地域の相談支援の拠点となり、相談支援専門員の人材育成等を行うなど、相談支援体制を強化します。
- ライフステージのあらゆる段階で障害福祉サービスの情報提供ができるよう、関係機関との連携を図ります。
- 障害者と家族が定期的に相談でき、安心につながる情報提供ができるよう体制を整備します。



5 計画の推進体制

(1)計画の進行管理

計画については、国・県などの障害福祉関連計画との整合性を図るとともに、法改正への対応など、国の制度改革の動向にも注視しながら、柔軟に対応していきます。また、上位計画である第五次障害者福祉計画と一体的に推進し、計画の進行管理については、地域自立支援協議会に報告し、協議会委員の意見を踏まえながら、進捗状況を分析・評価します。

(2)計画の推進体制の充実

①関係機関・団体との連携

計画については、障害当事者やその家族からなる障害者関係団体をはじめ、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野にわたる関係団体・機関及び関係行政機関などと連携を図り推進します。

また、地域課題の解決に向け、専門部会からなる実務者会議、事務局会議及び地域自立支援協議会などで協議や検討を行い、サービスの提供体制を強化します。

障害児支援についても、障害児のライフステージに応じた適切な支援が行えるよう、関係機関のネットワークの在り方、支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方などについて協議し、サービスの提供体制を充実します。

さらに、障害者の高齢化が進んでいることから、介護保険制度へのスムーズな移行を行うため、訪問介護支援事業所や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化し、情報共有を行うとともに、障害福祉固有のサービスについては、介護保険制度の移行対象者でも、障害福祉サービスでの対応をしている状況です。

②サービス見込量確保への取組

サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のために、サービス提供の意向を有する事業所の把握や広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を促進します。

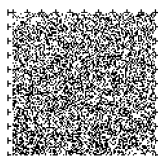
また、事業所指定を行う県(一部、市)と連携して、必要なサービスの基盤整備を計画的に行います。

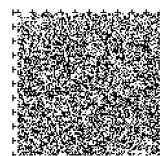
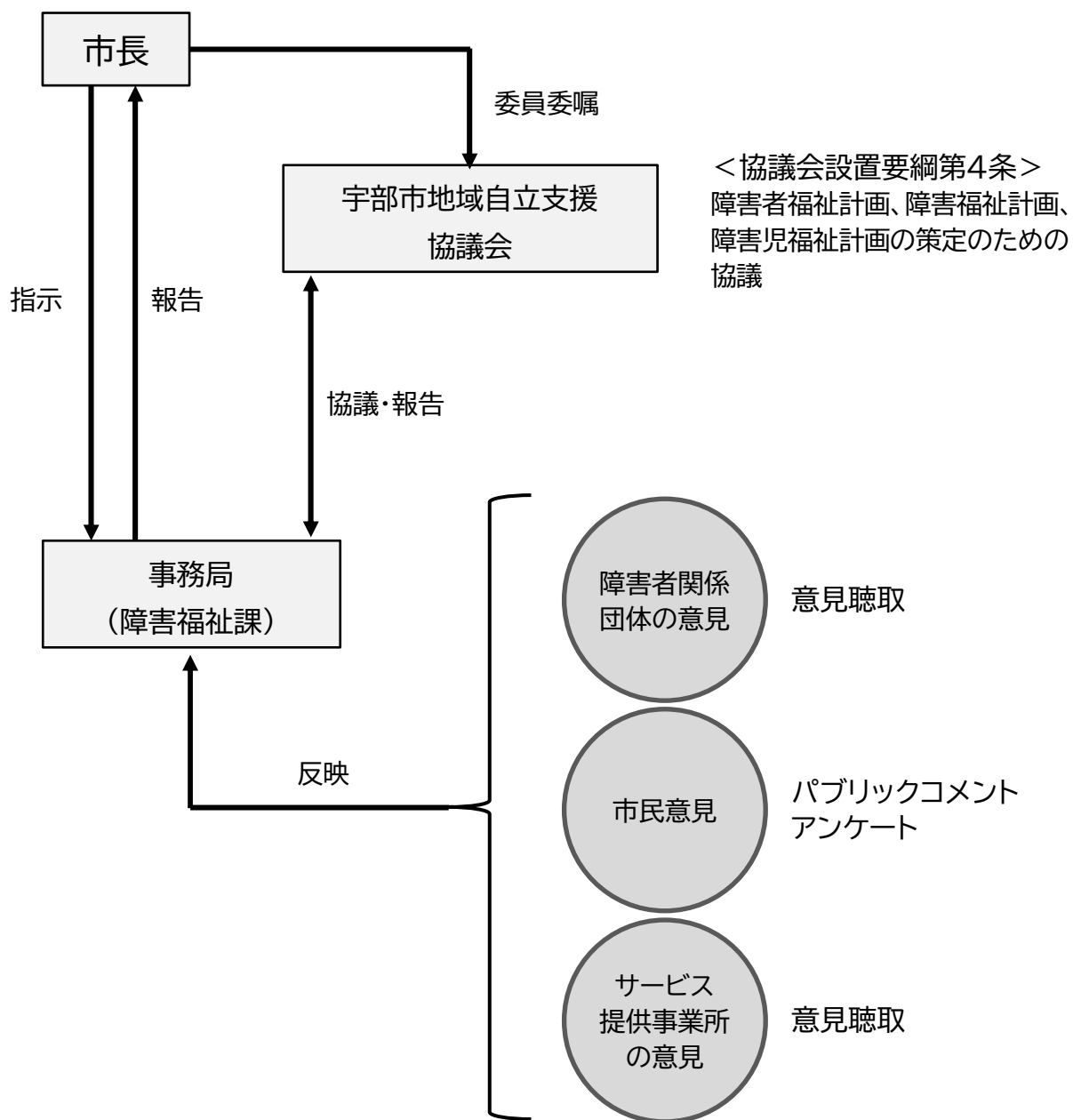
さらに、介護保険制度等他施策との連携を図り総合的施策の推進に取り組みます。

③サービスの質の向上への取組

サービスの提供にあたって基本となるのは人材であり、県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、研修、サービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組など、資質の向上に関する総合的な取組を推進します。

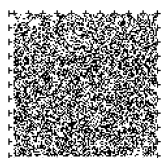
また、基幹相談支援センターや障害者相談支援事業所が中心となり、相談支援を行う人材の育成支援や、個別事例における専門的な指導や助言を行います。





2 策定過程

開催日	会議名等	内容
令和5年(2023年) 5月18日	第1回 宇部市地域自立支援協議会	・第五次宇部市障害者福祉計画、第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画の概要 ・次期計画の策定スケジュールとアンケート実施予定の説明
令和5年(2023年) 6月30日～7月14日	アンケート調査	・宇部市在住の障害者手帳所持者等を対象に実施
令和5年(2023年) 7月6日～20日	障害福祉サービス事業所からの意見聴取	意見提出数:133 件
令和5年(2023年) 7月6日～25日	障害者団体からの意見聴取	意見提出数:25 件
令和5年(2023年) 10月31日	第2回 宇部市地域自立支援協議会	・書面開催 ・第五次宇部市障害者福祉計画、第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画の骨子案 ・第6期宇部市障害福祉計画及び第2期宇部市障害児福祉計画の実績報告
令和5年(2023年) 12月12日	第3回 宇部市地域自立支援協議会	・第五次宇部市障害者福祉計画、第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画の素案
令和5年(2023年) 12月23日～ 令和6年(2024年) 1月23日	パブリックコメント	意見提出数:43件
令和6年(2024年) 2月8日	第4回 宇部市地域自立支援協議会	・パブリックコメント実施の対応 ・第五次宇部市障害者福祉計画、第7期宇部市障害福祉計画及び第3期宇部市障害児福祉計画の素案



3 宇部市地域自立支援協議会について

宇部市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるため、宇部市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、関係機関の代表者及び市民からなる代表者会議、各専門部会の代表者及び事務局、社会福祉協議会及び基幹相談支援センターからなる事務局会議並びに関係機関の実務担当者からなる実務者会議を組織する。

2 代表者会議の委員は20名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 別表1に定める関係団体等の役職員

(2) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 相談支援事業の運営に関すること。

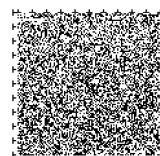
(2) 地域の情報と課題に関すること。

(3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

(4) その他(障害者福祉計画及び障害福祉計画の策定並びにその具体化に向けた協議 等)

2 代表者会議は会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。



(事務局会議)

第5条 事務局会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 専門部会の情報共有及び課題の集約や整理分析に関すること。
- (2) 地域課題の検証及び代表者会議への提案に関すること。
- (3) 地域課題の解決のための検討に関すること。
- (4) その他(ワーキングチームの設置 等)

(実務者会議)

第6条 実務者会議に専門部会を置き、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (2) 地域の情報と課題の共有に関すること。
- (3) その他(社会資源の発掘 等)

2 専門部会は、実情に応じ随時開催するものとする。

3 専門的分野から各事項の調査検討等を行うため、専門部会にワーキングチームを置くことができる。

(代表者会議の委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 現に委員である者の異動等に伴い又は増員により委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

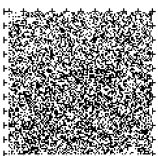
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

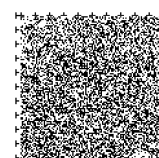
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



別表 1

宇部市地域自立支援協議会委員選出団体一覧

N o	区分	選出団体
1	学識経験者	宇部フロンティア大学
2	//	宇部市障害者ケア協議会
3	障害当事者団体	宇部市身体障害者団体連合会
4	//	特定非営利活動法人むつみ会
5	//	在宅障害児・者と家族を支援する会
6	福祉団体	宇部市民生児童委員協議会
7	相談支援事業者	社会福祉法人神原苑（神原苑）
8	//	社会福祉法人扶老会（生活支援センターふなき）
9～10	福祉サービス事業者	※市内 2 事業者を市が選出
11	保健・医療	宇部市医師会
12	//	山口県立こころの医療センター
13	教育	山口県立宇部総合支援学校
14	就労支援	宇部公共職業安定所
15～18	専門部会	各専門部会の代表者
19	市民代表	一般公募



4 宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例

宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例(平成29年条例第7号)

本市は、障害のあるなしにかかわらず、お互いの個性を認め合い支え合って、市民一人ひとりが安心していきいきと暮らせるまちを目指しています。

しかしながら、いまだ現代社会においては、音声や文字をそのままでは受け取りにくい障害のある人の多くは、必要な情報の取得や周囲の人たちとのコミュニケーションが困難なことから、日常的に不安を抱えて生活しています。

このような状況の下、平成26年1月に国が批准した障害者の権利に関する条約においては、コミュニケーションには、手話、文字の表示、点字、音声、平易な表現など多様な手段があると規定され、同条約を基に改定された障害者基本法においてはコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められています。

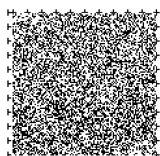
さらに、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては障害を理由とする差別的取扱いの禁止と情報伝達やコミュニケーションについての合理的配慮が、社会の中で求められることとなりました。

本市においても、これらの法の制定又は改正の趣旨を踏まえ、障害のある人が現在よりも容易に情報を取得し、意思疎通を十分に図ることができる環境を整備することは不可欠です。

そこで、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保するとともに、障害のある人への市民の理解を促進することにより、本市のすべての人々がお互いを尊重し支え合うことで、心豊かに共生していくことができる宇部市を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人へのコミュニケーション支援について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進方針を定めることにより、障害のある人にとってそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用ができるような環境を構築し、障害のある人もない人もすべての市民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。



(定義)

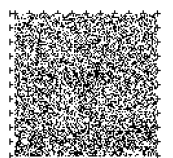
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難治性疾患その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、つながりを築くことをいい、障害のある人への情報の伝達、障害のある人からの意思表示及び発言の保障もこれに含む。
- (3) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、代用音声(咽頭摘出等により使用するものをいう。)、重度障害者用意思伝達装置その他障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーション支援用具等をいう。
- (4) コミュニケーション支援 手話、要約筆記、点訳及び音訳、盲ろう者向けの通訳、平易な表現の実施、代読及び代筆その他障害のある人への伝達補助等の支援をいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳を行う者、要約筆記を行う者、点訳及び音訳を行う者、盲ろう者向けの通訳・介助を行う者その他障害のある人への伝達補助等を行う支援者(成年後見人等を含む。)をいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障することをいう。
- (8) 合理的配慮 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障害のない人と同等の権利を行使するため、特定の場合において必要とされるものであり、必要かつ適切な現状の変更、調整等であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (9) 社会的障壁 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣習、観念等をいう。

(基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行う権利は、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を活用することにより、最大限に尊重されなければならない。
- (2) 障害のある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人となない人とが相互に違いを理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。



(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、障害のある人が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策
- (2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段における情報保障及び合理的配慮に関する施策

2 前項の規定による施策の促進に当たっては、事業者をはじめ、国、山口県その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 障害のある人もない人も全ての市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進する施策に協力するよう努める。

(事業者の役割)

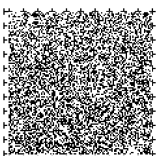
第6条 事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、障害のある人が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努める。

2 事業者は、第4条の規定により市が推進する施策に協力するよう努める。

(施策の推進方針)

第7条 市は、コミュニケーション手段に関しその普及及び利用の促進並びに情報保障及び合理的配慮を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民に対して、障害のある人への理解及びコミュニケーション手段の意義についての理解を促進するための施策
- (2) 障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を容易に利用することができるよう、支援環境の整備を促進するための施策
- (3) コミュニケーション支援者を確保し、及び養成するための施策
- (4) 事業者等に対して合理的配慮の実施について啓発を行うとともに、その取組を促進するための施策
- (5) 市内教育機関において障害のある人への理解を促進するための施策並びに障害のある児童生徒等に対し適切なコミュニケーション手段を活用した学習及び生活支援を行うための施策
- (6) 障害のある人が適切なコミュニケーション支援を受けることができるよう、移動等における社会的障壁を除去するための施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策



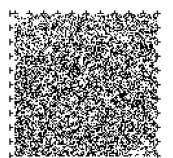
- 2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障害のある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聞くための協議の場を設けるものとする。
- 3 市は、第1項各号に規定する施策を策定した場合は、当該施策を宇部市障害者福祉計画に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。



用語解説

あ行

あいサポーター

あいサポート運動を実践する人。

あいサポート運動

様々な障害の特性を理解して、障害のある人が困っていることに対してちょっとした手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現を目指していく運動。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育システム

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育の仕組みのこと。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

インクルージョン

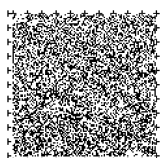
障害のあるなしにかかわらず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。

音声コード

紙に印刷された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボル(二次元のデータコード)のことで、このデータコードをもとに音声を出力させることができる。通常は、18mm角のコードの中に日本語(漢字かな混じり)で約 800 文字のテキストデータを記録することができる。

お気軽☆成年後見

ある特定の個人ではなく、宇部市社会福祉協議会が法人として後見人となり、組織として成年後見制度を運営する法人後見。法人後見は必要とする人を支えることで安全と安心が用意できる仕組み。



介護支援専門員

介護保険制度でケアマネジメントを実施する人のこと。要支援・要介護認定者及びその家族からの相談を受け、介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、市や他の介護サービス事業者との連絡、調整等を行う。

学習障害 (LD=Learning Disabilities)

基本的には、知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得に著しい困難を示す状態のこと。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

共同受注

商品や役務などの発注に対し、受付窓口を一本化し、受注するよう調整するとともに、複数の障害福祉サービス事業所が協力して受注するシステムのこと。(これまで対応できなかった発注の取り込みが可能となり、受注量の拡大や障害者の所得向上が期待される。

強度行動障害

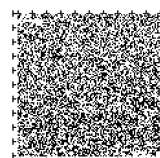
自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

グループホーム (共同生活援助)

障害者に対し、共同生活を行う住居において、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を提供するサービスのこと。

ケアマネジメント

障害者や家族からの相談に応じ、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、必要とされる様々な種類のサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直す仕組みのこと。



計画相談支援事業所（指定相談支援事業所）

地域の障害者等の福祉に関する様々な問題について、障害者又は障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを行う事業者のこと。なお、障害者総合支援法に基づき、県知事が相談支援事業を行う事業者として指定した者を指定相談支援事業所という。

権利擁護

意思表示が困難な寝たきりの高齢者や判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、代理人が権利や意思表示を支援・代弁し、福祉サービスの利用援助などを行うこと。

高機能自閉症

対人関係や言語の発達が遅れ、関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

合理的配慮

障害のある人の日常生活や社会生活の制限を取り除くため、個別の状況に応じて行う必要な配慮。例えば、乗り物への乗車にあたっての手助けや、筆談、読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。

コミュニティ・スクール

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校の教育活動を支援する制度のこと。

さ行

就労アセスメント

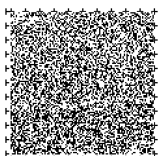
障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移動できるようにするための支援。

住宅セーフティネット制度

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、民間賃貸住宅や空き家を活用した制度のこと。

障害者ケア協議会（宇部市障害者ケア協議会）

障害者の生活を包括的に支援するとともに、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、自発的に集まった宇部市内の保健・医療・福祉・行政・学校・企業・市民のボランティア団体。



障害者差別解消支援地域協議会（宇部市障害者差別解消支援地域協議会）

地域において、障害者差別を解消するための取組を効果的・円滑に行うことを目的とした協議会のこと。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律のこと。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用・福祉・教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整などを積極的に行いながら、就業及び日常生活上の支援を一体的に行う施設のこと。

障害者相談員

障害者又はその家族等からの様々な相談に応じ、必要な指導及び助言など行う者のこと。

障害者相談支援事業所（委託相談支援事業所）

障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、専門的な知識を持つ支援員（コーディネーター）を中心に、地域生活支援拠点等における相談支援及び地域活動支援を実施する事業所のこと。

障害者就労ワークステーション（宇部市障害者就労ワークステーション）

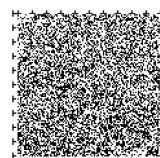
働く意欲のある障害者の自立を促進するとともに、市役所内の業務の効率化を図ることを目的として、平成22年（2010年）5月、市役所庁舎内に設置された部署のこと。定型的な庁内業務を集約し、雇用された障害者が一括して処理を行う。

障害者就労支援ネットワーク会議（宇部市障害者就労支援ネットワーク会議）

障害者の就労を促進するため、関係機関・団体などが連携し、連絡調整や情報交換を行うことを目的に設置された組織のこと。障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、企業、商工会議所、障害福祉サービス事業所（就労支援）などの職員で構成。（平成19年（2007年）4月に設置）

障害者見守り安心コールサービス

緊急な事態が起こったときに、ペンダント型や据え置き型の緊急通報装置のボタンを押すだけで、看護師等の専門知識を持つ職員が配置された受信センターに通報が入り、必要に応じて速やかに消防署に出動を要請する。



情報アクセシビリティ

年齢や障害のあるなしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。

スポーツコミッション（宇部市スポーツコミッション）

市民の多様なニーズに対応した、スポーツ機会の拡大及び健康づくり・体力づくりを推進するとともに、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」の実現、「健康長寿のまちづくり」を推進することを目的として設立。

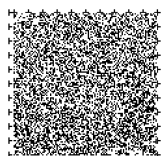
精神障害者就職サポーター

精神障害の受容や自己理解の支援、就職への不安感改善・軽減に向けたカウンセリングを行う。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等のため、判断能力が不十分な人に対し、成年後見人などが財産管理や契約などを行うときに支援する制度のこと。

本人や家族等の申立てを受けた家庭裁判所が後見人などを選任する「法定後見制度」と、判断能力がある人が、将来判断能力が衰えたときに備え、あらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」の2つがある。



多機能トイレ

車いすで利用でき、高齢者や障害者、乳幼児連れなどが利用できる機能のある多目的トイレのこと。トイレの不安がなく外出でき、安心して利用できる環境づくりとして、ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備が求められている。

ダブルケア

介護と子育てを同時に行うこと。

地域共生

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指すこと。

地域自立支援協議会（宇部市地域自立支援協議会）

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害当事者、民間有識者等からの幅広い意見を反映させるために設置。

注意欠陥多動性障害（AD/HD=attention deficit/hyperactivity disorder）

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害又は行動障害のこと。幼児期に現れる発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などが特徴。

通級指導教室

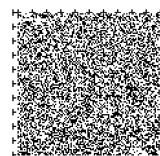
小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態などに応じた特別の指導を受ける指導形態（指導教室）のこと。通級指導教室の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）、弱視、難聴など。

特定健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が実施する健康診査。生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、早い段階で、体に起こった状態を発見し、生活習慣を改善することで病気の発症を予防しようとするもの。

特別支援教育青い鳥基金

寄附金を活用し、市内の公立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に演劇や、音楽、自然などにふれる体験活動などを行い、美しいものや優れたものと接して感動する情感豊かな心や人と関わる力を育むことにより、自立と社会参加を促す。



な行

ナッジ理論

行動経済学上、対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法。

ノンステップバス

車いすやベビーカーなどでも利用しやすいよう、床面を低くし、乗降口の段差(ステップ)をなくしたバスのこと。

は行

パーソナル手帳(相談・支援手帳)

医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関による情報の共有化を図り、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有を目的として配付される手帳(ファイル)のこと。保護者や相談・支援者は手帳に必要な情報を記入でき、各種の相談・支援を受ける際に手帳を提示することにより、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるようにしたもの。

バス優待乗車証(宇部市障害者バス優待乗車証)

障害者等の外出支援及び社会参加を支援するため、市内在住の障害者など(等級制限あり)に交付される対象路線のバス運賃が無料となる優待乗車証のこと。

発達障害等相談センター

発達障害等のある人が安心して地域生活を送ることができるよう支援することを目的として、本人と家族及びその支援者のための身近な相談窓口のこと。

バリアフリー対応型信号機

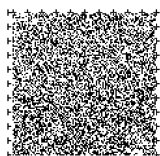
音響により信号表示の状況を知らせたり、押ボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する信号機のこと。

ヒアリングループ

マイクの声を直接補聴器や人工内耳に届けることができる補聴システムのこと。

ひきこもり相談支援

ひきこもりの当事者やその家族、支援者からの相談に応じ、適切な支援を行うこと。



福祉避難所

寝たきりの高齢者、障害者、妊産婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう市と利用協定を締結している福祉施設のこと。市では、特別養護老人ホームや障害者入所施設などと利用協定を締結している。

ペアレントメンター

発達障害のこどもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ悩みを抱える保護者に対して、相談や助言、情報提供を行う。

法定雇用率

障害者雇用を促進するために、企業や国・地方公共団体に対して定められている、雇用している労働者総数に占める障害者の割合のこと。

補装具の支給（補装具費支給制度）

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）を必要とする身体障害者に対して、補装具の購入又は修理などに要する費用を支給する制度のこと。

や行

山口県福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりについて、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本となる事項及び公共的施設の整備などに必要な事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、平成9年に制定された県条例のこと。

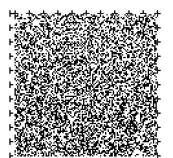
ユニバーサルデザイン

高齢者や障害者等を含めたすべての人が利用しやすいように、施設・製品・サービスなどに配慮が行われた設計（デザイン）のこと。

英数字

8050問題

80歳代の高齢の親と、ひきこもりも含めた働いていない独身の50歳代のこどもとが同居している世帯に生じる社会的孤立等の問題のこと。



DX

Digital Transformation の略。「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。

ICT

Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。持続可能な世界を実現するために、国連加盟193か国が平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの15年間で達成するために掲げた目標で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された。「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール(目標)と169のターゲット(より具体的な目標)から構成されている。

